

東京都建設リサイクルガイドライン (島しょ地域版)

令和 7 年 4 月

東 京 都

目次

第 1 章 基本的考え方	1
第 1 ガイドライン策定の目的	1
第 2 基本的考え方	1
1 建設資源循環	1
2 環境配慮	1
第 3 適用範囲等	2
1 適用範囲	2
2 位置付け	3
第 4 対象となる建設副産物等	3
第 2 章 建設リサイクルの準備	5
第 1 建設副産物情報交換システム（COBRIS）	5
1 COBRIS の機能・対象物等	5
2 発注部局の取組	6
3 受注者の取組	6
第 2 建設発生土に関する情報システム	7
第 3 計画段階の調査	7
1 公共工事土量調査	7
2 コンクリート塊調査（都独自取組）	7
第 3 章 リサイクル計画の作成等	9
第 1 リサイクル計画の作成	9
1 基本（予備）・詳細（実施）設計段階	9
2 積算段階	9
3 施工段階	11
（1）施工計画書へのリサイクル計画の記載事項	11
（2）施工計画書の添付書類	11
第 2 工事完了段階に提出する書類	13
第 4 章 建設副産物の適正処理（法令への対応）	14
第 1 基本的事項	14
1 建設副産物	14
2 建設廃棄物	14
第 2 適正処理の取組	14
1 建設副産物全般	14
（1）再生資源利用計画	14
（2）再生資源利用促進計画	15
2 建設廃棄物	16
（1）建設廃棄物の保管	16
（2）建設廃棄物の自己処理	17
（3）建設廃棄物の委託処理	17
（4）産業廃棄物運搬車両の表示及び書面携帯	22
（5）その他の処理完了報告	23
3 建設発生土	23
（1）土砂の埋立等の関係法令等の遵守	23
（2）搬入予定及び完了報告	23
（3）再生資源利用促進計画書（実施書）及び確認結果票の作成等	24
（4）受領書による管理	24
（5）最終搬出先の記録の作成、保存	25

(6) 土砂等を運搬する車両の表示	26
(7) 自然破壊行為への提供禁止	26
(8) 行政庁の取組（残土条例等について）	26
4 運搬に当たっての環境配慮等	26
5 汚染土壌	26
(1) 土壌汚染対策法及び環境確保条例（土壌汚染対策制度）の概要（平成 31 年 4 月 1 日改正後の規定によるもの）	27
(2) 土壌汚染状況調査及び対策の実施（平成 31 年 4 月 1 日改正後の規定による）	33
(3) ダイオキシン類による汚染土壌	42
6 せん定枝葉等	42
(1) 発生抑制	42
(2) 再資源化等	42
第 3 有害物質等の処理	43
1 関係法令の遵守	43
2 有害物質等の処理方針	44
第 4 環境に配慮した運搬の実施	47
1 運搬に当たっての環境配慮等	48
2 船舶輸送の活用	48
3 鉄道輸送の活用	48
第 5 章 建設副産物のリサイクル等（都独自取組）	50
第 1 建設廃棄物	50
1 コンクリート塊	50
2 アスファルト・コンクリート塊	52
3 建設発生木材	53
4 建設泥土	56
5 その他の建設廃棄物	59
6 建設混合廃棄物	62
第 2 建設発生土	62
1 建設発生土	62
(1) 発生抑制	63
(2) 現場内利用	64
(3) 工事間利用	64
(4) 指定処分（覆土利用、公的受入地利用等の活用）	65
(5) 指定処分（A）、（B）、（C）から指定処分Ⅰ、Ⅱへの変更について	68
(6) 有価引取（有償売却）	68
(7) 異物除去の徹底	69
(8) 廃棄物混じり土の取扱い	69
(9) スtockヤードの確保及び活用	69
2 しゅんせつ土	72
第 3 適正処理の確認	72
1 工事現場の日常管理	72
2 工事記録写真	72
第 6 章 緑のリサイクル等	73
第 1 熱帯雨林材等	73
第 2 多摩産材等	74
第 3 都内産の緑化植物	75
第 7 章 建設リサイクル実施状況の把握等	76
第 1 再生資源の利用（促進）状況等の報告	76

1	再生資源利用状況.....	76
2	再生資源利用促進状況.....	76
3	リサイクル阻害要因.....	76
第2	建設副産物実態調査等の実施.....	76
1	建設副産物実態調査.....	76
2	建設発生土有効利用実績調査.....	77
3	しゅんせつ土処分実績の取りまとめ.....	78
4	緑のリサイクル実態調査.....	78
5	建設グリーン調達実績調査.....	78
6	補足改善.....	79
第8章	建設リサイクルを支える仕組み.....	80
第1	研究開発の推進.....	80
第2	理解と参画の推進.....	80
第3	関係主体による連携協力.....	81
第4	その他の取組.....	82

(巻末資料)

(巻末一覧)

(注) リサイクル関係様式及び特記仕様書記載例については、必要に応じて、本土版の建設リサイクルガイドラインに掲載されているものを、そのまま使用するか、あるいは、改良して使用する。

第1章 基本的考え方

第1 ガイドライン策定の目的

「東京都建設リサイクルガイドライン(島しょ地域版)」(※)(以下「ガイドライン」という。)は、「東京都建設リサイクル推進計画」(以下「推進計画」という。)の個別計画その9(島の建設リサイクルを推進する)及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定するものである。

ガイドラインは、推進計画の個別計画その9を着実に推進するため、建設資源循環に関する各種の施策(事前調査、リサイクル計画、利用調整、適正な分別解体等及び再資源化等、建設グリーン調達、実施状況の把握等をいう。以下これらの施策を「建設リサイクル推進施策」という。)の実施について必要な、各島共通の代表的な事項を定める。

都は、建設工事の計画、設計、施工、維持管理等に当たっては、ガイドラインに基づき建設リサイクル推進施策を実施し、島しょ地域における建設資源循環の促進を図る。

※ここでの「リサイクル」とは、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の総称である。

第2 基本的考え方

1 建設資源循環

建設資源循環を促進するため、以下の取組を行う。

(1) 長期使用	○建築物や工作物の長期使用に努める。
(2) 発生抑制	○建設副産物が発生する建設工事等の施行に当たっては、まず発生抑制を徹底する。
(3) 事前調査及び利用調整等	○建設副産物が発生する場合、その対策については計画的な取組を行うものとし、毎年度、建設副産物の発生予測量などの調査を行い、この結果に基づき、現場内利用を促進するとともに、工事間利用等を促進するための利用調整を行う。
	○工事ごとにリサイクル計画を作成するとともに、リサイクルが不十分な場合はリサイクル阻害要因を明確にする。
	○有害物質及び残存物品については、関係法令を遵守して適正な処理を行う。
(4) 分別解体等及び再資源化等	○工事現場における分別解体等に当たっては、搬出先の再資源化施設の受入基準等を踏まえ、建設資材廃棄物をその種類ごとに分別する。また、工事現場において発生した建設資材廃棄物は、できる限り再資源化等を行う。
	○残存物品については、関係法令を遵守して適正な処理を行う
(5) 情報システムの活用	○建設副産物の再資源化等に当たっては、建設副産物に係る情報システム等を活用する。
(6) 実態調査及び補足改善	○現場内利用、工事間利用、再資源化等の実施状況については、毎年度、実態調査を行い把握するとともに、その結果を基に、効果の大きい施策を継続し、不十分な部分を補足改善する。
(7) 再生建設資材等の活用	○建設工事等で使用する建設資材には、建設副産物を再資源化することにより得られた物を活用する。

2 環境配慮

建設資源循環の促進に当たっては、発注部局が定める環境配慮指針によるほか、以下の環境配慮を行う。

(1) 適正処理及び環境配慮	○建設副産物の分別、運搬、処分等に当たっては、関係法令に基づき適正な処理を行うほか、できる限り環境に配慮する。
----------------	---

(2) 環境破壊行為の抑制	○建設副産物の現場内利用、工事間利用等に当たっては、自然環境の保全や再生に留意するものとする。特に、土砂の埋立等は関係法令に基づくもので客観的に見て妥当な目的及び利用計画があるもの、自然再生に寄与する場合等に限定して行うものとし、里山や谷戸などを破壊する行為に使用しない。
(3) 再生資源等の活用による山砂等天然材の使用抑制	○土工、基礎工、舗装工、コンクリート工等に当たっては、現場発生材や再生資源を活用することにより、貴重かつ良質な天然資源である山砂や碎石等の使用を抑制し、採取地の延命化、天然資源の温存、自然環境の保全を図る。
(4) 運搬手段の多様化の推進等	○建設副産物の運搬に当たっては、関係法令を遵守し適正かつ環境に配慮した運搬を行うほか、できる限り運搬手段の多様化を図る。
(5) 環境物品等の使用及び環境影響物品等の使用抑制	○建設工事に使用する建設資材は、環境負荷の低減に寄与する環境物品等を使用するなど建設グリーン調達を促進するとともに、原材料の調達や製造に環境破壊を伴う物、使用することにより環境に悪影響を与える物などの環境影響物品等はできる限り使用しない。また、多摩産材などを活用することや熱帯雨林材の使用抑制など木材資源利用の合理化を促進すること等により、森林など自然環境の保全、育成を図る。
(6) 汚染土壌及び有害物質等の適正処理	○汚染土壌や有害物質等が確認された場合は、関係法令を遵守して適正な運搬、保管及び処理に努める。
(7) 外来生物の拡散防止等	○建設工事等に当たっては、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)に規定する特定外来生物及び未判定外来生物並びに同法の対象とならない要注意外来生物について、その使用抑制や駆除など予防措置を講じ、外来生物の拡散防止に努める。また、生物多様性に配慮する。
(8) 景観への配慮	○建設工事等に当たっては、自然素材の採用、外観の工夫など、景観法(平成16年法律第110号)等の関係法令や条例に基づき、景観に十分配慮する。
(9) 地球環境への配慮	○建設工事等の施工、建設副産物の運搬や処理等に当たっては、温室効果ガスの削減等、地球環境の保全に努める。

第3 適用範囲等

1 適用範囲

ガイドラインの適用範囲は以下のとおりとする。

(1) 対象工事	①ガイドラインは、都、都政策連携団体、事業協力団体及び町村発注工事(公の施設の維持管理作業等を含む。以下「都関連工事」という。)のうち、島しょ地域で施行されるものを対象とする。
	②都は、建設工事の計画、設計、施工、維持管理等に当たっては、ガイドラインに基づき、建設リサイクル推進施策を着実に実施しなければならない。
	③都関連工事発注部局(以下「発注部局」という。)の建設副産物担当者、設計担当者、監督員及び、検査員、並びに発注部局から設計業務を受託する業者(以下「受託者」という。)、工事を請け負う建設業者又は解体工事業者(以下「受注者」という。)及び、工事監理を受託する業者は、ガイドラインを遵守し、建設リサイクル推進施策を着実に実施しなければならない。

(2) 都と町村等との連携協力	○都と町村等が連携協力しつつ、ガイドラインに基づく建設リサイクル推進施策を実施する。
(3) 民間発注工事の取扱い	○民間発注工事については、「東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）」による取組を行うほか、関係業界等と連携し、必要に応じて建設資源循環に資する取組の推進を図っていく。

2 位置付け

ガイドラインの位置付けは、以下のとおりとする。

(1) ガイドラインの位置づけ	○ガイドラインは、推進計画の実施計画及び建設リサイクル推進施策を実施するための指針を兼ねるとともにその方法を解説する手引書であり、各島共通の代表的な事項を定めるものである。 ○推進計画と発注部局が定める基準類（仕様書類を含む。）との中間に位置するものであり、発注部局は、ガイドラインと基準類との整合を図り、建設リサイクル推進施策に即した設計、積算、施工管理等に努める。（図－1 参照）
(2) 建設グリーン調達	○「東京都島しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）」に基づき実施する。 ※当該方針は東京都都市整備局のホームページに掲載されている（ https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html ）
(3) 策定及び進行管理等	○ガイドラインの策定、進行管理等は、「東京都建設副産物対策協議会」（庁内の関係10局及び1本部で組織する機関で構成し、会長は都市整備局理事、事務局は都市整備局、財務局及び建設局が担当する。以下「協議会」という。）が行う。
(4) 建設リサイクル法への対応、手続等	○「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（民間工事等）」に基づき実施する。 ※当該手引は、東京都都市整備局のホームページに掲載されている。（ https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html ）

第4 対象となる建設副産物等

手引の対象となる建設副産物等は、以下のとおりです。

対象となる建設副産物等	○ガイドラインの対象となる建設副産物等は、推進計画に規定するもの等であり、以下のとおりである。 ・社会資本等の整備、更新等に伴う副産物（建設廃棄物、建設発生土、しゅんせつ土等） ・都民生活や産業活動等に係る廃棄物処理後の副産物（一般廃棄物、上水スラッジ、下水汚泥等） ・建設資材として使用する環境物品等 ・熱帯雨林材の使用抑制、その他必要なもの
-------------	--

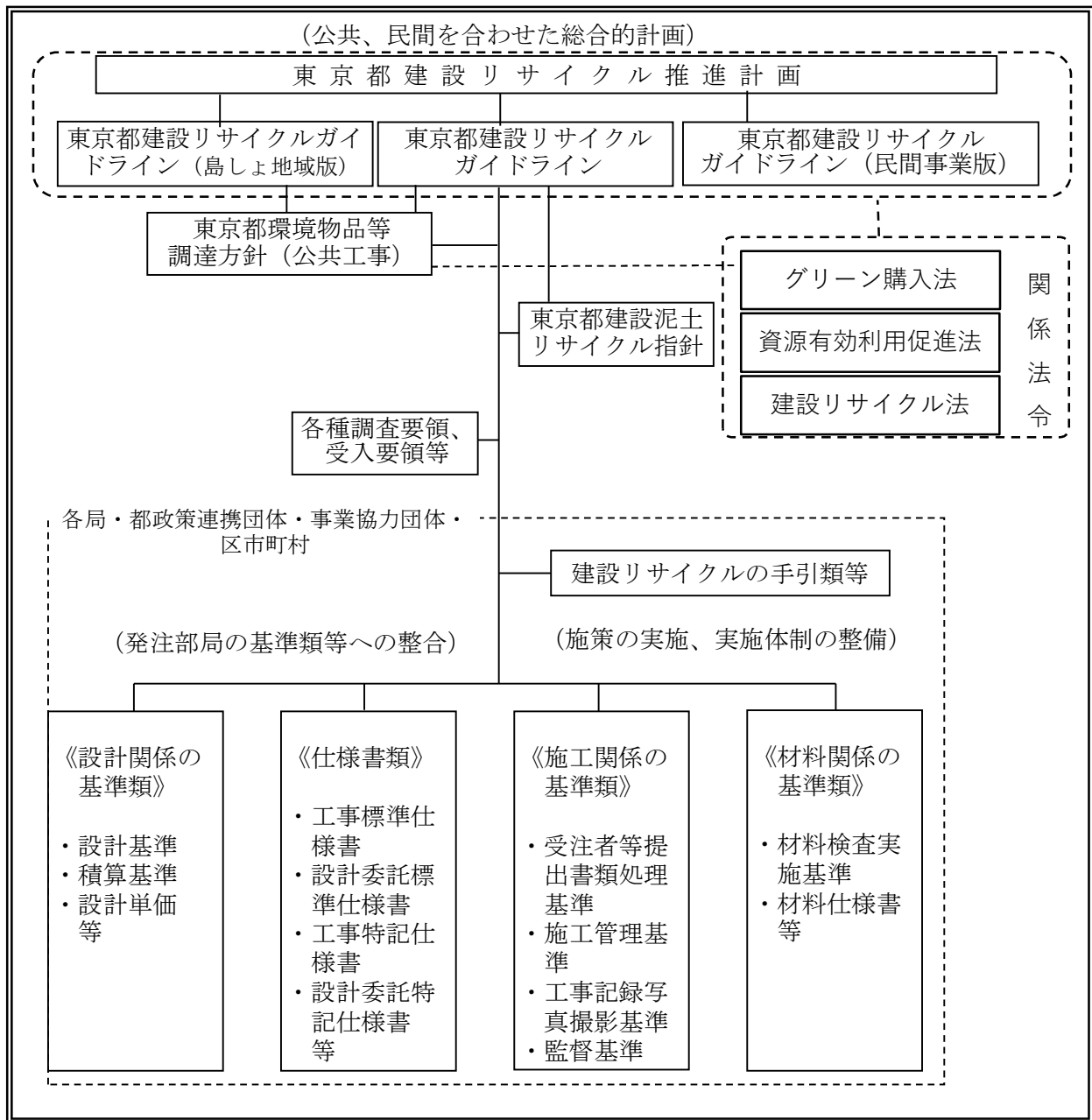


図-1 ガイドラインの位置づけ

第2章 建設リサイクルの準備

第1 建設副産物情報交換システム（COBRIS）

建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）は、一般財団法人日本建設情報総合センターが運営しているオンラインシステムである。

COBRISは、工事発注者（発注部局）、排出事業者（受注者）及び処理業者（再資源化施設等）間の情報交換により、建設副産物に係る需給バランスの確保、適正処理の推進、リサイクルの向上を図ることを目的としている。

また、COBRISは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、建設副産物実態調査（以下「センサス」という。）の各種書類作成の省力化に寄与するものである。

発注部局や受注者は、COBRISを活用することにより、建設資源循環を推進するとともに、関係法令等に伴う書類作成の簡素化を図るものとする。

1 COBRISの機能・対象物等

COBRISの主要機能、対象建設副産物、利用対象者等については、以下のとおりである。

主要な機能	○再資源化施設の検索機能 ・施設名、所在地、受入品目、受入時間等	
	○再資源化施設までの運搬距離計算機能 ・工事現場から再資源化施設までの運搬距離を計算できる	
	○受入料金登録機能（再資源化施設） ・再資源化施設は自ら受入料金情報を登録することができ、ユーザーはこの情報を検索できる	
	○工事情報登録機能 ・発注者名、件名、工種、場所、工期、建設副産物の種類、排出量等	
	○書類作成機能（登録証明） ・建設副産物情報交換システム工事情報登録証明書	
	○書類作成機能 ・再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）	
利用対象者等	・発注部局	
	種別	ユーザ登録
	・都	本庁部局・事務所単位
	・都政策連携団体 ・事業協力団体	団体単位
	・区市町村	区市町村単位
	・受注者	
運営管理及び 連絡調整等	受注者	
	・再資源化施設	
	再資源化施設	
	○COBRISの操作方法等に関する問合せは、利用者が直接行う。	
	○COBRISの運営管理及び機能向上等に関するJACICや国土交通省等との連絡調整は、協議会事務局が行う。	
連絡先	○巻末一覧No.1（JACICカスタマーセンター）	
	○巻末一覧No.2（協議会事務局）	

2 発注部局の取組

発注部局は、本土の再資源化施設の利用を想定する場合、資源有効利用促進法、建設リサイクル法、センサスの各種書類作成作業の省力化を図る観点などからCOBRISを活用するものとし、運用方針は以下のとおりとする。

COBRISの多様な機能を活用した取組	○発注部局は、COBRISの有する①再資源化施設情報の検索、②工事現場から再資源化施設までの距離の計算、③再資源化施設が自ら登録した受入料金情報の検索、④工事情報の登録、⑤再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の作成、⑥センサスにおける登録情報の活用などの多様な機能を活用する。
活用フロー	利用契約の締結 ・利用契約を締結（利用契約を締結する場合） ※都利用契約は、都市整備局都市づくり政策部広域調整課が一括契約 ↓ 積算時の活用 ・再資源化施設の検索等 ↓ 起工時の活用 ・特記仕様書での条件明示 ↓ 施工管理での活用 ・工事情報登録の確認 ・再生資源利用〔促進〕計画書の受理 ↓ 再資源化等完了時の活用 ・再生資源利用〔促進〕実施書の受理

3 受注者の取組

施工計画作成時等における取組	○受注者は、工事請負契約を締結後、COBRISへの登録を速やかに行い、施工計画作成時、変更時、工事完了時は、速やかにCOBRISに登録する。
データ入力記録の提出	○受注者は、登録を行う都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出する。
センサスにおける取組	○受注者は、COBRISにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成した場合には、センサスにおける調査票の作成・提出を省略することができる。
活用フロー	施工計画での活用 ・工事情報の登録及び報告 ・再生資源利用〔促進〕計画書の作成及び提出 ↓ 再資源化施設選択 ・再資源化施設の検索及び選定 ↓ 再資源化等完了時の活用 ・再生資源利用〔促進〕実施書の作成及び提出

第2 建設発生土に関する情報システム

都は令和6（2024）年4月に建設発生土対策を大きく変更した。従来、都関連工事は、都が独自開発した「東京都建設発生土情報システム」によって建設発生土に関する情報を管理してきたが、建設発生土対策の変更に伴い、東京都建設発生土情報システムの運用は令和5年度末に終了した。

このため、当面の間、都関連工事の建設発生土情報については、建設発生土対策部会事務局（巻末一覧No.2）が別途通知する方法により管理及び共有する。

国や他県は、建設発生土に関する情報システムとしてJ A C I Cが運営管理する「建設発生土情報交換システム」を用いて、建設発生土を他の工事で有効活用するために必要な情報をリアルタイムで交換し、建設発生土のリサイクルを推進している。

建設発生土情報交換システムは、令和7（2025）年度中にC O B R I Sと一体化する「建設副産物・発生土情報サービス（仮称）」として、建設発生土の官民有効利用マッチングシステム（官民マッチング）も含め、一体的なサービスを開始する見込みである。一体後のC O B R I S利用者は、一つの利用契約、一つのユーザIDで当該サービスを利用できる予定とのことである。



（出典：J A C I Cホームページ <https://www.recycle.jacic.or.jp/>）

図-2 「建設副産物・発生土情報サービス（仮称）」

第3 計画段階の調査

建設資源循環を推進する基礎資料とするため、都関連工事における建設副産物の発生（搬出）及び調達（搬入）について、計画段階の情報を調査する。

都では、毎年度、工事ごと、品目ごとに表-1の調査を実施する。

表-1 調査の種類等

調査の種類	対象品目	実施機関
1 公共工事土量調査	建設発生土	都市整備局都市づくり政策部広域調整課
2 コンクリート塊調査	コンクリート塊	同上

1 公共工事土量調査

国からの依頼に基づき、建設発生土の工事間利用を推進する基礎資料とするため、計画段階の搬出量及び搬入量を調査する。公共工事土量調査報告様式等は国土交通省ホームページ（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060201soilrschltop.htm）に掲載されている。なお、公共工事土量調査結果は、搬出先を事前に取り決めるものではない。

調査方法等は別途、協議会事務局（巻末一覧No.2）から通知する。調査後、調査結果が事務局から各発注機関に送付されるので、各発注機関は調査結果を参照し工事間利用を実施する。工事間利用の調整は、建設発生土の発生工事及び利用工事の担当者が、直接相手先工事に連絡を取ることで実施するものとする。「建設副産物・発生土情報サービス（仮称）」稼働後は、当該サービスによって公共工事土量調査の実施、工事間利用の調整等が可能となる見込みである。

2 コンクリート塊調査（都独自取組）

コンクリート塊の工事間利用を推進する基礎資料とするため、計画段階のコンクリート塊の

搬出量及び調達量を調査する。なお、コンクリート塊は、海面処分場で使用する作業用道路造成材として無料で搬出することができる。

対象工事	○コンクリート塊の搬出又は搬入を計画する都関連工事
対象規模	○搬出量又は搬入量が100m ³ 以上の工事を対象とする。 ○作業用道路造成材利用としての搬出を希望する場合、最大径30cm程度に加工可能な場合に限る。
調査時期	○別途、事務局から通知する。 ○作業用道路造成材としての搬出を希望する場合、工事主管課は調査票を随時提出することができる。
調査内容	○工事件名、工事場所、搬出時期、搬出量等
調査方法	○配布する調査要領による。
事務局	○巻末一覧No.2（協議会事務局）

第3章 リサイクル計画の作成等

第1 リサイクル計画の作成

建設副産物のリサイクルを計画的かつ効率的に実施していくため、基本(予備)設計及び詳細(実施)設計段階、積算段階、施工段階において、建設副産物の発生抑制、現場内利用、工事間利用、再資源化施設の活用、再生建設資材の利用等について、リサイクル計画を作成する。

発注部局は、設計委託標準仕様書又は設計委託特記仕様書等において、発注部局から設計業務を受託する業者(以下、第2章第1では設計業務受託者という。)がリサイクル計画書を作成し提出しなければならないことを明示する。

また、工事標準仕様書又は特記仕様書等において、工事を請け負う建設業者又は解体工事業者(以下、第2章第1では工事受注者という。)がリサイクル計画を含めた施工計画書を作成し提出しなければならないことを明示する。

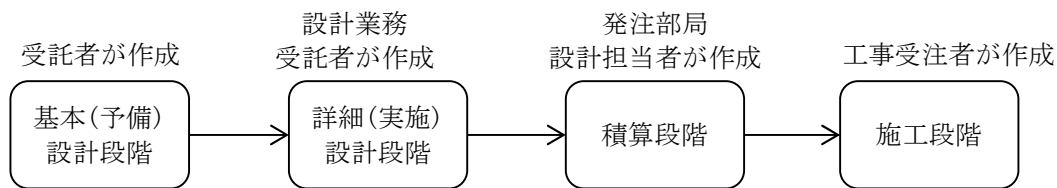


図-3 リサイクル計画作成フロー

1 基本(予備)・詳細(実施)設計段階

受託者は、設計業務委託の一環として、以下のとおり基本(予備)・詳細設計(実施)設計段階のリサイクル計画を作成する。

基本(予備)設計段階の計画	○設計業務受託者は、「リサイクル計画書(基本(予備)設計段階)」を作成する。
	○リサイクル計画書は下記の要件に該当する場合に作成する。 (要件) ・100m ³ 以上の土砂を搬入する工事 ・50トン以上の砕石を搬入する工事 ・20トン以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 ・100m ³ 以上の土砂(しゅんせつ土を含む)が発生する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材又は建設混合廃棄物の合計重量が20トン以上発生する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト又はその他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事 ・再生資源利用〔促進〕計画書は、建設副産物情報交換システム(C O B R I S)により作成することができる。
詳細(実施)設計段階の計画	○設計業務受託者は、基本(予備)設計時のリサイクル計画書の内容を踏まえ、「リサイクル計画書(詳細(実施)設計段階)」を作成する。また、基本(予備)設計時にリサイクル計画書が作成されていない場合は、新たに作成する。
	○リサイクル計画書は下記の要件に該当する場合に作成する。 (要件) ・基本(予備)設計段階と同じ
	○設計業務受託者は、建築物の解体工事の場合は、「リサイクル計画書(解体工事用)」を作成する。

2 積算段階

発注部局設計担当者は、設計・積算業務の一環として以下のとおりリサイクル計画を作成す

る。

積算段階の計画	○発注部局設計担当者は、設計・積算に当たっては、基本(予備)・詳細(実施)設計時のリサイクル計画書を確認するとともに、見直しが必要な場合は、数量等を修正するなどして「リサイクル計画書(積算段階)」を作成する。
	○基本(予備)・詳細(実施)設計時にリサイクル計画書が作成されていない場合は、新たに作成する。
	○発注部局設計担当者は、建築物の解体工事の場合は、解体工事用のリサイクル計画書を作成するものとし、基本(予備)・詳細(実施)設計時のリサイクル計画書を確認するとともに、見直しが必要な場合は、数量等を修正するなどして「リサイクル計画書(解体工事用)」を作成する。
	○発注部局設計担当者は、下記の要件に該当する工事の場合は、工事の起工に当たって、工事設計書にリサイクル計画書を添付し、建設リサイクルに対する取組内容を明確にする。 (要件) ・100m³以上の土砂を搬入する工事 ・50トン以上の砕石を搬入する工事 ・20トン以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 ・100m³以上の土砂(しゅんせつ土を含む)が発生する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物の合計重量が20トン以上発生する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事 ・リサイクル計画書(解体工事用)を作成した工事
	○発注部局設計担当者等は、工事設計書に添付したリサイクル計画書の写しについて、1年間(翌年度の4月～3月)保管し、建設リサイクル推進や進行管理等に活用する。
	○発注部局設計担当者は、積算段階において「リサイクル計画書(積算段階)」を作成したとき、以下の要因が生じた場合には、「リサイクル阻害要因説明書(積算段階)」を作成、その原因を明らかにし、以後の対策に活用する。 (要因) ・コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を工事現場から直接最終処分せざるを得ない場合 ・建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分せざるを得ない場合 ・建設発生木材を工事現場から直接最終処分する場合及び工事現場から焼却のみ行う中間処理施設に搬出せざるを得ない場合 ・本ガイドラインで、再資源化施設での再資源化又は再生資源の現場での利用を行うこととなっている物品について、焼却又は最終処分を行わざるを得ない場合等
	○発注部局設計担当者は、リサイクル阻害要因説明書(積算段階)を作成した場合は、工事設計書にリサイクル計画書とともに添付し、起工に当たって阻害要因を明確にする。

3 施工段階

工事受注者は、施工計画書の作成に当たり、施工段階におけるリサイクル計画を記載するとともに、関係法令及びガイドラインに基づく書類を添付し、監督員に提出する。

(1) 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

工事受注者は、リサイクル計画を含めた施工計画書の作成に当たっては、以下の事項を記載する。

工事概要等	○工事件名、工事場所、現場代理人名、廃棄物管理責任者名、工期、
建設副産物の種類、リサイクルの方法等	○建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量(現場外搬出量)、最終処分量(直接最終処分する場合に限る。)、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地(工事間利用先、覆土利用先等)、処分先(再資源化施設、清掃施設等)、運搬経路及びその他
建設副産物の運搬・処理業者	○運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社、施設所在地等
現場での分別	○工事現場における建設副産物の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ごみ、カン、ビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等
解体工事計画	○建築物の解体工事の場合は、解体工事業者名(建設業者名)、技術管理者氏名(主任技術者又は監理技術者氏名)、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法など

(2) 施工計画書の添付書類

施工計画書には、以下の関係書類を添付する。

再生資源利用計画書	○再生資源利用計画書は、建設資材(土砂、碎石及びアスファルト混合物)を現場に搬入し利用する場合に必要なものである。
	○工事受注者は、下記の要件に該当する工事の施工計画に当たっては、建設副産物情報交換システム(COBRIS)に必要なデータを入力して再生資源利用促進計画書を作成し施工計画書に添付する。 (要件：都独自の基準) ・土砂を搬入する工事 ・碎石を搬入する工事 ・加熱アスファルト混合物を搬入する工事
	○発注部局によって要件が異なる場合がある。その場合、発注者は基準を特記仕様書へ記載する等、受注者に明示する。 ただし、下記の要件のいずれかに該当する場合は再生資源利用促進計画書を作成しなければならない。 要件:建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(以下「再生資源省令」という)の基準 ・500m ³ 以上の土砂を搬入する工事 ・500トン以上の碎石を搬入する工事 ・200トン以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

	○再生資源利用計画の作成等については、「第4章 建設副産物の適正処理（法令への対応）＞第2 適正処理の取組＞1 建設副産物全般＞（1）再生資源利用計画」による。
再生資源利用促進計画書	○再生資源利用促進計画書は、建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合に必要なものである。 ○工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、建設副産物情報交換システム（COBRIS）に必要なデータを入力して作成し、施工計画書に添付する。 （要件：都独自の基準） ・建設発生土を搬出する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 ・金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を一品目当たり1 t以上搬出する工事 ○発注部局によって要件が異なる場合がある。その場合、発注者は基準を特記仕様書へ記載する等、受注者に明示する。 ただし、下記の要件のいずれかに該当する場合は再生資源利用促進計画書を作成しなければならない。 要件：建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（以下「指定副産物省令」という。）の基準 ・500m³以上の土砂を搬出する工事 ・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材を合計200トン以上搬出する工事 ○当初は指定副産物省令の基準に該当していなくても、工事途中で指定副産物省令の基準に該当する場合、省令が規定する取組は遡及適用される。例えば、当初は建設発生土の搬出量が500m³未満でも工事途中で500m³以上となる場合、搬出される全ての建設発生土（500m³以上となる前に搬出された建設発生土を含む。）について最終搬出先の記録の作成等を行わなければならない（令和5年6月東京都より国土交通省へ確認）。 ○再生資源利用促進計画の作成等については、「第4章 建設副産物の適正処理（法令への対応）＞第2 適正処理の取組＞1 建設副産物全般＞（2）再生資源利用促進計画」による。
（建設発生土を搬出する場合のみ）再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票	○工事受注者は、建設発生土を搬出する場合、「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」（以下「確認結果票」という。）を作成する。作成した確認結果票は、再生資源利用促進計画書と合わせて施工計画書に添付する。 ○確認結果票の作成等については、「第4章 建設副産物の適正処理（法令への対応）＞第2 適正処理の取組＞1 建設副産物全般＞（2）再生資源利用促進計画」による。

※再生資源利用（促進）計画書の作成に当たっては、別途作成の「再生資源利用（促進）計画書（実施書）作成の手引」を参考にし、適正な計画書の作成に努める。

第2 工事完了段階に提出する書類

工事受注者は、再資源化等の完了段階又は工事完了段階には、以下の資料を監督員に提出する。詳細は「第7章 建設リサイクル実施状況の把握等」第1 再生資源の利用（促進）状況等の報告＞1 再生資源の利用（促進）状況」に記載する。

表－2 工事完了段階に提出する書類

①再生資源利用実施書
②再生資源利用促進実施書
③リサイクル阻害要因説明書

第4章 建設副産物の適正処理（法令への対応）

第1 基本的事項

建設副産物は、以下に示す関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再利用又は再生利用するとともに、その処理に当たっては適正処理に努める。

表－3 関係法令、要綱及び指針等の例

・建設リサイクル法 ・「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成15年7月1日15都市政広第231号都市計画局長決定） ・建設業法（昭和24年法律第100号） ・建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号） ・廃棄物処理法 ・建設廃棄物処理指針（平成22年3月30日環産廃第110329004号「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知）」） ・資源有効利用促進法

1 建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、工事現場外に搬出される土砂（いわゆる建設発生土）、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材のほか、建設泥土、紙くず、金属くず、ガラスくずなどが含まれる。

これらは、廃棄物処理法により、廃棄物として定義されるもの、原材料として利用可能なものに分けられる。また、廃棄物として定義されるが原材料として利用可能性のあるものとしては、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が、再生資源としてそのまま原材料となるものとしては、建設発生土や金属くずなどがある。（巻末-13 巻末資料の「建設副産物の種類」を参照）

2 建設廃棄物

建設廃棄物とは、建設副産物のうち、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。）に該当するものをいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。

産業廃棄物は、廃棄物処理法第2条第4項第1号で、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」とされ、さらに廃棄物処理法施行令第2条で14種類が指定されている。

第2 適正処理の取組

1 建設副産物全般

資源有効利用促進法の規定に基づく再生資源省令及び指定副産物省令において、建設工事業業者は、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、再生資源の利用を行うものとされ、再生資源の原則利用が定められている。一定規模以上の建設資材を搬入する建設工事を施工する場合においては、あらかじめ再生資源利用計画を作成等しなければならない。

また、指定副産物省令において、建設工事業業者は、指定副産物に係る再生資源の利用の促進を原則とし、一定規模以上の指定副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成等しなければならない。

（1）再生資源利用計画

①適用

・本項の適用要件は「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2)施工計画書の添付書類」の再生資源利用計画書と同様である。 ・下記②～⑥は、令和5年5月26日以降に新たな請負契約を締結する工事に適用される。
②作成
・受注者は、上記の適用要件に該当する場合は、再生資源利用計画書（実施書）を作成する。 ・受注者は、再生資源利用計画書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その変更内容を発注者に速やかに報告する。
③提出と説明
・受注者は、再生資源利用計画書を作成後速やかに発注者に提出するとともに、その内容を説明する。
④掲示
・受注者は、工事現場において再生資源利用計画書を公衆の見やすい場所に、書面やデジタルサイネージ等により掲示し、インターネットにより公表するよう努める。
⑤報告
・受注者は、工事完成後速やかに再生資源利用計画実施書を発注者に報告する。
⑥保存
・受注者は、再生資源利用計画及びその実施状況の記録について、工事の完成後5年間保存する。

（2）再生資源利用促進計画

①適用
・本項の適用要件は「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2)施工計画書の添付書類」の再生資源利用促進計画書と同様である。 ・下記②～⑦は、令和5年5月26日以降に新たな請負契約を締結する工事に適用される。
②作成
・受注者は、上記の適用要件に該当する場合は、再生資源利用促進計画書（実施書）を作成する。 ・受注者は、建設発生土を搬出する場合、土砂の搬出に係る土壌汚染対策法等の手続や、建設発生土の搬出先が適正であることを確認した上で、再生資源利用促進計画書を作成する。さらに、確認した結果を記載した「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（以下「確認結果票」という。）」を作成する。 ・確認結果票の様式、記載例及び解説は、国土交通省ホームページからダウンロードする。 (https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html) ・受注者は、再生資源利用促進計画書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その変更内容を発注者に速やかに報告する。
③提出と説明
・受注者は、再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む、以下同じ。）を作成後速やかに発注者に提出するとともに、その内容を説明する。
④通知
・受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書を通知する。
⑤掲示
・受注者は、工事現場において再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に、書面やデジタルサイネージ等により掲示し、インターネットにより公表するよう努める。

⑥報告
・受注者は、工事完成後速やかに再生資源利用促進計画実施書を発注者に報告する。
⑦保存
・受注者は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、工事の完成日から5年を経過する日まで保存する。

2 建設廃棄物

都関連工事から発生する建設廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、適正に収集運搬及び処分を行う必要がある。ここでは注意すべき点をいくつか示すが、実際の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物処理法及び建設廃棄物処理指針、建設業法及び建設副産物適正処理推進要綱に基づき適正に行わなければならない。

また、廃棄物処理法に基づく廃棄物の適正な収集運搬及び処分の詳細については、東京都環境局が発行している手引類を参照するとよい。

- 「建設廃棄物を適正に処理するために」（東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課）
- 「建設工事・解体工事を行う皆様へ」（東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課）
- 「産業廃棄物適正処理ガイドブック」（東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課）

（問合せ先）巻末一覧No. 3

（1）建設廃棄物の保管

①廃棄物処理法に基づく保管
○建設廃棄物を工事現場内に保管する場合は、廃棄物処理法第12条第2項の規定に従い適正に保管する必要がある。
②保管の場所
○周囲に囲いが設けられていること。
○見やすい場所に、掲示板が設けられていること。 (掲示内容)
・産業廃棄物の保管の場所である旨(特別管理産業廃棄物である場合は、特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨)
・保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合は、その旨明示すること)
・保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先
・屋外で建設廃棄物容器を用いずに山積み保管する場合は、最大保管高・最大保管量
③保管の場所における措置
○汚水が生ずるおそれがある場合は、公共の水域や地下水の汚染を防止するため、排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆う。
○屋外で容器を用いずに建設廃棄物を保管する場合は、高さ制限、斜面制限を守る。
○その他、建設廃棄物が飛散・流出・地下浸透・悪臭発生しないような措置を講じる。
④害虫対策
○保管場所にネズミの生息や、はえや蚊などの害虫が発生しないようにする。
⑤石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る措置
○保管の場所には、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講じる。
○覆いを設けること、梱包すること等の飛散防止のために必要な措置を講じる。
⑥事業場外保管場所の届出
○建設廃棄物の排出事業者(元請業者)が工事現場以外に300m ² 以上の建設廃棄物の保管場所を設ける場合には、都に届出が必要になる。

注) 工事現場とは別の場所で保管する場合は、廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準に規定する保管基準に従い、適正に保管する必要がある。

（2）建設廃棄物の自己処理

産業廃棄物である建設廃棄物の運搬及び処分に当たっては、「自己処理」により行う場合と「委託処理」により行う場合がある。自己運搬及び自己処分を行う場合には、廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準に従い、以下の方法により適正に行う必要がある。

①自己運搬
受注者(元請業者)が自己運搬する場合には、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要であるが、以下の点について注意が必要である。
○自己運搬できるのは、元請業者だけであり、下請負人に自己運搬させることはできない。
○建設廃棄物が飛散・流出しないよう注意する。
○悪臭・騒音・振動によって生活環境を悪化させないように、必要な措置を講じる。
○石綿含有産業廃棄物の運搬は、破砕することがないような方法により、かつ、その他の物と区分して行う。
②自己処分
受注者(元請業者)が自己処分する場合には、産業廃棄物処分業の許可は不要であるが、以下の点について注意が必要である。
○都関連工事においては、自己処分は、設計図書において条件明示がされ、自ら利用又は個別指定による工事間利用等を行うことが契約条件となっている場合に限定する。
○自己処分を行うための施設を設置する場合において、廃棄物処理法第15条に規定された施設を設置する場合は、知事の許可が必要である。

（3）建設廃棄物の委託処理

建設廃棄物を自己運搬又は自己処理しないで他人に委託する場合には、廃棄物処理法第12条第5項、第6項及び第7項の規定に従い、収集運搬業又は処分業の許可を受けた業者等に委託する。

①委託の基準
○受注者は、収集運搬を委託する場合は、廃棄物処理法第12条第5項に従い、産業廃棄物収集運搬業者又はその他環境省令で定める者に委託する。
○受注者は、処分を委託する場合は、廃棄物処理法第12条第5項に従い、産業廃棄物処分業者又はその他環境省令で定める者に委託する。
○受注者は、建設廃棄物の収集運搬又は処分を委託する場合には、廃棄物処理法第12条第6項に規定された基準に従う。
(委託の基準)
・収集運搬にあつては、収集運搬業の許可を有し、委託する建設廃棄物はその許可品目の中に含まれていること。
・処分にあつては、処分業の許可を有し、委託する建設廃棄物はその許可品目の中に含まれていること。
・廃棄物処理法で定められた内容の書面により契約すること。
○受注者は、委託処理する場合は、廃棄物処理法第12条第7項に基づき、当該建設廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努める。
②委託契約書の記載事項
○運搬のみを委託する場合は、下記の「共通の記載事項」及び「運搬の記載事項」を、処分のみを委託する場合は、「共通の記載事項」及び「処分の記載事項」を、運搬及び処分を委託する場合は、「共通の記載事項」、「運搬の記載事項」及び「処分の記載事項」を記載する。

○共通の記載事項
・ 他人の産業廃棄物の運搬又は処分を業として行うことができる者で、委託する産業廃棄物が事業の範囲に含まれているものであることを証する書面（許可証、認定書、指定証、再生事業者登録証明書などの写し）の添付 ・ 産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿 ・ 委託契約の有効期間 ・ 委託者が受託者に支払う料金 ・ 受託者の事業範囲（許可業者の場合） ・ 産業廃棄物の性状に関する事項 ・ ほかの産業廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 ・ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨 ・ その他産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項 ・ 委託契約の有効期間中に産業廃棄物の性状、荷姿、性状の変化に関する情報に変更があった場合のその情報の伝達方法に関する事項 ・ 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項 ・ 契約解除の場合の処理されない産業廃棄物の取扱に関する事項
○運搬の記載事項
・ 運搬の最終目的地の所在地 ・ 積替又は保管を行う場所の所在地※ ・ 積替又は保管できる産業廃棄物の種類※ ・ 積替のための保管上限※ ・ 積替又は保管をする場所において安定型産業廃棄物とほかの廃棄物を混合することの可否等に関する事項※ ※保管積替の許可を持っている収集運搬業者に限る
○処分の記載事項
・ 処分又は再生の場所の所在地 ・ 処分又は再生の方法 ・ 処分又は再生の処理能力 ・ 最終処分の場所の所在地 ・ 最終処分方法 ・ 最終処分の処理能力
③委託契約書の詳細等
○委託契約書の様式、記載方法、記入例等については建設業団体等が発行している手引類を参照するとよい。 （手引類の例） ・ 「建設廃棄物処理委託契約書様式及び記入例」（建設九団体建設副産物対策協議会）販売所 巻末一覧No.4 ○東京都環境局のホームページにおいても「モデル契約書」が掲載されている。
④収集運搬業者及び処分業者の選択
○収集運搬業者は以下の方法により探すことができる。出発地と到着地両方の都道府県又は政令指定都市、中核市等の許可が必要なので注意を要する。 （東京都許可業者） ・ 東京都環境局のホームページ「東京都産業廃棄物処理業者検索システム」に掲載されている。 https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx ・ 業界団体に問い合わせが可能。巻末一覧No.5 （ほかの道府県等による許可業者）

巻末一覧No.6 ・ほかの道府県等によっては、ホームページ等で調べることができる。
○東京都が進める「第三者評価制度」で認定された優良認定事業者(産廃エキスパート、産廃プロフェッショナル)をできる限り選定する。 (優良認定事業者)
・最新の情報は、都のホームページ又は評価機関である(公財)東京都環境公社のホームページを参照のこと。 (都) https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/recognition_system/ (公社) https://www.tokyokankyo.jp/certification/
⑤産業廃棄物管理票(マニフェスト) 建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託処理する場合には、廃棄物処理法第12条の3の規定に基づき、受注者は産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付する。
○一次マニフェストと二次マニフェスト ・一次マニフェスト 受注者(排出事業者)が交付するマニフェスト ・二次マニフェスト 中間処理業者が交付するマニフェスト
○マニフェストの留意点 ・マニフェストは、建設廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに作成し、建設廃棄物を受託者に引き渡す際に交付する。 ・マニフェストの写し(B2、D、E票)は、送付を受けた日から5年間保存する。控え(A票)についても、写しと内容を照合確認した上で、一緒に保存する。 ・マニフェスト交付者は、①交付の日から90日(特別管理産業廃棄物については60日)以内に運搬終了票、処分終了票の送付を受けないとき、②180日以内に最終処分終了票の送付を受けないとき、③規定事項が記載されていないマニフェストの写し若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたときは、速やかに委託した建設廃棄物の運搬・処分の状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずる。また、30日以内に知事へ措置内容等報告書を提出する。
○マニフェストの記載事項(排出事業者)：マニフェストの控え(排出事業者用) ・建設廃棄物の種類及び数量 ・運搬又は処分を委託した者の氏名又は名称及び住所 ・運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称及び住所 ・マニフェストの交付年月日及び交付番号 ・建設廃棄物を排出した事業場の名称及び所在地 ・マニフェストの交付を担当した者の氏名 ・運搬先の事業場の名称及び所在地並びに運搬を受託した者が建設廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行う場所の所在地 ・建設廃棄物の荷姿 ・最終処分を行う場所の所在地 ・中間処理業者(処分の委託者が紙マニフェスト使用者である場合)にあっては、交付又は回付されたマニフェストを交付した者の氏名又は名称及びマニフェストの交付番号 ・中間処理業者(処分の委託者が電子マニフェスト使用者である場合に限る。)にあっては、処分委託者の氏名又は名称及び登録番号 ・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有

ばいじん等が含まれる場合は、その数量
○マニフェストの記載事項(収集運搬受託者)：運搬終了票 ・氏名又は名称 ・運搬を担当した者の氏名 ・運搬を終了した年月日 ・積替え又は保管の場所において受託した建設廃棄物に混入している物(有償で譲渡できるものに限る。)の収集を行った場合には、収集量
○マニフェストの記載事項(処分受託者)：処分業者の保存票又は最終処分終了票(処分が中間処理の場合) ・氏名又は名称 ・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日 (処分が最終処分の場合) ・氏名又は名称 ・処分を担当した者の氏名 ・処分を終了した年月日 ・最終処分を行った場所の所在地及び最終処分が終了した旨(中間処理業者は、最終処分が終了した旨が記載された二次マニフェストの写しの送付を受けた場合には、これを基に一次マニフェストの最終処分票に下記の事項を記載する。) ・最終処分が終了した旨 ・最終処分を行った場所の所在地 ・最終処分が終了した年月日
⑥マニフェストの詳細等
○マニフェストは、環境省令(廃棄物処理法施行規則第8条の21第2号)により様式が定められている。
○環境省令に準じたものとして、国と直接調整済みのマニフェストが発行されており、当該工事における運搬・処理形態に適合するものを選択するとよい。 (市販のマニフェスト及び手引き類の例) ・建設九団体副産物対策協議会のマニフェスト 「建設系廃棄物マニフェスト」 「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」 販売所 建設資料普及センター 巻末一覧No. 4 ・公益社団法人全国産業資源循環連合会 「建設廃棄物用マニフェスト」 「産業廃棄物用マニフェスト」 「一目でわかるマニフェストの書き方」(CD-ROM) 「産業廃棄物適正処理実務のポイント」 「マニフェストシステムがよくわかる本」 公益社団法人全国産業資源循環連合会 巻末一覧No. 5
○電子マニフェストの利用促進 ・従来の(紙)マニフェストに対し、電子マニフェストは、情報管理の合理化や産業廃棄物の取扱いの透明性などにメリットがあることから、電子マニフェストの利用を促進する。 ・電子マニフェストとは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(以下JWセンターという。)と排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを監理するしくみ(廃棄物処理法第12条の5)。

○電子マニフェストの特徴

- ・マニフェスト情報を情報処理センターが管理・保管するため、マニフェストの保存が不要となる。
- ・パソコンで廃棄物処理の状況を確認できる。
- ・マニフェストの記載漏れがなくなる。
- ・処理終了確認期限が近づくと自動的に通知される。

※利用する場合、排出事業者、収集運搬事業者及び処分業者が全て JWセンターに加入する必要がある。

JWセンター 巻末一覧No.9

⑦マニフェストによる適正処理完了報告

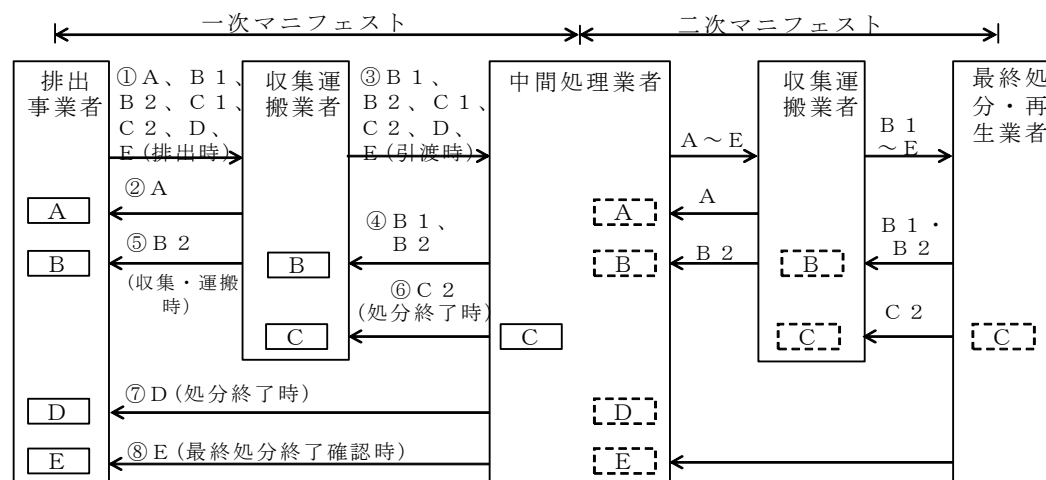
○マニフェストの提示

- ・受注者は、マニフェスト(収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合は、A、B2、D、E票。2社の場合はB1票も必要。写しでもよい。)を監督員に提示する。
- ・電子マニフェストの場合は、廃棄物の処理が終了したときに自動通知された電子情報について、受注者が監督員に提示する。

○集計表の提出

- ・受注者は、受注者が発行した、マニフェストの枚数、現場から中間処理施設に搬出した廃棄物の数量及び運搬日が把握できるように集計表を作成し監督員に提出する。

⑧マニフェストの処理フローの例(収集運搬業者1社で中間処理業者に委託する場合)



⑨マニフェスト交付状況報告

○マニフェスト交付者は、マニフェストの交付状況を毎年(6月30日までに)現場(廃棄物の排出場所)を管轄する都道府県知事又は政令市長に報告しなければならない(廃棄物処理法第12条の3第7項)。

- ・報告様式は、環境省令(廃棄物処理法施行規則第8条の27)で規定されており、年間で委託した産業廃棄物の種類、数量、マニフェストの枚数、委託した処理業者に係る事項、運搬先・処分場所を記載することになっている。

○電子マニフェストを利用した処理委託分については、JWセンターから都道府県知事及び政令市長にマニフェスト情報が報告されるので、マニフェスト交付者から都道府県知事又は政令市長への報告は、不要となる(廃棄物処理法第12条の5第1項、第8項)。

（4）産業廃棄物運搬車両の表示及び書面携帯

産業廃棄物を収集又は運搬するときには、運搬車の車体の外側に表示をし、かつ、その運搬車に書面を備え付けておくことが義務付けられている。

なお、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者だけでなく、自己の産業廃棄物を自ら運搬する事業者も義務付けの対象となる。

(表示の方法) ・ 運搬車の車体の両側面に、鮮明に表示する。 ・ 識別しやすい色の文字で表示する。 ・ 文字の大きさ(以下を参照)		
車体に表示する内容および備え付ける書面(施行規則第7条の2の2)		
	事業者(自ら運搬する場合)	産業廃棄物収集運搬業者 特別管理産業廃棄物収集運搬業者
車体へ表示する内容	①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ②排出事業者の氏名又は名称	①産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨 ②許可業者の氏名又は名称 ③統一許可番号(下6けた)
備え付ける書面	○以下の内容を記載した書面 ・ 氏名又は名称及び住所 ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ・ 積載日 ・ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先 ・ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先	①産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し ②産業廃棄物管理票(マニフェスト) ・ なお、電子マニフェストを使用する場合には、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量等を記載した書面又はこれらの電子情報 ③以下の内容を記載した書面 ・ 運搬する産業廃棄物の種類、数量 ・ 委託者の氏名又は名称 ・ 積載日 ・ 積載した事業場の名称、連絡先 ・ 運搬先の事業場の名称、連絡先
表示例	産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記 140ポイント以上の大きさの文字 ※ 4.9cm以上 産業廃棄物収集運搬車 3.2cm以上 氏名又は名称 3.2cm以上 許可番号 第123456 許可業者の場合のみ記載 統一許可番号(下6けた) 90ポイント以上の大きさの数字 ※ 事業者(許可業者)の氏名又は名称(許可業者の場合は許可証記載のもの) 90ポイント以上の大きさの文字	

※JIS Z 8305で規定されている大きさ(1ポイント=0.3514mm)を1mm単位で四捨五入した数値

	（表示方法に関する注意事項） ・車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示する。 ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。 ・やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用する。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにする。 ・文字、数字には、車体やステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いる。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにする。汚れ等が付着した場合は、直ちに取り除く。
--	---

（５）その他の処理完了報告

マニフェストを交付する必要がある場合における適正処理の確認については、以下のとおり行う。

①「リサイクル伝票」による確認 受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目については、工事完了時に搬出数量を確認するため「リサイクル伝票」を監督員に提示する。 その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるものなどによる。（具体的には、再生利用認定制度や個別指定制度等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）
②「リサイクル証明書」による確認 受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として利用する場合や高炉還元等を行う場合であって、法的なマニフェストの交付が不要な施設で再生を行うときは、セメント工場等の建設資材製造施設や製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい。）を監督員に提示する。

3 建設発生土

（１）土砂の埋立等の関係法令等の遵守

受注者は、土砂の採取、埋立、盛土等の行為を伴う場合においては、土砂の採取、埋立、盛土等を規制する法令や都・区市町村が制定する条例等を遵守し、必要な手続や措置を行う必要があり、土砂の受入事業者等に持ち込み建設資材等に活用する場合も同様に関係法令を遵守する必要がある。

なお、関係法令や条例は重複して適用される場合があるので、こうした場合には全ての関係法令や条例に基づく必要な手続や措置を行う必要がある。（巻末資料の「土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令一覧」及び「問合せ先一覧（土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令所管行政庁）」を参照。）

受注者は、建設発生土が適正に再使用・再生利用されたことを確認するとともに、これを監督員に報告する。

（２）搬入予定及び完了報告

現場内利用、工事間利用、覆土材利用、島外搬出等について、事前に施工計画書において搬出計画を明確にするとともに、完了時には完了報告を行う。

①施工計画書への明示
○受注者は、施工計画書に、現場内利用、工事間利用、覆土材利用、島外搬出等の詳細を記載し監督員に提出する。
②運搬等の記録
○受注者は、建設発生土の積み込み、運搬、搬入状況等については、工事記録写真を撮影して監督員に提示する。
③搬入完了報告書の提出
○受注者は、受入工事等への搬入が適正に行われていることを確認するとともに、これが完了したときは、「搬入完了報告書」を作成して監督員に提出する。

(3) 再生資源利用促進計画書（実施書）及び確認結果票の作成等

①適用	本項の適用要件は「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2) 施工計画書の添付書類」の再生資源利用促進計画書と同様である。
②作成	- 受注者は、土砂の搬出に係る土壌汚染対策法等の手続や、建設発生土の搬出先が適正であることを確認した上で再生資源利用促進計画書を作成する。 - 受注者は、上記の確認した結果を記載した「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（以下「確認結果票」という。）」を作成する。 - 確認結果票の様式、記載例及び解説は、国土交通省ホームページからダウンロードする。 (https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_frl_000001_00041.html)
③提出と説明	受注者は、再生資源利用促進計画書（確認結果票を含む、以下同じ。）を作成後速やかに発注者に提出するとともに、その内容を説明する。
④通知	受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書を通知する。
⑤掲示	受注者は、工事現場において再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に、書面やデジタルサイネージ等により掲示し、インターネットにより公表するよう努める。
⑥報告	受注者は、工事完成後速やかに再生資源利用促進実施書を発注者に報告する。

(4) 受領書による管理

①適用	本項の適用要件は「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2) 施工計画書の添付書類」の再生資源利用促進計画書と同様である。
②建設発生土を搬出する場合	- 受注者は、建設発生土を搬出した場合、搬出先の管理者に対して、次の事項を記載した受領書の交付を求める。受領書の交付を受けたときは、記載事項が再生資源利用促進計画と一致することを確認する。 (記載事項) - 搬出先の名称及び所在地 - 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名 - 搬出元の工事名称及び所在地 - 搬出量（地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を併記） - 利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別） - 搬出先への搬出が完了した日 - 国登録ストックヤードに建設発生土を搬出した場合、ストックヤード運営事業者登録規程に基づき、搬出先の国登録ストックヤードから受領書が交付される。 - 搬出先から受領書の交付が得られない場合、受注者は、あらかじめ搬出先の所在地や搬出量、搬出完了日を記録しておくことや、土砂搬出を他の者に委託して行う場合には、ダンプトラックごとの管理券や運行記録など搬出を証する書類を保存しておくことも必要である。なお、受領書が交付される搬出先を選定することも重要である。

・受注者は、受領書又は受領書の写しを工事完成日から5年を経過する日まで保存する。
③土材料を搬入する場合 ・受注者は、建設発生土を搬入したときは、搬入元の管理者に対して、次の事項を記載した受領書を交付する。 (記載事項) ・搬入した工事名称及び所在地 ・搬入した工事の受注者の商号、名称又は氏名 ・搬入元の名称（搬入元が建設工事の場合は、建設工事の名称）及び所在地 ・搬入量（地山量、締固め量、ほぐし土量など当該土量の算定上の状態を併記） ・利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別） ・搬入が完了した日
④利用種別（盛土利用等又は一時堆積の別） ・盛土利用等：土砂等を再び搬出しないことを前提に盛土への活用や土砂の処分をする場合 ・一時堆積：土砂を再び搬出することを目的に外部から搬出された土砂を一時的に堆積する場合

（5）最終搬出先の記録の作成、保存

①適用 ・本項の適用要件は「第3章 リサイクル計画の作成等＞第1 リサイクル計画の作成＞3 施工段階＞（2）施工計画書の添付書類」の再生資源利用促進計画書と同様である。 ・受注者は再生資源利用促進計画を作成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する搬出先以外に建設発生土を搬出する場合、最終搬出先の記録を作成する。 (最終搬出先の記録の作成及び保存が不要となる搬出先) 1 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの） 2 他の工事現場で利用する場合 3 スtockヤード運営事業者登録規程により国に登録されたStockヤード 4 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）
②最終搬出先の記録の作成及び保存 ・受注者は、自工事から搬出した建設発生土が搬出先（上記各号のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ再搬出されたときは、速やかに「計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面」を作成する。 ・建設発生土が更に他の搬出先へ再搬出されたときも、同様である。 ・当該書面は工事完成日から5年を経過する日まで保存する。 ・再搬出先における建設発生土の利用種別（盛土利用等又は一時堆積）が盛土利用等の場合、受注者はその後の建設発生土の搬出を追跡しなくてよい。 ・再搬出先における建設発生土の利用種別が一時堆積の場合、受注者は更にその先の建設発生土の再搬出を追跡しなければならない。 ・「計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面」は、書面の作成に代えて電子データでの作成及び保存が可能である。 ・他の搬出先が交付する受領書の写しを保存することで「計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面」の作成に代えることもできる。
③様式及び記載例 ・「計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面」の様式及び記載例は国土交通省ホームページからダウンロードする。 (https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00041.html)

- ・受注者は工期限内に自工事から搬出した建設発生土全てが盛土等利用されたことを確認し、速やかに「計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面」を監督員に提出する。
- ・工期限内に最終搬出先の記録の作成が実施できない場合、最終搬出先の記録が作成されるまでの期間の目安等、時期を監督員と協議して決定し、最終搬出先の記録が作成でき次第、発注者へ提出する。

土砂等(土、砂利、碎石等)を運搬する大型自動車を使用する者は、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を大型自動車の荷台の両側面と後面に見やすいように表示しなければならない(「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(ダンプ規制法)第3条、第4条)。

管轄の陸運支局の表示 表示番号の表示

(石・・・採石業、営・・・自動車運送業、販・・・砂利販売業、
建・・・建設業、砕・・・砕石業、砂・・・砂利採取業など)

○建設発生土は貴重な建設資材であることから、国土づくり、国土保全、自然再生及び都市づくりなどに有効に活用されなければならない。このため、都関連工事から発生する建設発生土はこれらの事業に活用するものとし、里山や谷戸などを埋め立てるもの、跡地の利用計画が不明確又ははないような受入地には搬出ししないものとする。

○土砂の埋立等の規制に関する法律を所管する行政庁、都・町村で条例等を制定している行政庁は、これらの関係法令に基づき建設発生土の取扱いに関して適切に行政指導等を行っていく。

建設副産物の運搬に当たっては、ダンプトラック等による場合は、過積載防止を図るものとし、車両の重量計などによる確認はもとより、必要に応じて台貫設備による確認等を徹底する。

掘削工事等土地の改変行為により汚染土壌が拡散することを防止するため、工事の実施にあたっては土壌汚染対策法及び環境確保条例に基づき、必要な調査、届出、措置等を実施する。ここでは注意すべき点をいくつか示すが、実際の調査、届出、措置、汚染土壌の運搬及び処

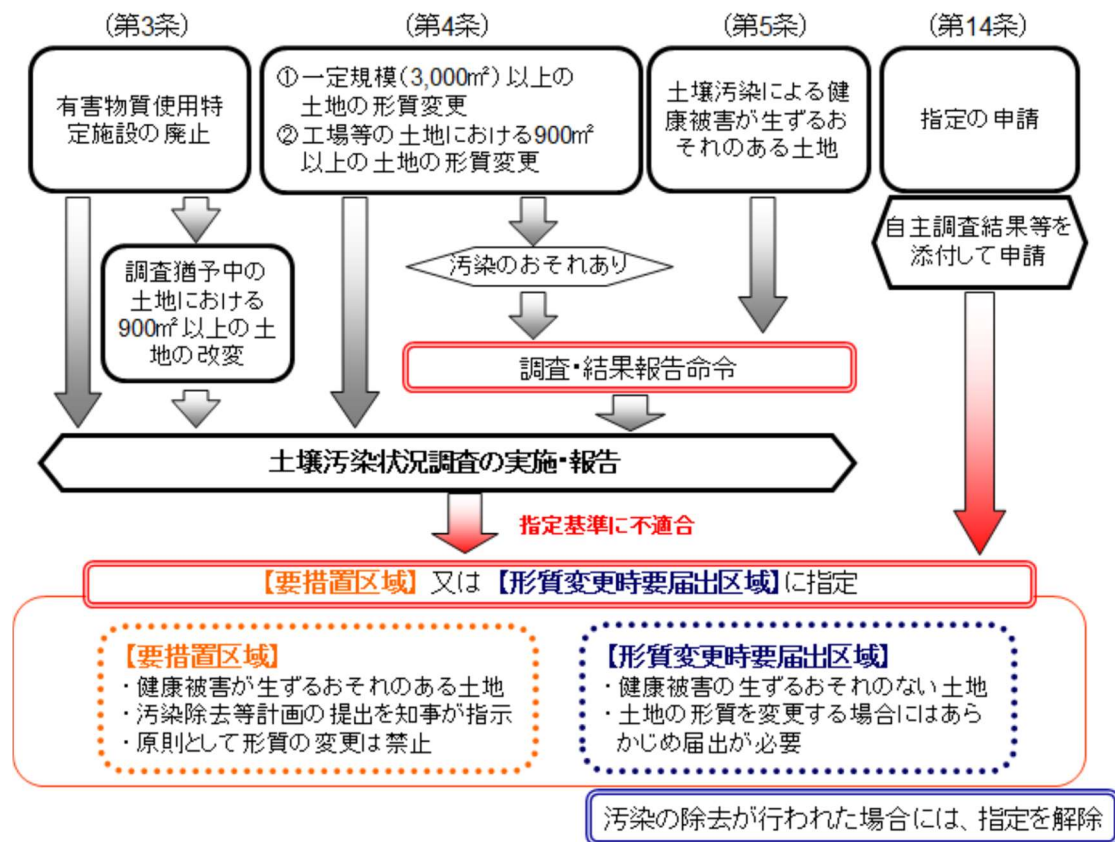
理に当たっては、土壤汚染対策法及び関連法令、環境確保条例、東京都土壤汚染対策指針に基づき適正に行わなければならない。

手続の詳細については、東京都環境局が発行している「土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」（環境局のホームページに最新版を掲載）を参照すること。

なお、土壤汚染対策法については、平成31年4月1日に改正法の施行が、環境確保条例についても、改正法施行と同時に改正される。工事等の実施時点での規制を遵守すること。また、土壤汚染対策法、環境確保条例改正に伴い施行通知が発出されていることから、これらも参照すること。

（1）土壤汚染対策法及び環境確保条例（土壤汚染対策制度）の概要（平成31年4月1日改正後の規定によるもの）

ア 土壤汚染対策法



図－4 土壤汚染対策法のフロー

（1）有害物質使用特定施設の使用廃止時の調査（法第3条、規則第21条の4）

○使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等は、当該土地の土壤汚染の状況について、環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させて、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、土地利用の方法からみて人の健康被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときを除く。

○土地の所有者等は、上記の確認を受けた土地について一定規模（900㎡）以上の土地の形質の変更を行う際は、あらかじめ届け出なければならず、届出を受けた知事は、土地の所有者等に対して、当該土地の土壤汚染の状態を指定調査機関に調査させ、その結果を報告すべきことを命じる。

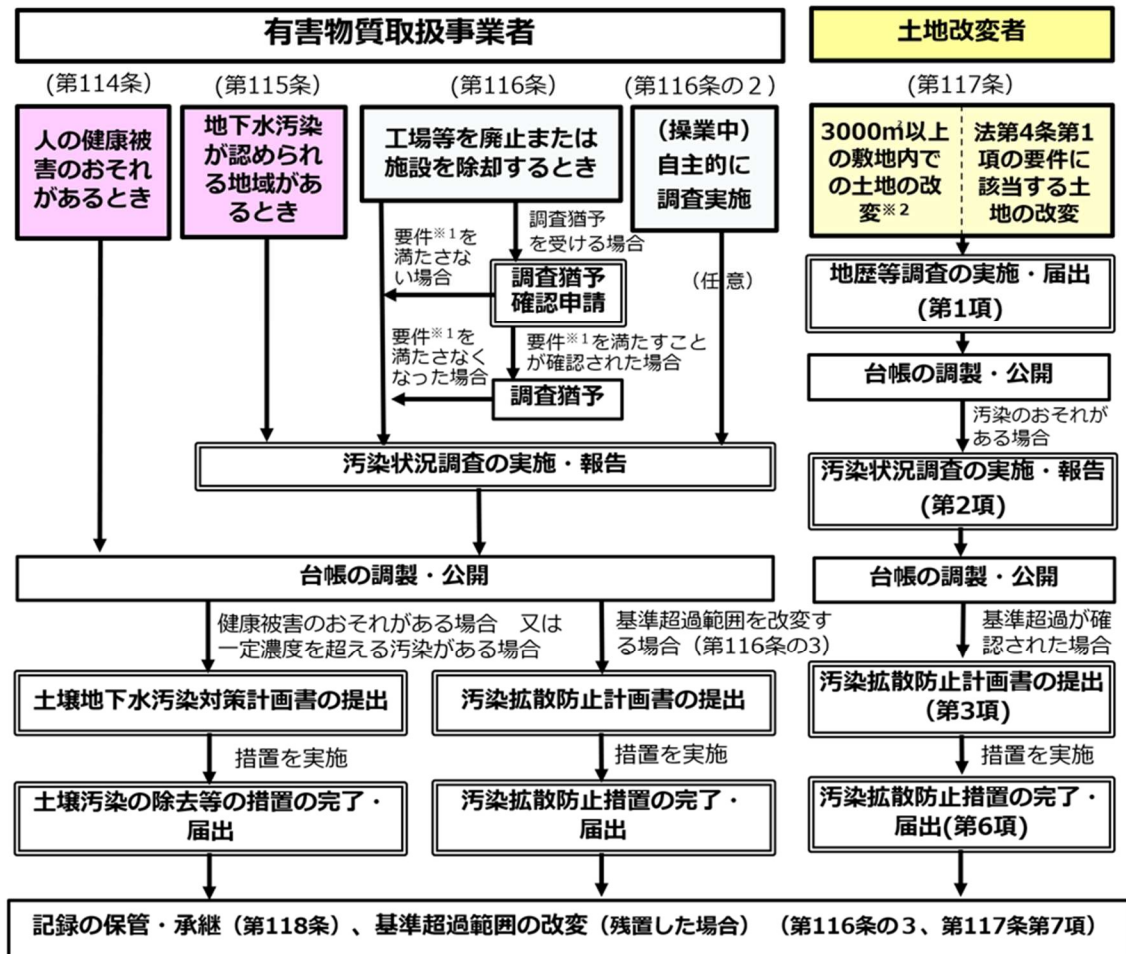
（2）土地の形質の変更が行われる場合の調査（法第4条、規則第22条）

	○土地の一定規模(3,000m ² 以上。ただし、有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地の場合は、900m ² 以上。以下同じ。)の形質の変更をしようとする者は、形質の変更に着手する日の30日前までに、当該土地の形質の変更の場所その他を届け出なければならない。
	○このとき、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、形質の変更の届出に併せて、当該土地の土壤汚染の状況についての調査結果を提出することができる。
(3)	調査命令(法第4条、第5条)
	○知事は、土壤汚染のおそれがあると認められる土地の形質の変更が行われるとき、又は土壤汚染により人の健康被害が生じるおそれがある土地があると認めるときは、当該土地の土壤汚染の状況について、当該土地の所有者等に対して調査を命じることができる。
(4)	区域の指定(法第6条、第11条)と台帳の調製(法第15条)
	○知事は、土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の汚染状態が指定基準に適合しない土地については、その区域を要措置区域又は形質変更時要届出区域として指定・公示するとともに、当該区域について、その所在地、土壤汚染の状況等を記載した台帳を調製し、閲覧に供する。
(5)	汚染の除去等の措置(法第7条)
	○知事は、要措置区域において、土壤汚染による人の健康被害を防止するため必要な限度において要措置区域内の土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置に係る計画を作成し提出することを指示する。
(6)	土地の形質の変更の届出(法第12条)
	○形質変更時要届出区域内において、土地の形質を変更しようとする者は、形質の変更に着手する14日前までに、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他の事項を知事に届け出なければならない。
(7)	指定の申請(法第14条)
	○土地の所有者等は、土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、知事に当該土地の区域について指定をすることを申請することができる。
(8)	汚染土壤搬出時の届出(法第16条)と管理票(法第20条)
	○措置を命じられた土地所有者等や汚染原因者、土地の形質を変更しようとする者が、要措置区域又は形質変更時要届出区域から汚染土壤を搬出する場合には、搬出に着手する14日前までに、汚染状態、体積、運搬方法、処理施設の所在地、その他の事項を知事に届け出なければならない。また、運搬又は処理を他人に委託する場合には環境省令で定める事項を記入した「管理票」を受託者に交付し、「管理票」の写しの送付を受けて当該運搬又は処理が終了したことを確認しなければならない。

イ 環境確保条例(土壤汚染対策制度)

(1)	規制対象となる事業者
	○有害物質取扱事業者 条例に規定する工場又は指定作業場を設置している者で、特定有害物質を取扱い、又は取扱ったもの
	○土地改変者 3,000m ² 以上の敷地内において土地の切り盛り、掘削等土地の改変を行う者
	○汚染地改変者 条例に基づき土壤汚染が確認され、残置されている土地の改変を行う者
(2)	調査契機となる行為

	○有害物質取扱事業者 ・地域内で地下水の汚染が認められるとき(条例第115条) ・工場若しくは指定作業場を廃止したとき、又は施設を除却しようとするとき(条例第116条) ○土地改変者(条例第117条) ・3,000m²以上の敷地内において土地の改変を行うとき ※通常の管理行為又は軽易な行為、300m²未満の規模の改変、非常災害時の応急措置について、適用除外となる場合あり ・法第4条の届出を行うとき
	(3) 土壤汚染状況調査 ○規制対象となる事業者は、対象敷地内の有害物質の取扱事業場の設置状況、土地利用の履歴、有害物質の使用、排出の状況を踏まえ、土壤及び地下水の汚染状況の調査を行う。
	(4) 計画の策定及び対策の実施 ○有害物質取扱事業者が生じさせた土壤汚染により、健康被害のおそれ又は周辺への地下水汚染の拡大のおそれがある場合、当該事業者に対し、土壤汚染の除去等の措置に係る計画(土壤地下水汚染対策計画書)の作成、提出の指示がなされる。 ○それ以外の土壤汚染の場合、汚染地を改変するときに、汚染の拡散防止の措置に係る計画を作成し、提出しなければならない。 ○土壤汚染の除去等の措置又は汚染の拡散防止の措置は、土壤汚染調査の結果を踏まえ、対策を行う区域を設定し、掘削除去、原位置封じ込めなどの手法により実施する。また、施行の基準、汚染土壤の処理・運搬の基準を遵守する。
	(5) 「東京都土壤汚染対策指針」 ○「東京都土壤汚染対策指針」とは、環境確保条例第113条の規定に基づき、有害物質取扱事業者等の敷地及び土地改変者が土地の改変を行う土地の土壤汚染の調査及び対策に係る方法等を定めたものである。 ○土壤汚染対策法の施行以降、法と条例により土壤汚染対策を一体的に運用するため、指針を改正し、調査や対策の方法等を法との整合を図るほか、法の方法により調査や対策を行う場合の特例等を定めている。



《※1 調査猶予の要件(環境確保条例第116条第1項)》

次の①かつ②に該当すること(同条例施行規則第56条第5項)。

①次のアからウまでのいずれかに該当すること(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない。)

ア 引き続き工場等廃止者が事業に使用する土地

イ 小規模な事業場で住居と同一又は近接しており、工場等廃止者が引き続き居住する土地

ウ 現に事業又は居住に使用されており、舗装等により人が直接触れることがない状況の土地

②土壌・地下水の採取に当たり、建物の損壊が必要で事業又は居住に著しい支障が生じるとき(当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある。)

《※2 土地の改変(環境確保条例第117条第1項及び同条例施行規則57条第2項第1号)》

土地の形質の変更(建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴うものに限る。)並びに土地の切り盛り、掘削及び造成。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

●通常の管理行為又は軽易な行為

(1) 敷地内の水道管、下水道管等の新設、改修及び増設

(2) 用水又は排水施設の設置

(3) 木竹の植栽、植替え等に伴う掘削

(4) 既存道路の補修(新設又は拡幅を伴うものを除く。)

(5) その他土壌汚染の拡散のおそれなく(1)～(4)に類する行為

●改変面積 300 ㎡未満の行為(汚染があることが確実な土地は除く。)

●非常災害のために必要な応急措置

図－5 条例の土壌汚染対策に係るフロー

ウ 土地改変時における環境確保条例及び土壤汚染対策法の手続の関係

環境確保条例と土壤汚染対策法がともに適用される場合、環境確保条例のみが適用される場合があるので注意を要する。

詳細は「土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」（東京都環境局）の最新版を参照のこと。

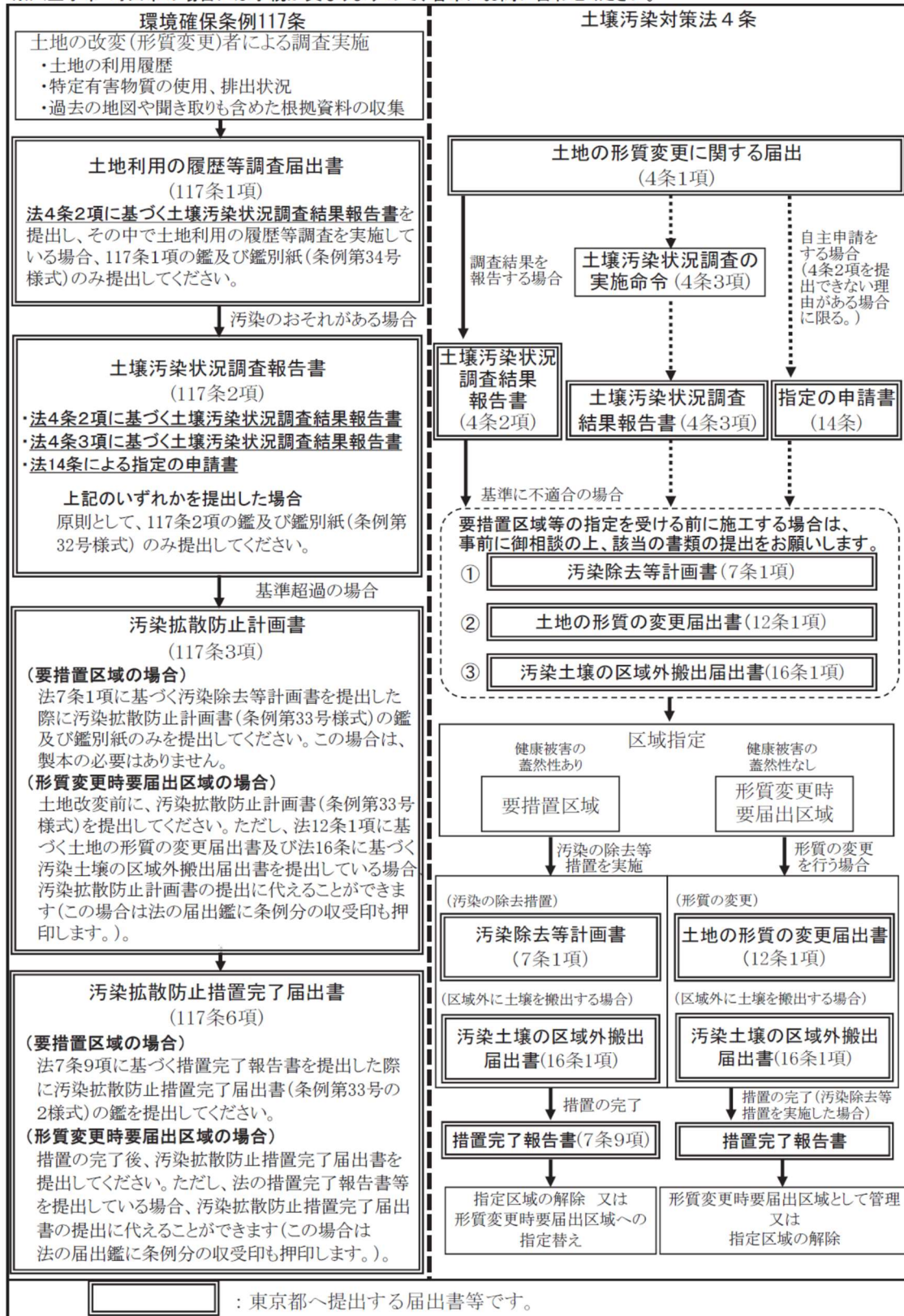
	条例第117条	法第4条
対象者	○土地改変者	○第4条第1項の届出（＋自主調査の結果）・・・土地の形質の変更を行う者 ○第4条第3項の調査・・・土地所有者等
契機	次のいずれかの行為を行うとき ①3,000m ² 以上の敷地内において土地の改変を行うとき ②法第4条第1項に該当する土地の改変（※）を行うとき	○土地の一定規模(3,000m ²)以上の形質の変更をしようとするとき ※敷地面積ではなく、形質変更する部分の面積の合計が3,000m ² 以上 ※届出契機の判断については、 ・環境省ホームページ「土壤汚染対策法に関するQ&A」を参照のこと。

■法第4条案件の条例第117条の手続の流れ（提出先が法・条例共に東京都の場合※）

法第4条対象案件は全て条例第117条の対象となります。

- ・土地の形質の変更面積だけで3000㎡以上
- ・現に特定有害物質が使用されている工場等の敷地にあつては900㎡以上の土地の形質の変更

※八王子市・町田市の場合には手続が異なりますので、各市にお問い合わせください。



図－6 条例第117条と法第4条の届出フロー
（「土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」より）

(2) 土壤汚染状況調査及び対策の実施(平成31年4月1日改正後の規定による)

ア 汚染土壌の定義

土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく調査により、当該土地の土壌が基準不適合となった場合は、法令に基づき、当該土地の土壤汚染による人の健康への被害を防止するための対策及び汚染の拡散を防止するための対策が必要となる。

なお、自主的な調査により基準不適合土壌の存在が確認された場合についても、法令に準じて対策を実施することが望ましい。この場合、土壤汚染対策法第14条の規定による区域指定の申請を行い、法に基づく対策を実施することも出来る。

表－4 指定基準(土壤汚染対策法施行規則)

分類	特定有害物質の種類	指定基準		
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.02 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.04 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.4 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	3 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下	—	0.1 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.1 以下
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	0.002 以下	—	0.02 以下
第二種	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下	0.09 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	1 以下
	水銀及びその化合物※	水銀が 0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀が 検出されないこと	15 以下	水銀が 0.005 以下、かつ、 アルキル水銀 が検出されない こと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	24 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	30 以下
第三種	シマジン	0.003 以下	—	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.06 以下
	PCB	検出されないこと	—	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	1 以下

(※)環境確保条例施行規則(汚染土壌処理基準)と物質名の記載が異なるが、基準値は同値である。

イ 土壤汚染状況調査の実施

土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく調査は、文献等による地歴調査と、実際に土壌試料等を採取して行う汚染状況調査の2段階がある。環境確保条例ではそれぞれの調査段階で届出・報告を求めている。土壤汚染対策法では一括して「土壤汚染状況調査」として報告を求めている。

調査の実施に当たっては、法施行規則、東京都土壤汚染対策指針の規定に従うほ

か、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）の最新版及び条例施行通知を参照のこと。

なお、法及び条例の届出対象外の工事においても、汚染土壤の存在を推定し把握するため、自主的にこれらの調査を実施することが望ましい。

実施した調査の内容及び結果は、当該土地の所有者等と情報を共有し、必要に応じて引き継ぐこと。

土壤汚染状況調査(土壤汚染対策法施行規則第1条) (土壤汚染対策法の規定による指定調査機関に実施させること)	
○調査対象地の土壤汚染のおそれの把握(地歴調査)	
○試料採取等を行う区画の選定	
○試料採取等	
・第一種特定有害物質(土壤ガス調査→追加調査(ボーリング調査))	
・第二種・第三種特定有害物質(汚染のおそれの生じた場所の位置の土壤を採取)	
土壤汚染に係る調査(東京都土壤汚染対策指針第2)	
○土地利用の履歴等調査(地歴調査)	
○汚染状況調査(指定調査機関に委託して行わせること)	
・第一種特定有害物質(土壤ガス調査→追加調査(ボーリング調査、地下水調査))	
・第二種・第三種有害物質(汚染のおそれの生じた場所の位置の土壤を採取→追加調査)	
(地下水調査)	
○詳細調査(対策等に必要な範囲でボーリング調査を実施)	

ウ 対策選定の流れ

土壤汚染による人の健康被害のおそれがある場合（基準不適合土壤が存在し、かつ汚染土壤による人の健康リスクがある場合）は、土壤汚染対策法の適用を受ける土地については、「要措置区域」に指定され、汚染の除去等の措置が必要になる。また、環境確保条例のみの適用を受ける土地においても、原則として同様の措置が必要になる。

表－5 人の健康被害のおそれがある場合に実施する措置

○土壌含有量基準超過の汚染が存在する土地の場合							
	砂場等	盛土では支障がある土地		通常の土地			
立入禁止	○	○		○			
舗装	○	○		○			
盛土	×	×		◎			
土壌入換え	×	◎		○			
土壌汚染の除去	◎	○		○			
<凡例>◎：指示措置○：同等の措置×：不適							
○土壌溶出量基準超過の汚染が存在する土地の場合							
地下水汚染		第一種特定有害物質		第二種特定有害物質		第三種特定有害物質	
		第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準	
		適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
なし	地下水の水質測定※1	◎	◎	◎	◎	◎	◎
あり※2	地下水の水質測定※1	◎※3					
	原位置封じ込め	◎	◎※4	◎	◎※4	◎	×
	遮水工封じ込め	◎	◎※4	◎	◎※4	○	×
	地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○
	遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	◎
	不溶化	×	×	○	×	×	×
<凡例>◎：指示措置○：同等の措置×：不適							
※1 東京都土壌汚染対策指針では「地下水質の継続監視」。							
※2 地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準に適合しないことをいう。							
※3 土壌の特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量以下であり、地下水の汚染状態が目標地下水濃度以下である場合に限る。目標土壌溶出量については法令を参照のこと。							
※4 汚染土壌の汚染状態を第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要。							

なお、掘削除去を行った場合の埋戻しのために搬入する土壌については、平成 31 年環境省告示第 6 号により搬入土調査を行う必要がある。搬入土調査の方法については、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）の最新版を参照のこと。

周辺への地下水汚染の拡大のおそれがある場合（基準不適合土壌が存在し、かつ一定濃度を超える土壌の汚染（第二溶出量基準を超えるもの）又は地下水の汚染（第二地下水基準を超えるもの）がある場合）は、環境確保条例に基づき土壌汚染の除去等の措置が必要となる。選択可能な措置は、東京都土壌汚染対策指針を確認のこと。

表－6 第二溶出量基準及び第二地下水基準(※)

分類	特定有害物質の種類	第二溶出量基準 (mg/L)	第二地下水基準 (mg/L)
第一種	四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下
	ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下
	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	0.02 以下	0.02 以下
第二種	カドミウム及びその化合物	0.09 以下	0.03 以下
	六価クロム化合物	1.5 以下	0.5 以下
	シアン化合物	1 以下	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀として 0.005 以下、 かつ、アルキル水銀が検出され ないこと	水銀として 0.005 以下、か つ、アルキル水銀が検出され ないこと
	セレン及びその化合物	0.3 以下	0.1 以下
	鉛及びその化合物	0.3 以下	0.1 以下
	砒素及びその化合物	0.3 以下	0.1 以下
	ふっ素及びその化合物	24 以下	8 以下
	ほう素及びその化合物	30 以下	10 以下
第三種	シマジン	0.03 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下
	チウラム	0.06 以下	0.06 以下
	PCB	0.003 以下	0.003 以下
	有機りん化合物	1 以下	1 以下

(※)第二溶出量基準は土壤汚染対策法施行規則、環境確保条例施行規則に共通。第二地下水基準は環境確保条例施行規則のみ。

土壤汚染対策について検討する際は、土壤汚染に関する基本的な知識、低コスト・低環境負荷で健康リスクを確実に回避する対策を選択するための具体的な手順等を示した下記のガイドラインが参考となる。

- ・「中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン」（平成 26 年 12 月東京都環境局）

温室効果ガス排出や大気汚染等への配慮(環境面)、措置費用の低減(経済面)、地域コミュニティ等への配慮(社会面)を行った土壤汚染への対策等の方法の選択に当たっては、令和 4 年 3 月に新たに発行された下記のガイドブックが参考となる。

- ・「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壤汚染対策ガイドブック」（令和 4 年 3 月東京都環境局）

○このガイドブックの主な記載内容

①持続可能な土壤汚染対策のためのポイント

- ▶「土壤の3R」を意識して、建設等工事を計画的に進める。

ー土壤の3Rとはー

- ・Reduce：土壤の場外搬出入量の削減
- ・Reuse：土壤の資源活用（適正な管理の基での盛土利用等）
- ・Remediation：原位置浄化、現場内浄化

▶関係者間のコミュニケーション

事業に関わる人たち（工場主・売主・買主・開発事業者等）がコミュニケーションを取りながら、事業全体を見据えて、それぞれの役割を担う。また、関係者（地域住民・施設管理者・施設利用者等）へのリスクコミュニケーションでは、なるべく早く正確な情報提供を心掛けていくことが大切。

②計画的な土壤汚染調査・対策実施の重要性

時間を要する措置も実施できるよう、早期に汚染状況を把握し計画的に措置に取り組む。

（例）操業中に土壤調査、土地を利活用しながら対策（原位置浄化）を実施等

また、対策時の温室効果ガス排出量等の環境負荷の評価については、下記ガイドラインが参考となる。

- ・「土壤汚染対策における環境負荷評価手法ガイドライン」（平成27年3月 東京都環境局、(独)産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門）

○建設工事の途中で汚染土壤に遭遇した場合の措置

建設工事の途中において、突然、汚染土壤に遭遇した場合は、土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づき、適切な対応を行うほか、「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改訂版)」（平成24年4月独立行政法人土木研究所）も参考となる。

基準不適合土壤が存在していても、人の健康リスク又は一定濃度を超える汚染がなければ、汚染の除去等の措置は法令上の義務はない。ただし、土壤汚染対策法の適用を受ける土地については「形質変更時要届出区域」に指定されるほか、土地の形質変更を行うにあたっては汚染の拡散防止のため、法及び条例に規定する適切な対策が必要であり、工事の方法や汚染土壤の処理・運搬の内容に関する届出が必要となる。

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域における、土地の形質の変更の施行方法に関する基準(土壤汚染対策法施行規則第53条)

- 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤(土壤溶出量基準に係るものに限る。)が当該区域内の帯水層に接する場合は、平成31年環境省告示第5号で定める施行の基準に適合すること。(自然由来特例区域等、埋立地特例区域を除く。埋立地管理区域では施行基準に適合すること。)
- 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壤または特定有害物質の飛散、揮散又は流出(以下「飛散等」という。)を防止するために必要な措置を講ずること。
- 同一調査契機で指定されたほかの形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壤を使用する場合にあっては、当該土壤の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。
- 土地の形質の変更を行った後、要措置区域における措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生ずる恐れがないようにすること。

実施した措置の内容及び結果は、当該土地の所有者等と情報を共有し、必要に応じて引き継ぐこと。

事業を実施するにあたり改変対象となる土地が過去の調査により法の要措置区

域等に指定されていることも考えられるため、法・条例の調査契機となる改変規模にあたらな場合であっても、環境局ホームページ「要措置区域等の指定状況」を確認すること。

エ 汚染土壌の運搬及び処理

土壌汚染対策法の要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下「要措置区域等」という。)から汚染土壌を搬出する場合は、法に基づく届出を事前に行う。汚染土壌を運搬する者は、汚染土壌の運搬に関する基準に従って運搬しなければならない。また、環境確保条例に基づく汚染拡散防止計画においても、東京都土壌汚染対策指針に従い、搬出時の措置を講じなければならない。

汚染土壌の運搬については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(環境省)の最新版を参照のこと。

汚染土壌の運搬に関する基準(土壌汚染対策法施行規則第65条)

- | |
|---|
| ○運搬は、次のように行うこと。
・ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずること。
・ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 |
| ○飛散、地下浸透、悪臭の発散があった場合は直ちに運搬を中止し、自動車等を点検するとともに、環境の保全に必要な措置を講ずること。 |
| ○自動車等及び運搬容器は、飛散、地下浸透、悪臭発散のおそれのないものであること。 |
| ○運搬の用に供する自動車等の両側面に、汚染土壌を運搬している旨を表示し、かつ、汚染土壌管理票を備え付けること。 |
| ○混載等については、次によること。
・ 運搬の過程において、汚染土壌とその他の物を混合してはならない。
・ 運搬の過程において、汚染土壌から岩、コンクリートくずその他の物を分別してはならない。
・ 搬出された要措置区域等ごとに区分して運搬すること。(同じ処理施設で処理する場合を除く) |
| ○汚染土壌の積替えを行う場合には、次によること。
・ 周囲に囲いが設けられ、かつ汚染土壌の積み換えの場所であることが表示されている場所で行う。
・ 飛散、地下浸透、悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずる。 |
| ○汚染土壌の保管は、積替えを行う場合を除き、行ってはならない。 |
| ○積替えのために一時保管する場合には、次によること。
・ 保管は、囲いや掲示板等の要件を満たす場所で行うこと。
・ 保管施設からの飛散等、地下浸透、悪臭の発散を防止するための構造や必要な設備を設ける等の措置を講ずること。 |
| ○汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。
・ 粉じんが飛散しにくい構造の設備内において移動を行う
・ 散水装置による散水を行う
・ 汚染土壌を防塵カバーで覆う
・ 汚染土壌に薬液を散布又は締固めを行うことによって表層を固化する
・ 上記と同等以上の効果を有する措置を講ずる |
| ○汚染土壌の荷卸しは、法16条の規定により提出した届出書に記載された場所以外の場所で行ってはならない。 |

○汚染土壌の引渡しは、法16条の規定により提出した届出書に記載された者以外に行ってはならない。
○汚染土壌の運搬は、要措置区域外等への搬出の日から30日以内に終了すること。
○汚染土壌管理票の交付又は回付を受けた者は、記載事項を確認し、運搬の用に供した自動車等の番号および運搬担当者の氏名を記載しなければならない。
○汚染土壌管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときには、管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。
○当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならない。

土壌汚染対策法の要措置区域等外へ汚染土壌を搬出する者は、汚染土壌処理の許可を受けた汚染土壌処理業者に委託しなければならない（ただし、同一地層の自然由来特例区域間、同一港湾の埋立地特例区域間又は同一調査契機で指定された区域間の移動については、例外的に認められる）。

また、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、汚染土壌の引渡しと同時に、必要事項を記載した汚染土壌管理票を交付しなければならない。

許可を受けた汚染土壌処理業者については、環境省のホームページに「土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者一覧」が掲載されているので、最新版を参照する。

汚染土壌管理票については、「搬出汚染土壌の管理票のしくみ」（（公財）日本環境協会）を参照のこと。

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理施設の種類（汚染土壌処理業に関する省令第1条）
○浄化等処理施設（汚染土壌について浄化、溶融又は不溶化を行うための施設）
○セメント製造施設（汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設）
○埋立処理施設（汚染土壌の埋立てを行うための施設）
○分別等処理施設（汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設）
○自然由来等土壌利用施設（自然由来特例区域又は埋立地特例区域から搬出される土壌を土木構造物等盛土材等として受け入れるための施設）

汚染土壌の処理に当たっては、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」（環境省）の最新版を参照のこと。

オ 自然由来等土壌の搬出について

平成31年4月に土壌汚染対策法が改正され、自然由来等土壌については、一定の条件の下で、汚染土壌処理施設のほか、同一特例区域（同一地層の区域に限る。）への区域間移動や自然由来等土壌利用施設に搬出することが可能となった。

区域間移動については、自然由来等土壌は特定有害物質の濃度が低く、特定の地層や同一港湾内に分布していると考えられるため、自然由来特例区域及び埋立地特例区域の間の土壌の移動であって一定の要件を満たすものを届出の上、可能としたものである（施行通知記の第5の1(5)②）。ただし、搬出区域と受入区域において、以下の要件を満たしている必要がある。

- ① 自然由来等形質変更時要届出区域内の土壌の特定有害物質による汚染の状況が同様であること（法第18条第1項第2号イ）
- ② 自然由来等土壌があった土地の地質と同じであること（法第18条第1項第2号ロ）

搬出先となる自然由来等形質変更時要届出区域に係る基準は以下のとおり。

区域間移動については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」（環境省）最新版を参照

のこと。

〈搬出先となる自然由来等形質変更時要届出区域に係る基準〉

基準の種類	要件								
汚染の状況	特定有害物質ごとの汚染状態が同様であること								
	<table><tr><td>搬出元の汚染状態</td><td>搬出先の汚染状態</td></tr><tr><td>溶出量基準不適合 含有量基準適合</td><td>・ 溶出量基準不適合、含有量基準適合 ・ 溶出量基準不適合、含有量基準不適合</td></tr><tr><td>溶出量基準適合 含有量基準不適合</td><td>・ 溶出量基準適合、含有量基準不適合 ・ 溶出量基準不適合、含有量基準不適合</td></tr><tr><td>溶出量基準不適合 含有量基準不適合</td><td>・ 溶出量基準不適合、含有量基準不適合</td></tr></table>	搬出元の汚染状態	搬出先の汚染状態	溶出量基準不適合 含有量基準適合	・ 溶出量基準不適合、含有量基準適合 ・ 溶出量基準不適合、含有量基準不適合	溶出量基準適合 含有量基準不適合	・ 溶出量基準適合、含有量基準不適合 ・ 溶出量基準不適合、含有量基準不適合	溶出量基準不適合 含有量基準不適合	・ 溶出量基準不適合、含有量基準不適合
	搬出元の汚染状態	搬出先の汚染状態							
	溶出量基準不適合 含有量基準適合	・ 溶出量基準不適合、含有量基準適合 ・ 溶出量基準不適合、含有量基準不適合							
	溶出量基準適合 含有量基準不適合	・ 溶出量基準適合、含有量基準不適合 ・ 溶出量基準不適合、含有量基準不適合							
	溶出量基準不適合 含有量基準不適合	・ 溶出量基準不適合、含有量基準不適合							
地質	搬出元の地質と同じであること ・ 自然由来の場合、搬出元と搬出先の汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること ・ 埋立土砂由来の場合、搬出元と搬出先が同一の港湾であること								

自然由来等土壤利用施設が受け入れることができる土壤としては、自然由来等土壤のほか、自然由来等土壤利用施設に利用されていた自然由来等土壤及び自然由来等土壤を土質改良することにより得られた土壤が対象となる。

自然由来等土壤利用施設は、次の2種類の施設がある。

- ①自然由来等土壤を土木構造物の盛土の材料その他の材料として利用する施設（自然由来等土壤構造物利用施設）

自然由来等土壤構造物利用施設は、自然由来等土壤を土木構造物等の盛土の材料として利用する施設であり、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、流出等を防止するために必要な措置が講じられた施設であって、他の法令により維持管理を適切に行うことが定められているものに限られている。

（例）道路法に規定されている道路

港湾法に規定されている港湾施設（臨港港湾施設）である港湾道路等

- ②自然由来等土壤の公有水面埋立法による公有水面の埋立て（海面の埋立てに限る。）を行うための施設（自然由来等土壤海面埋立施設）

なお、環境確保条例も平成31年4月に同様に改正されており、東京都土壤汚染対策指針第4 2（6）エでは、自然由来等土壤の搬出が以下の通り規定されている。

- ①同一の自然由来地層の広がり認められる土地（搬出先の土地において受入土壤を適切に管理することが可能であると認められる場合に限る。）
- ②同一の港湾内に存在する埋立地（搬出先の土地において受入土壤を適切に管理することが可能であると認められる場合に限る。）
- ③汚染土壤等の受入基準を有する機関等（当該機関の受入基準を満たすことにより、汚染の拡散につながらないことを担保できる場合に限る。）

これらの改正の趣旨を踏まえ、これらの自然由来等土壤を搬出するに当たっては、適切に管理した上で有効活用を検討していくことが望ましい。

カ 搬出土壤の認定調査等

土壤汚染対策法の要措置区域等内の土壤については、指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果について申請し、当該土壤の基準適合を都道府県知事が認めた場合については、汚染土壤としてではなく、通常の土壤として取扱うことが可能になる。認定調査の方法については、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省）

の最新版を参照のこと。認定に係る申請手続については、「土壤汚染対策法及び環境確保条例に基づく届出書等の作成の手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）を参照のこと。

認定調査を受ける可能性のある要措置区域等については、指定の日から一年ごとに当該要措置区域等への土壤の搬入に係る記録（搬入の有無、搬入土の調査結果）の届出（法施行規則様式第24）を行うことで、認定調査時の試料採取等対象物質を絞り込むことができる場合がある。

認定調査の方法	
○掘削前調査（土壤汚染対策法施行規則第59条の2） （区域内の土壤を掘削する前に、当該掘削しようとする土壤を深度方向に試料採取等し調査する方法）	
○掘削後調査（土壤汚染対策法施行規則第59条の3） （区域内の土壤を深度・区画ごとに管理して掘削した後に当該掘削した土壤を試料採取等し調査する方法）	
試料採取等対象物質	
区域指定後に土壤の搬入に係る記録（法施行規則様式第24）を1年ごとに届け出た場合は、次に掲げる物質のみとする。記録の届出がない場合は、全ての特定有害物質とする。 ・区域指定に係る物質 ・土壤汚染状況調査で試料採取等を行わなかった物質で基準不適合のおそれがあるもの ・区域指定後に新たに汚染のおそれが生じた物質 ・搬入土壤で基準不適合があった物質 なお、詳細調査において上記物質に係る調査結果があれば、当該調査済み深度については再度の試料採取等は要しない（ただし、2深度基準適合が確認された以深で未調査の深度については、試料採取等は必要）。また、基準適合が確認されて埋め戻された土壤についても、埋戻しから1年ごとの土壤の搬入に係る記録の届出があり、かつ適切に管理されていれば、再度の試料採取等は要しない。	

なお、環境確保条例のみが適用となる土地については、深度方向の詳細調査を実施しこれを報告することで、2深度基準適合が確認された以深の土壤についても、通常の土壤として取扱うことができる。

表－7 土壤汚染に関する問合せ窓口及び受付窓口

(1) 土壤汚染に関する一般的な相談 巻末一覧 No.10（東京都環境局環境改善部化学物質対策課 土壤汚染相談窓口）	
(2) 土壤汚染対策法及び環境確保条例第114条、115条、117条	
①23区及び島しょ地区	巻末一覧 No.11（東京都環境局環境改善部化学物質対策課土壤地下水汚染対策担当）
②多摩地区	巻末一覧 No.12（東京都多摩環境事務所環境改善課土壤地下水対策担当）
(3) 環境確保条例第116条、第116条の2、第116条の3	
○各区市環境担当部署（八王子市及び町田市については、条例第115条及び土壤汚染対策法の受付も行う。）	
○町村については、東京都多摩環境事務所が担当	

表－8 指定調査機関の問合せ先等

(1) 指定調査機関	
巻末一覧 No.13	

(2) 土壌汚染の調査・対策等を委託する業者
巻末一覧 No.14
(3) 汚染土壌の処理業者
巻末一覧 No.15

（3）ダイオキシン類による汚染土壌

工事現場でダイオキシン類の基準超過土壌が確認された場合、直ちに規制する法律はないため、次の①から③までを参考に自主対策を行う。

なお、ダイオキシン特措法の適用検討、その他不明点がある場合は、環境局に個別に相談すること。

- ① 建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]（（独）土木研究所編、平成 17 年 12 月）
- ② ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン（環境省水・大気環境局土壌環境課、平成 23 年 3 月）
- ③ 工場・事業におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引き（環境省水・大気環境局土壌環境課、令和元年 6 月）

6 せん定枝葉等

社会資本等の維持管理に伴い、せん定枝葉・伐採材・伐根材・間伐材・刈草等（以下「せん定枝葉等」という。）が発生するが、発生を抑制するとともに、原則として発生したせん定枝葉等は再資源化を行うものとし、以下の方針により行う。

（1）発生抑制

公の施設（道路、河川、公園、庁舎、公営住宅、浄水場、処理場、学校など。以下「公共施設」という。）の植栽樹木、街路樹等の維持管理においては、景観・生態を考慮した計画的な植栽管理を行い、せん定枝葉等の発生を抑制する。現場内で再利用が可能な場合は、自ら利用に努める。

（2）再資源化等

一般廃棄物のせん定枝葉等は、区市町村の取り決めに従い、適切に処理しなければならない。

一方、建設業に係る木くず（伐採材、伐根材など）は産業廃棄物であるため、場内において移動式の機械などによりチップ化しマルチングや堆肥化などにより利用するほか、再資源化施設に搬入し、木質ボード、パルプ原料、肥料原料等として再資源化する。また、再資源化施設に搬入できない場合には、熱回収及び熱供給を行っている中間処理施設に搬入して、熱回収を行う。なお、野外焼却は、廃棄物処理法により原則として禁止されている。

木くずの一般廃棄物と産業廃棄物は以下のように区分される。

表－9 木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分

一般廃棄物	・せん定枝葉、間伐材、刈草 ・流木 ・その他の木くず
産業廃棄物	・建設業に係る木くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの） ・木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む）に係る木くず ・パルプ製造業に係る木くず ・輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係る木くず ・貨物の流通のために使用したパレット ・事業活動から生じた PCB が染み込んだ木くず

なお、森林内において建設工事などに伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条（根株等）については、生活環境保全上支障のない形態で（※）自然還元（根株等を生育していたその場で、適切に森林を保全することを目的に従来から行われてきたところであり、そのように利用）できる。

「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて」（平成11年11月10日衛産第81号 各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あて厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）。

※「行政処分の方針について」（平成17年8月12日付各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長宛て環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知 抜粋）

生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき

- ① 「生活環境」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する「生活環境」と同義であり、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育環境を含むものであること。また、「生活環境の保全」には当然に人の健康の保護も含まれる。
- ② 「おそれ」とは、「危険」と同意義で、実害としての支障の生ずる可能性ないし蓋然性のある状態をいうこと。しかし、高度の蓋然性や切迫性までは要求されておらず、通常人をして支障の生ずるおそれがあると思わせるに相当な状態をもって足りる。
- ③ このように「生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある」とは、人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいい、例えば、安定型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となること。

受注者は、せん定枝葉等の再資源化が完了したときは、リサイクル証明書（せん定枝葉等）に処理状況の記録写真、廃棄物マニフェストがある場合は写しを添付して、監督員に提出する。

第3 有害物質等の処理

1 関係法令の遵守

受注者は、建設資材の分別解体等及び発生した建設資材廃棄物の処理等の過程においては、以下の関係法令等を遵守し、有害物質等の発生を抑制するとともに、発生した有害物質等の適正な処理を行い周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

表－10 関係法令等の例

・廃棄物処理法 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。) ・東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱(平成13年4月13環廃産第76号環境局長決定。以下「PCB指導要綱」という。) ・大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号。以下「環境確保条例」という。) ・ダイオキシン特措法 ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号。以下「化審法施行令」という。) ・労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号。以下「オゾン層保護法施行令」という。) ・石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修の工事における作業上の遵守事項(平成26年5月29日東京都告示第830号) ・石綿含有廃棄物処理マニュアル(第3版)(令和3年3月30日) ・その他関係のある法律
--

2 有害物質等の処理方針

受注者は、以下の品目ごとの処理方針に基づき、有害物質等を適正に処理する。また、受注者は、工事着手前に「有害物質チェックリスト」(様式集参照)により有害物質等の有無をチェックし、監督員にこれを提出する。

(1) ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用電気機器等 ○蛍光灯安定器 ○トランス・コンデンサ	・建築物の解体工事においては、受変電設備、倉庫や蛍光灯・街路灯等の調査を行い、PCB使用電気器具の有無を確認する。PCB廃棄物は建物所有者(発注者)が処理する。 ・PCBの使用や保管が確認された電気機器等については、建築物の解体工事に着手する前に、内部に残置しないよう先行撤去を行い、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物として適正に処理する。加えて、PCB特措法に基づき適正な措置を講じる。さらに、発注者は都知事に届け出るとともに、適正な保管を行う。ただし、変圧器(トランス)などの重電機器に封入された絶縁油中のPCB濃度が0.5 mg/kg以下である場合は、PCB廃棄物に該当しないため、通常の産業廃棄物として適正に処理する。 (問合せ先) 巻末一覧 No.16 (蛍光灯安定器の問合せ先) 巻末一覧 No.17 (トランス・コンデンサの問合せ先) 巻末一覧 No.18
(2) ポリ塩化ビフェニル(PCB)含有シーリング材 ○ガラス、サッシ、パネルの目地材	・昭和33年から昭和47年までに建設された建築物の解体工事に当たっては、PCB含有ポリサルファイド系シーリング材の有無を確認する。PCB廃棄物は建物所有者(発注者)が処理する。 ・当該シーリング材のPCB含有が確認された場合は、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物としてその保管基準に従い適正に保管する。 ・発注者は、PCB特措法第8条及びPCB指導要綱第10条に基づき、都知事への届出及び適正な保管を行う。 (問合せ先) 巻末一覧 No.19

(3) 蓄電池 ○受変電設備内の蓄電池（鉛） ○非常灯・火災報知器等の内蔵蓄電池（ニッケル、カドミウム）、リチウムイオン電池	・建築物の解体工事においては、解体工事の着手に先立ち、その建築物内の受変電設備や非常灯・火災報知器等の器具を調査する。鉛蓄電池やニッケル・カドミウム蓄電池またはリチウムイオン電池の使用が確認された場合は、これを撤去し、再資源化に努める。特に、リチウムイオン電池は、小型のため他のものと混入して排出されやすく、収集や処分の際に火災が生じるおそれがあることに留意する。リチウムイオン電池の使用が確認された場合は、これを撤去した上、当該蓄電池又は当該蓄電池を使用する機器の製造者と協力するなどして、適切な再資源化に努めるものとする。 (問合せ先) 巻末一覧 No.20
(4) 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の飛散性アスベスト(廃石綿等) ○吹付け石綿（アスベスト） ○石綿含有吹付ロックウール ○石綿含有パーミキュライト吹付 ○石綿含有ケイ酸カルシウム板(2種) ○石綿含有パーライト吹付 ○石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材	・吹付け石綿（レベル1）及び石綿含有断熱材等（レベル2）の飛散性アスベストは、大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、環境確保条例、石綿含有廃棄物等処理マニュアル等を遵守し、石綿（アスベスト）が使用されている箇所及び使用の状況を調査・記録し、その結果を発注者に書面で説明するとともに、「特定粉じん排出等作業実施届出書」（届出書は発注者）、「工事計画届」等の手続を行い、除去作業を行った後、廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物（「廃石綿等」）として適正に処分する（規制内容の詳細については、巻末資料参照）。 ・平成18年2月8日から、都内から排出される飛散性アスベストについては、セメント固化し二重のプラスチック袋に入れたものを中央防波堤外側埋立処分場で受け入れている。 (問合せ先) ・石綿障害予防規則に関しては、厚生労働省東京労働局又は各労働基準監督署(問合せ窓口の詳細は巻末資料参照) 巻末一覧No.21 ・大気汚染防止法及び環境確保条例に関しては、東京都環境局(問合せ窓口の詳細は巻末資料参照) 巻末一覧No.22・廃棄物処理法及び飛散性廃棄物の受入に関しては、東京都環境局(問合せ窓口の詳細は巻末資料参照) 巻末一覧No.23 ・石綿全般に関することは、巻末一覧No.24
(5) 石綿含有成形板、石綿含有仕上塗材等の非飛散性アスベスト(石綿含有産業廃棄物) ○石綿スレート(波形) ○ビニール床タイル ○住宅屋根用平板石綿スレート ○石綿セメント・サイディング ○ケイ酸カルシウム板(1種) ○石綿スレート(フレキ板) ○石綿セメント管	・アスベストを含有したスレート板などの石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材は、破碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、大気汚染防止法、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則等を遵守し、使用箇所の調査を行うとともに、使用されている場合は、粉じん飛散を起こさないよう慎重に取り外し、石綿含有産業廃棄物として最終処分場に埋立するなど、必要な措置を講じる（規制内容の詳細については、巻末資料参照）。 (問合せ先) ・石綿障害予防規則に関しては、厚生労働省東京労働局又は各労働基準監督署 巻末一覧No.25 ・大気汚染防止法及び環境確保条例に関しては、東京都環境局 巻末一覧No.22 ・廃棄物処理法に関しては、巻末一覧No.23 東京都環境局 ・石綿全般に関することは、巻末一覧No.24 一般社団法人JATI協会

(6) CCA、クロルデン類、クレオソート処理木材	・防腐・防蟻のためCCA(クロム、銅、ひ素の化合物)、クレオソート、または防蟻のためクロルデン類(化審法施行令第1条第8号に規定する物質をいう。)が注入又は塗布された木材は、それ以外の部分と分離、分別するものとし、それが困難な場合は、これらが含まれているものとして、廃棄物処理施設において適正な処理を行うものとする。 ・特にCCAについては、以下を参考として、建築物に用いられたCCA処理木材の判別をし、判別結果に基づき、適正にCCA処理木材を分別・処理する。 (参考図書) ・家屋解体工事におけるCCA処理木材分別の手引き(改訂版)(平成18年3月北海道立林産試験場) ・「ウツドスキャン」によるCCA処理木材分別の手引き(平成17年3月廃木材リサイクル研究会)
(7) フロン類 ○業務用エアコンディショナー ○業務用冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む) ○家庭用エアコンディショナー ○フロン類(CFC、HCFC、HFC)	・業務用冷凍空調機器はフロン排出抑制法に基づき、事前確認書によりその機器の有無を確認し、施主等が委託確認書を送付し、取次者が回付、第一種フロン類充填回収業者にフロン類を引き渡す。 (問合せ先) 巻末一覧No.26 ・家庭用エアコンディショナーは、家電リサイクル法により処理する。 (問合せ先) 巻末一覧No.27
(8) ハロン ○ハロゲン化物消火設備、機器(エアゾールスプレー等を含む) ○ハロン(ハロン1211, ハロン2402, ハロン1301)	・ハロン(オゾン層保護法施行令の別表第2欄の中欄に掲げる物質をいう。)についても、関係法令を遵守し、適正な処理等を行う。 (問合せ先) 巻末一覧No.28
(9) フロン類含有断熱材 ○フロン類を用いて発泡する断熱材 ○フロン類(CFC、HCFC、HFC)	・建築物等の解体・改修工事において、断熱材が発生する場合には、フロン類を用いて発泡する断熱材(ウレタン発泡系、押出発泡ポリスチレンなど)の有無を確認する。 ・フロン類を用いて発泡する断熱材が確認された場合は、出来る限りフロン類が大気中に拡散しないように取り外し、産業廃棄物(廃プラスチック)の許可を持っている焼却施設(出来る限り廃棄物発電などのエネルギー回収を行っている施設を選択する)で処理し、フロン類を分解する。 (問合せ先) 許可を持っている処理業者に関すること 巻末一覧No.5 (参考図書) 建材用断熱材フロンの処理技術(平成19年 環境省地球環境局)https://www.env.go.jp/earth/ozone/tt-bi/index.html
(10) アンモニア ○吸収式冷蔵庫の冷媒	・製造メーカー等の「お客様相談窓口」に連絡する。メーカー名は扉内側などに貼付してある家庭用用品品質表示ラベルに記載してある。 (問合せ先)：製造メーカーが特定できない場合、巻末一覧No.29

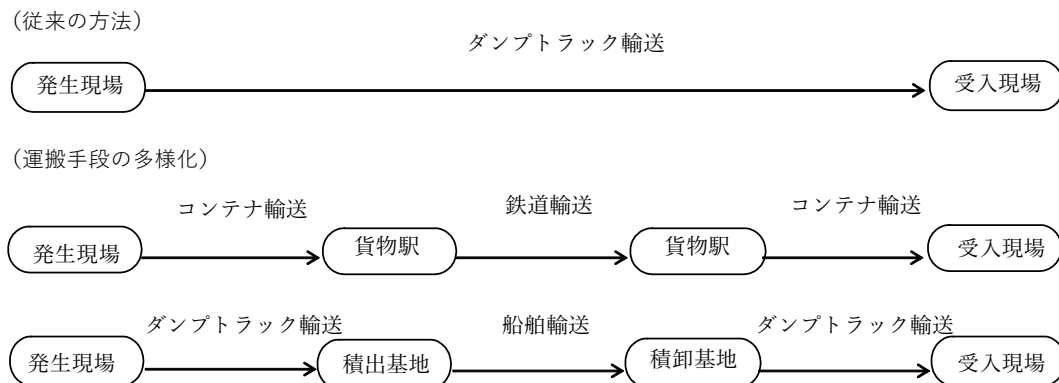
(11) 水銀(蛍光ランプ) ○蛍光ランプ(低圧放電ランプ) ○水銀ランプ(高圧放電ランプ)	・建築物、街路灯、車両等に使用されている蛍光ランプ・水銀ランプを取り外す場合は、封入されている水銀を流出させないため破損しないように丁寧に取り外し、ほかの物と区分して保管・運搬し、産業廃棄物処分業者により処理基準に従い水銀を除去する。水銀の付着のない状態となったガラス片などは、ランプ・吸音材・内装材・レンガ・インターロッキングブロックなどとして製品化されるが、これを建設工事等において活用する。 ・平成27年11月に廃棄物処理法施行令が改正され、蛍光ランプ・水銀ランプが廃棄物となった物は「水銀使用製品産業廃棄物」として指定され、平成29年10月に施行された産業廃棄物処理基準に従うことが必要となる。 (問合せ先) 巻末一覧No.5
(12) ヒ素又はカドミウム混入の石膏ボード ○特定の製造メーカー製造の石膏ボード ○ヒ素・カドミウム含有石膏ボード ○石綿吸音板下地	・石膏ボードの裏面の印刷によりメーカー等を確認して、当該製造メーカーに問い合わせ、対象の廃石膏ボードについては管理型処分場で埋立処分するか、石膏ボードメーカーへ搬出する(吉野石膏分に限る)。あるいは、リサイクル可能な施設へ半室する。できる限り再資源化するとともに、適正に処理する。 (問合せ先) 巻末一覧No.30
(13) 臭化リチウム ○吸収式冷凍機の冷媒(常温液体)	・廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物の廃アルカリの処分の許可を有する施設において、適正に処理する。
(14) ダイオキシシン ○廃棄物焼却炉	・ダイオキシシン類特別措置法、廃棄物処理法、労働安全衛生法等に基づき、適正に処理する。
(15) その他の有害物質等	・その他の有害物質等についても、関係法令を遵守して適正に処理する。

第4 環境に配慮した運搬の実施

建設副産物の運搬に当たり、大型ダンプトラックのみに頼らず、貨物鉄道輸送、海上輸送、河川舟運などの運搬手段の多様化を図り、環境に配慮した運搬を促進する。

個々の建設工事においては、これらの輸送手段、建設発生土の受入地や建設廃棄物の再資源化施設の立地状況等を勘案し、環境負荷の軽減や建設コストを考慮して最適な運搬方法を選択する。

これにより、大型自動車交通総量の削減、交通渋滞の緩和、大気汚染物質の削減、建設コスト縮減等を図る。



図－7 運搬手段の多様化の事例

1 運搬に当たっての環境配慮等

以下のとおり、運搬に当たっては環境に配慮する。

(1) 環境に配慮した自動車の使用
- 建設副産物の運搬に際し、ダンプトラック等による場合は、以下の事項をいずれも遵守した自動車を使用すること。 ①環境確保条例第37条に定めるディーゼル車規制に適合する自動車 ②自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車
(2) 過積載の防止
建設副産物の運搬に際し、ダンプトラック等による場合は、過積載防止を図るものとし、車両の重量計などによる確認はもとより、必要に応じて台貫設備による確認等を徹底する。
(3) 環境に配慮した運転
建設副産物の運搬に際し、ダンプトラック等による場合は、エコドライブやアイドリングストップなど、環境に配慮した運転に努める。

2 船舶輸送の活用

以下のとおり、船舶輸送の活用を図る。

(1) 広域利用等における海上輸送の実施
(株)建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）は、国や首都圏の都県市と協同して全国の港湾等に建設発生土を供給しているが、これは船舶による海上輸送により行っている。臨海部の建設工事から発生する建設発生土は港湾における積込と海上輸送が経済的かつ合理的であることから今後もこれを継続する。
(2) 臨海部におけるストックヤードの確保
ストックヤード兼海上輸送基地の機能を持った施設は、現在のところ、公共のものは「中央防波堤内側埋立地」があるが、今後もこうした機能を持つ施設の確保を図っていく。
(3) 河川舟運及び輸送基地の活用
東京には、隅田川、荒川、江戸川、中川及び多摩川などの河川があり河川舟運が可能である。このため、河川沿岸部等で発生した建設副産物については、河川舟運を行い、河川築堤や海面埋立等での工事間利用を促進する。
(4) 河川護岸や水再生センターなど舟運基地の確保等
河川舟運を実施するためには、積出・積卸基地が必要であることから、国や都などが河川護岸や水再生センターを利用して整備する既存又は新たな基地を活用していく。
(5) 最適な運搬の選択及び利用調整
建設副産物の運搬に当たっては、鉄道・船舶・車両などの輸送手段、積出・積卸基地、受入施設の立地状況などの諸条件を踏まえ、個々の建設工事にとって最適な運搬を行い、船舶輸送が適している場合はこれを採用する。

3 鉄道輸送の活用

以下のとおり、鉄道輸送の活用を図る。

(1) 鉄道及びコンテナによる建設副産物輸送の実施
工事現場から貨物駅までのコンテナ車輸送、フォークリフトによる積み替え及び貨物駅間の鉄道輸送の組み合わせにより行う。
(2) 貨物駅の活用
鉄道輸送の実施に当たっては、既存の貨物駅の活用を図っていく。
(3) 最適な運搬の選択及び利用調整
建設副産物の運搬に当たっては、鉄道・船舶・車両などの輸送手段、積出・積卸基

地、受入施設の立地状況などの諸条件を踏まえ、個々の建設工事にとって最適な運搬を行い、鉄道輸送が適している場合はこれを採用する。

第5章 建設副産物のリサイクル等(都独自取組)

第1 建設廃棄物

建設廃棄物については、以下のとおり発生抑制、再使用・再生利用等に取り組むものとする。

1 コンクリート塊

コンクリート塊については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
○コンクリート塊の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用、海面処分場の作業用道路造成材利用等の利用調整を行う。
(2) 発生抑制
①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化などにより発生抑制を図る。
②コンクリート基礎、基礎くい等で再度基礎として使用することが可能な場合は、解体せずに補強等を行い再使用し、コンクリート塊の発生を抑制する。
(3) 分別解体等及び再資源化等
①コンクリート塊は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後のコンクリート塊は再資源化する。
②対象建設工事であるか否かに係わらずコンクリート塊の分別解体等及び再資源化等を実施する。
(4) 利用用途等
○コンクリート塊については、破碎、選別、不純物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生クラッシュラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石、再生砂及び再生コンクリート用骨材等として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地の舗装(以下「道路等の舗装」という。)の路盤材、建築物等の埋戻し材、基礎材及び再生コンクリート用骨材等に利用する。
○利用用途として、コンクリート構造物の解体にともなって発生するコンクリート塊を主体として製造されたもので、不純物等の規定に適合した再生砕石等を、擁壁等裏込め用等として利用する。
○構造物の解体などにより発生したコンクリート塊に対し、破碎、磨砕、分級等の処理を行うことにより製造された再生骨材を、レディーミクストコンクリート及び再生骨材を用いたコンクリートの骨材として利用する。
(5) 自ら利用
○発生抑制を徹底した後に発生したコンクリート塊については、できる限り、工事現場内で利用用途に応じた形状・品質を得られるように加工し「自ら利用」(現場内利用)を行う。
(例)
・割ぐり石代替品、砕石代替品、玉石代替品等として自ら利用(路盤材、工作物の基礎材・裏込材、港湾埋立材、路床改良材、ふとん籠中詰材、袋詰玉石工の詰石など)に努める。
※「自ら利用」とは、コンクリート塊を有用物(コンクリート塊の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの)となるよう処理し、占有者(コンクリート塊が発生する工事の受注者)が使用することを行う。同一の受注者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である。
(6) 工事間利用等

	①発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ないコンクリート塊については、原則として、工事現場内で加工し、工事間利用や海面処分場の作業用道路造成材への利用等を推進していく。 ②工事間利用については、発生時期や発生量等を把握して利用調整を行う。 (例) ・割ぐり石代替品や、砕石代替品、玉石代替品等として工事間利用(路盤材、工作物の基礎材・裏込材、港湾埋立材、路床改良材、ふとん籠中詰材、袋詰玉石工の詰石など)に努める。
	(7) 海面処分場の作業用道路造成材利用 ○現場内利用、工事間利用ができず、島内に再資源化施設もない場合には、工事現場内で最大径 30cm 程度に加工し鉄筋等の異物を除去した上で、海面処分場に搬入して作業用道路造成材として活用する。
	(8) 工事間利用、海面処分場の作業用道路造成材利用に伴う加工・保管・支給 ①コンクリート塊が発生する工事(仮置き中のコンクリート塊を加工・運搬等する工事を含む。)において、割ぐり石代替品、砕石代替品、玉石代替品等に加工し、当該工事における現場内利用、他工事との工事間利用、海面処分場の作業用道路造成材としての提供等を行う。 また、当該工事の工期内で利用しないで保管する場合は、保管後に支給材料として他工事に支給又は海面処分場の作業用道路造成材としての提供等を行う。 なお、仮置きに当たっては、台形等に整地するなどして、管理や量の把握が容易となるように努めるとともに、土砂等と分離し、かつ、発注者ごとに分けて(表示する)仮置きする。 ②有効利用及び仮置きに当たっては、以下の条件を満たすものであること。 ○建設資材として、有価物の品質を有していること。 ○加工・保管・利用等の計画を有すること。 ○資材としての工事間利用は、再生利用制度(個別指定)の手続は不要。ただし、船舶運搬や港湾使用等に係る関係法令を遵守すること。 ○仮置き場所の管理者は、名称看板掲示、関係者以外立入禁止表示、必要な場合は施錠可能な門扉及び囲いを設置(設置しない場合においても関係者以外が自由に入出りできないよう措置しなければならない。)、見通しが悪い場合はカーブミラー設置等の措置をすること。 ○仮置き場所の管理者は、場所ごとに、管理要領、管理台帳を備えて管理すること。 ○仮置き場所に有価物を仮置きする者は、管理者が定める管理要領に従い適正に仮置きをすること。 ○島内又は島間の利用調整は島しょ部会等で行い、本土に係る利用調整は建設発生土対策部会で行う。
	注1)海面処分場の作業用道路造成材の品質は、30 c m程度に小割りし、鉄筋、ごみ、どろなどを含まないものとする。 注2)その他の用途の場合は、利用者が求める要求品質によるが、いずれもごみ、どろなどを含まないものとする。 注3)現場内利用、工事間利用、支給材料支給ともにリサイクル伝票、リサイクル証明書を運用する。
	(9) 再資源化施設の活用 ①発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事間利用等ができないコンクリート塊については、島内に再資源化施設がある場合には当該施設に搬出し再資源化を行う。 ②島内に再資源化施設がない場合には、他島又は本土に立地する再資源化施設に搬出し再資源化を行う。運搬に当たっては、できる限り容器に収めるものとする。

2 アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
①アスファルト・コンクリート塊の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
②現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用等の利用調整を行う。
(2) 発生抑制
①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、長寿命化舗装の採用、維持管理・修繕の容易化などにより発生抑制を図る。
②余剰材を発生させない施工計画など、アスファルト・コンクリート塊の発生抑制に努める。
(3) 分別解体等及び再資源化等
①アスファルト・コンクリート塊は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後のアスファルト・コンクリート塊は再資源化等する。
②対象建設工事であるか否かに係わらずアスファルト・コンクリート塊の分別解体等及び再資源化等を実施する。
(4) 利用用途等
○アスファルト・コンクリート塊は、破砕、選別、不純物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物、表層基層用再生加熱アスファルト混合物及び改質再生アスファルト混合物として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用する。
(5) 工事間利用に伴う加工・保管・支給
①アスファルト・コンクリート塊が発生する工事(仮置き中のアスファルト・コンクリート塊を加工・運搬等する工事を含む。)において、碎石代替品に加工し、当該工事における現場内利用、他工事との工事間利用を行う。 また、当該工事の工期内で利用しないで保管する場合は、保管後に支給材料として他工事に支給を行う。 なお、仮置きに当たっては、台形等に整地するなどして、管理や量の把握が容易となるように努めるとともに、土砂等と分離し、かつ、発注者ごとに分けて(表示する)仮置きする。
②有効利用及び仮置きに当たっては、以下の条件を満たすものであること。
○建設資材として、有価物の品質を有していること。
○加工・保管・利用等の計画を有すること。
○資材としての工事間利用は、再生利用制度(個別指定)の手続は不要。
○仮置き場所の管理者は、名称看板掲示、関係者以外立入禁止表示、必要な場合は施錠可能な門扉及び囲いを設置(設置しない場合においても関係者以外が自由に出入りできないよう措置しなければならない。)、見通しが悪い場合はカーブミラー設置等の措置をすること。
○仮置き場所の管理者は、場所ごとに、管理要領、管理台帳を備えて管理すること。
○仮置き場所に有価物を仮置きする者は、管理者が定める管理要領に従い適正に仮置きをすること。
○島内又は島間の利用調整は島しょ部会等で行い、本土に係る利用調整は建設発生土対策部会で行う。
注1) 工事間利用を行う場合は、利用者が求める要求品質によるが、いずれもごみ、どろなどを含まないものとする。
注2) 現場内利用、工事間利用、支給材料支給ともにリサイクル伝票、リサイクル証明書を運用する。

(6)再資源化施設の活用
①発生抑制を徹底して行った後に発生したアスファルト・コンクリート塊については、島内に再資源化施設がある場合には当該施設に搬出し再資源化を行うものとする。
②島内に再資源化施設がない場合には、他島又は本土に立地する再資源化施設に搬入し再資源化を行う。運搬に当たっては、できる限り容器に納めるものとする。

3 建設発生木材

建設発生木材については、以下のとおり取組を行う。

(1)計画的な取組
①建設発生木材の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
②現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用等の利用調整を行う。
(2)発生抑制
①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化、などにより発生抑制を図る。
②具体的な事例としては、梱包材の削減、余剰材を発生させない施工計画、原寸発注(プレカット)の採用、リサイクルできないタイプの木製型枠の代替製品使用による使用済み木製型枠の発生抑制などである。
(3)分別解体等及び再資源化等
①建設発生木材は特定建設資材廃棄物であり、施行規則に基づき分別解体等するとともに、分別後の建設発生木材は再資源化等する。 なお、森林内において建設工事などに伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条(根株等)については、生活環境保全上支障のない形態で自然還元(根株等を生育していたその場で、適切に森林を保全することを目的に従来から行われてきたところであり、そのように利用)できる。
②対象建設工事であるか否かにかかわらず分別解体等及び再資源化等を実施する。
(4)利用用途等
○建設発生木材については、破碎、選別及び不純物除去等を行うことにより、木質ボード、堆肥等の原材料等として利用することを継続していくとともに、建築物の下地材やコンクリート型枠等に加工し、これを都内で施工する建築物等の工事において活用していく。また、熱を得ることに利用することを促進する。
(5)自ら利用
○発生抑制を徹底した後に発生した建設発生木材については、できる限り、工事現場内で利用用途に応じた形状・品質を得られるように加工し「自ら利用」(現場内利用)を行う。 ただし、建設発生木材は工事現場内で利用する用途としては、古材を再使用するか、破碎等を行いマルチング(有害物質や防腐剤等が含まれていない場合に限る。)材等として使用する場合に限られる。 なお、森林内において建設工事などに伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条(根株等)については、生活環境保全上支障のない形態で自然還元(根株等を生育していたその場で、適切に森林を保全することを目的に従来から行われてきたところであり、そのように利用)できる。 ※「自ら利用」とは、建設発生木材を有用物(建設発生木材の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの)となるよう処理し、占有者(建設発生木材が発生する工事の受注者)が使用することをいう。同一の受注者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である。
(6)工事間利用

○発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生木材については、できる限り、個別指定制度の活用により工事間利用を推進していく。ただし、建設発生木材は工事間利用する用途としては、古材を再使用するか、破砕等を行いマルチング(有害物質や防腐剤等が含まれていない場合に限る。)材等として使用する場合に限られる。		
(7) 工事間利用に伴う加工・保管・支給		
①建設発生木材が発生する工事において、当該工事における現場内利用、他工事との工事間利用を行う。 また、当該工事の工期内で利用しないで保管する場合は、保管後に支給材料として他工事に支給を行う。 なお、仮置きに当たっては、管理や量の把握が容易となるように努めるとともに、発注者ごとに分けて(表示する)仮置きする。		
②有効利用及び仮置きに当たっては、以下の条件を満たすものであること。		
○建設資材として、有価物の品質を有していること。		
○加工・保管・利用等の計画を有すること。		
○資材としての工事間利用は、再生利用制度(個別指定)の手続は不要。		
○仮置き場所の管理者は、名称看板掲示、関係者以外立入禁止表示、必要な場合は施錠可能な門扉及び囲いを設置(設置しない場合においても関係者以外が自由に出入りできないよう措置しなければならない。)、見通しが悪い場合はカーブミラー設置等の措置をすること。		
○仮置き場所の管理者は、場所ごとに、管理要領、管理台帳を備えて管理すること。		
○仮置き場所に有価物を仮置きする者は、管理者が定める管理要領に従い適正に仮置きをすること。		
○島内又は島間の利用調整は島しょ部会等で行い、本土に係る利用調整は建設発生土対策部会で行う。		
注1) 工事間利用を行う場合は、利用者が求める要求品質によるが、いずれもごみ、どろなどを含まないものとする。		
注2) 現場内利用、工事間利用、支給材料支給とともにリサイクル伝票、リサイクル証明書を運用する。		
注3) 運搬に当たっては、アフリカマイマイ、イエシロアリ、その他の外来生物等の付着等に十分注意し、予防措置を講じるなどの必要がある。		
(8) 再資源化施設等の活用		
①発生抑制及び自ら利用を徹底して行った後、工事間利用等ができない建設発生木材については、島内に再資源化施設がある場合には当該施設に搬入し再資源化を行うものとする。また、島内に再資源化施設がない場合には、島内の清掃施設に搬出し再資源化又は縮減(建設発生木材を熱利用(回収)できない清掃施設に搬入した場合)する(ただし、事前に町村の清掃部局と協議するとともに、所定の寸法に処理する必要がある。))。		
②島内に再資源化施設も清掃施設もない場合及び清掃施設で受入ができない場合には、他島又は本土に立地する再資源化施設又は清掃施設に搬入し、再資源化又は縮減を行う。運搬に当たっては、できる限り容器に納めるものとする。		
注) 運搬に当たっては、アフリカマイマイ、イエシロアリ、その他の外来生物等の付着等に十分注意し、予防措置を講じるなどの必要がある。		
(9) 現場での分別目安等		
建設発生木材は、再資源化施設における破砕処理等の後、できる限り高いレベルで利用されるよう、以下の目安により分別を行う。		
①解体工事における建設発生木材の分別の目安		
分別等級	建設発生木材の性状	チップ区分
第1種	ムク材(柱、梁、板など)でペンキ等の付着のないもの	Aチップ、Bチップ
第2種	上記以外のもの(ペンキ等が付着したムク材、合板等でAチップ又はBチップにならないもの)	Cチップ、Dチップ

②新築工事における建設発生木材の分別の目安

分別等級	建設発生木材の性状	チップ区分
第1種	ムク材(柱、梁、板など)又は合板等でペンキ等の付着のないもの	Aチップ、Bチップ、Cチップ
第2種	ムク材(柱、梁、板など)又は合板等でペンキ等が付着しているもの、コンクリート型枠	Dチップ

注1)CCA、クロルデン類、クレオソートが塗布等されたものは分別し、これらが含まれたものが混入しないように注意する。

注2)建設発生木材の分別解体等に当たっては、ほかの建設資材廃棄物と分別されていないとてはならない。特に、電線・通信線等は支障となるので完全に除去する。

(参考)チップの規格等(規格は施設によって異なるが平均的・標準的なものを参考に示す。)

チップ区分	チップの用途	備考
Aチップ (切削、破砕)	製紙、エタノール、炭等の原料	CCA等の有害物質、合板、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Bチップ (破砕)	製紙、繊維板(MD Fボードほか)、パーティクルボード、エタノール、炭、マルチング材、敷料、コンポストの原料	CCA等の有害物質、合板、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Cチップ (破砕)	パーティクルボード、燃料、敷料、セメント、エタノールの原料	CCA等の有害物質、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと
Dチップ (破砕)	燃料、高炉還元剤、セメント等材料	CCA等の有害物質、ペンキ等の付着物、金属等の異物を含まないこと、水分を多く含んだものは除く
ダスト (チップ製造に伴う副産物)	敷料、炭の原料	有害物質、金属等の異物を含まないこと

※チップの大きさは、A～Dチップに関しては、5cmスクリーン通過(おおむね5cm以下)を標準とするが、利用用途によっては、3cm以下、1cm以下とする場合もある。

※平成15年12月12日に「建設副産物リサイクル広報推進会議」から記者発表された「木材チップの品質基準(暫定版)」を基に作成した。

(10)CCA・クロルデン・クレオソート等の処理

①事前調査

事前調査の段階において、CCA・クロルデン・クレオソート(以下「CCA等」という。)が使用されているか否か調査を行い、使用されている場合は使用部位に油性マジックインキ等でマーキングをする(CCAなら㊟、クロルデン類又はクレオソートなら㊿など)。

②施工時点

事前調査の時点では確認できなかった箇所がある場合は、施工中に調査を行い、使用されている場合は事前調査と同様にマーキングをする。

③CCA等の処理

CCA等が注入された木材又はリサイクルが困難な木材は、それ以外の部分と分離、分別し、廃棄物処理施設(焼却等)において適正な処理を行う。

(判別手法の例)

CCA等の判別その他については、「家屋解体工事におけるCCA処理木材分別の手引き(改訂版)(平成18年3月北海道立林産試験場)」「ウッドスキャン」によるCCA処理木材分別の手引き(平成17年3月廃木材リサイクル研究会)」を参考にしてもよい。

ここに判別手法の例を参考に示す。

○建築年次による判別	- CCA処理木材は昭和38年にJIS化され、平成10年にかけて使用されている。 - 建築年次を調査して確認する。
○使用部位による判別	- CCA処理木材は、主に木材の土台、大引き、水回り等の部位に使用されている。 - 根太、通し柱、屋根材、その他にも使用されている場合もある。
○メーカー使用による判別	メーカー仕様から各部位へのCCA処理木材の使用状況を判断する。
○目視による判別	CCA処理木材の色(薄緑色)又はJIS、JASマーク等の刻印により判断する。
○試薬による判別	- CCA処理木材の銅、クロムに反応し変色する試薬を用い判断する。 - 試薬として、ジフェニルカルボノヒドラジド、ジフェニルカルバジド、PAN等がある。

4 建設泥土

建設泥土については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組

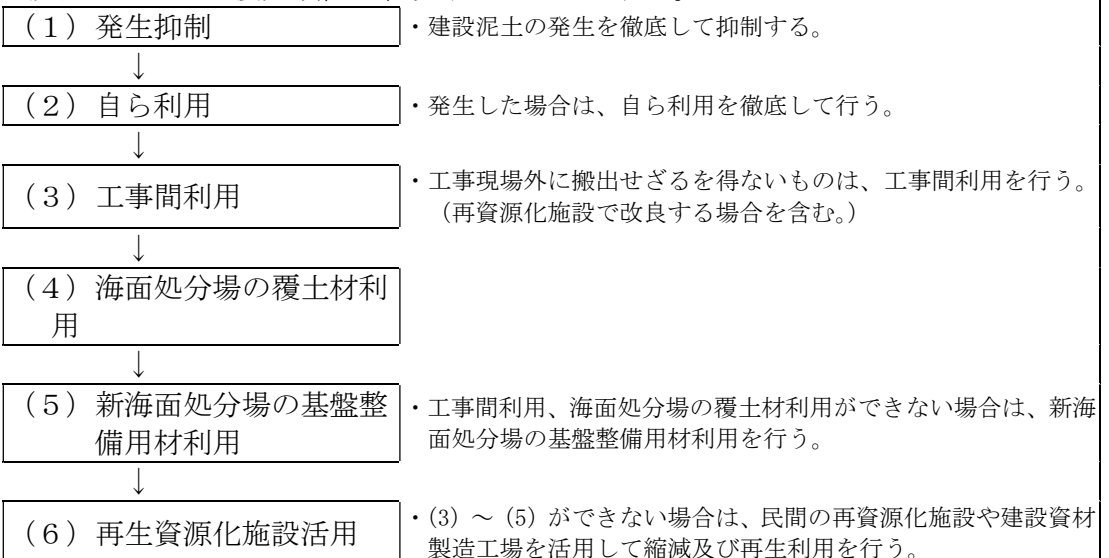
○建設泥土の発生抑制、自ら利用、工事間利用、海面処分場の覆土材利用、新海面処分場の基盤造成材利用等の実施に当たっては、計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成、建設泥土調査等を行う。

(2) 泥土指針の活用

○都関連工事から発生する建設泥土については、東京都建設泥土リサイクル指針に基づき処理する。

(3) 基本的考え方

①建設泥土の処理の優先順位は、以下のとおりとする。



②発生抑制及び自ら利用はもとより、工事間利用や海面処分場の覆土材等への利用により都内処理率の向上を図り、都外で最終処分される割合を減らしていくものとし、これを実効性あるものとするため、以下のルールを運用する。 (都内処理率向上ルール) ・盛土、築堤、埋立、埋戻し等に土砂を必要とする工事や海面処分場の覆土材及び新海面処分場の基盤整備等に当たっては、建設泥土を改良した処理土を優先して使用する。 ・建設泥土が発生する工事であって、土砂を必要とするほかの工事や海面処分場の覆土及び新海面処分場の基盤整備等に建設泥土を供給可能な場合は、工事現場内等において建設泥土の改良を行い得られた処理土を、土砂を必要とする他の工事や海面処分場の覆土及び新海面処分場の基盤整備等に供給する。 ・都内処理率を向上するため、処理土等供給・受入計画を作成し、土砂を必要とする工事や海面処分場の覆土及び新海面処分場の基盤整備等に計画的に処理土等を供給する。					
(4) 発生抑制 ①発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画する。 ②工法の工夫による発生抑制 <table border="1" data-bbox="339 875 1442 1178"> <tr> <td>○建設泥土の発生しない工法の採用、掘削土量の少ない工法の採用</td> </tr> <tr> <td>・高強度セグメントの採用によるシールド断面の縮小化</td> </tr> <tr> <td>・シールド二次覆工の減少又は省略による掘削断面の縮小化</td> </tr> <tr> <td>○分級、脱水、濃縮等により縮減を行い、発生を抑制</td> </tr> <tr> <td>○泥水循環方式、泥土圧方式等の工法において、一体の施工システム内のホッパー又はピット等の手前で処理工程(脱水、濃縮、安定処理、乾燥等)を経て、ホッパー又はピット等から搬出されるときに泥状を呈しなくなるように改良を行い、発生抑制を図る。</td> </tr> </table> ③泥水循環方式の場合は、工事現場内において分級、脱水、濃縮などによる縮減、分級後の泥水の循環利用、余剰泥水の脱水・濃縮などにより縮減を図る。	○建設泥土の発生しない工法の採用、掘削土量の少ない工法の採用	・高強度セグメントの採用によるシールド断面の縮小化	・シールド二次覆工の減少又は省略による掘削断面の縮小化	○分級、脱水、濃縮等により縮減を行い、発生を抑制	○泥水循環方式、泥土圧方式等の工法において、一体の施工システム内のホッパー又はピット等の手前で処理工程(脱水、濃縮、安定処理、乾燥等)を経て、ホッパー又はピット等から搬出されるときに泥状を呈しなくなるように改良を行い、発生抑制を図る。
○建設泥土の発生しない工法の採用、掘削土量の少ない工法の採用					
・高強度セグメントの採用によるシールド断面の縮小化					
・シールド二次覆工の減少又は省略による掘削断面の縮小化					
○分級、脱水、濃縮等により縮減を行い、発生を抑制					
○泥水循環方式、泥土圧方式等の工法において、一体の施工システム内のホッパー又はピット等の手前で処理工程(脱水、濃縮、安定処理、乾燥等)を経て、ホッパー又はピット等から搬出されるときに泥状を呈しなくなるように改良を行い、発生抑制を図る。					
(5) 自ら利用 ①発生抑制をできる限り行った後、自ら利用(現場内利用等)が可能な場合は、裏込への泥水利用、インバートへの泥水利用、現場内の改良による処理土の活用など、自ら利用を促進する。 ※「自ら利用」とは、建設泥土を有用物(建設泥土の有用性を高め他人に有償売却できる性状にしたもの)となるよう処理し、占有者(建設泥土が発生する工事の受注者)が使用することをいう。同一の受注者が自ら利用する場合は、利用工事及び利用場所に特段の制約がないため、発生場所が同一敷地のみならず、公道を挟む隣接する敷地や発生場所以外の工事でも自ら利用が可能である。 ②工事現場内において、利用用途に応じた適正な品質に保った状態で、掘削用泥水・安定液として使用、スラリー化安定処理の泥水に使用、などにより現場内で利用するほか、工事現場内で安定処理等が可能な場合は、これにより得られた処理土の活用など、自ら利用を促進する。					
(6) 工事間利用 <table border="1" data-bbox="304 1731 1442 2063"> <tr> <td>○発生抑制及び自ら利用を徹底的に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ないものについては、できる限り工事現場内において安定処理等を行い、得られた処理土を都内における工事間利用に活用する。このうち、一体施工システム内で改良したものは建設発生土として工事間利用を行う(広域的な再利用を行う場合を含む。)。また、一体施工システム外で改良したものは、都発注工事間の場合は一般指定制度により工事間利用を行う。</td> </tr> <tr> <td>○区市町村発注工事間又は都発注工事と区市町村発注工事間等で工事間利用を行う場合は、再生利用制度(個別指定)により工事間利用を促進する(再資源化施設で改良する場合を含む。)</td> </tr> </table>	○発生抑制及び自ら利用を徹底的に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ないものについては、できる限り工事現場内において安定処理等を行い、得られた処理土を都内における工事間利用に活用する。このうち、一体施工システム内で改良したものは建設発生土として工事間利用を行う(広域的な再利用を行う場合を含む。)。また、一体施工システム外で改良したものは、都発注工事間の場合は一般指定制度により工事間利用を行う。	○区市町村発注工事間又は都発注工事と区市町村発注工事間等で工事間利用を行う場合は、再生利用制度(個別指定)により工事間利用を促進する(再資源化施設で改良する場合を含む。)			
○発生抑制及び自ら利用を徹底的に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ないものについては、できる限り工事現場内において安定処理等を行い、得られた処理土を都内における工事間利用に活用する。このうち、一体施工システム内で改良したものは建設発生土として工事間利用を行う(広域的な再利用を行う場合を含む。)。また、一体施工システム外で改良したものは、都発注工事間の場合は一般指定制度により工事間利用を行う。					
○区市町村発注工事間又は都発注工事と区市町村発注工事間等で工事間利用を行う場合は、再生利用制度(個別指定)により工事間利用を促進する(再資源化施設で改良する場合を含む。)					

(7) 海面処分場の覆土材利用 ○工事現場外に搬出せざるを得ない場合で工事間利用ができない場合は、一体施工システム外で改良したものを建設泥土改良土として、毎年度の受入予定量の範囲内において、海面処分場の覆土に利用する。 なお、この場合において、都発注工事は一般指定制度により、区市町村発注工事等は再生利用制度（個別指定）により実施する。
(8) 新海面処分場の基盤整備用材利用 ○工事現場外に搬出せざるを得ない場合で、工事間利用又は海面処分場の覆土材利用ができない場合は、一体施工システム内で改良したものは建設発生土として、一体施工システム外で改良したものは建設泥土改良土として、毎年度の受入予定量の範囲内において、新海面処分場の基盤造成に利用する。 なお、この場合は、都発注工事のうち、担当者会から指定された泥土圧シールド（推進）工法の工事に限るものとし、受入事業者の定める受入枠内で一般指定制度により実施する（再資源化施設で改良する場合を含む。）。
(9) 再資源化施設活用 ①工事現場外へ搬出せざるを得ない場合で、上記（6）工事間利用から（8）新海面処分場の基盤整備用材利用までに記載されている利用ができない場合は、民間の再資源化施設や建設資材製造工場に搬出することとなるが、施設内における縮減・再生利用の割合が高い適正な施設を選択することが望ましい。 ②再資源化施設の利用に当たっては、COBRIS等を活用する。 ③再資源化施設内における縮減及び再生利用の方法や割合、搬入された建設泥土の一部が最終処分される部分がある場合の最終処分場（管理型処分場）、製品として有償売却される場合について、再資源化計画（報告）書、建設泥土リサイクル証明書（泥土指針様式集参照）、適正処理証明書（建設泥土）（泥土指針様式集参照）等により、施設ごとに適正処理の状況又はリサイクルの状況を把握するとともに、施設の評価手法等について検討していく。 さらに、処理委託契約書に記載された契約単価の調査・把握・集約を行い、積算業務等の資料として活用を図ることを検討していく。
(10) 土木・建築工事における有効利用 ○土木工事においては、工作物の埋戻し、土木構造物の裏込め、道路用盛土、河川築堤、土地造成、鉄道盛土、空港盛土、水面埋立等で土質材料として建設泥土改良土の利用を促進する。また、新海面処分場の基盤整備や覆土、自然再生事業等においても建設泥土改良土の利用を促進する。 さらに、建築工事に伴う地下連続壁や基礎杭等の工事から発生する建設泥土についても、工事現場内で改良を行い、製造した建設泥土改良土を埋戻し等に利用することを促進する。 なお、土木・建築工事における建設泥土の利用を促進するため、適用用途標準（案）や品質基準等を整備する。
(11) その他の取組 ①工事間利用等を促進するためには、時間的な不整合等を調整するための一時的仮置き場（以下「一時保管所」という。）の確保が不可欠である。このため、都有地等において一時保管所の確保を図る。 ②工事現場内で移動式機械による改良が可能な場合は、これを活用し、安定処理等を行い得られた処理土の活用により、自ら利用を行うとともに一般指定制度（都発注工事）又は再生利用制度（個別指定）（区市町村発注工事等）による工事間利用等を行う。

5 その他の建設廃棄物

その他の建設廃棄物については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組 ①その他の建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。 ②現場内利用、工事間利用、再資源化施設活用等の利用調整を行う。 ③建設泥土が発生する場合は、「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、適正に再資源化を行う。
(2) 発生抑制 ○発生抑制は、計画・設計段階における検討が重要であることから、この段階において発生抑制を計画するとともに、建築物等の長期使用、耐久性の向上、維持管理・修繕の容易化等により発生抑制を図る。 また、①省梱包化又は無梱包化、②余剰材を発生させない施工計画作成、③原寸発注(プレカット)及び④資材の現場への搬入管理の徹底により、廃棄物の発生抑制・削減に努める。 (梱包材の削減の具体例) ・洗面化粧台、衛生陶器、外装タイルなどについては、簡易梱包の活用に努め廃棄物等の量を削減する。 ・製品の梱包を行わず専用台車を用いることにより梱包レス化し、廃棄物等を発生させない。 ・プラスチック製や段ボール製のリターナブル容器により、製品を梱包し、廃棄物等を発生させない。 (問合せ先) 巻末一覧 No.31
(3) 分別及び回収 ①建設混合廃棄物としての発生量の削減 建設廃棄物は、混合すると再資源化等の適正処理が困難となるため、再資源化するもの、縮減するもの、埋立処分するもの等その取扱方法に応じて、工事現場内での分別を徹底し、建設混合廃棄物として発生を抑制することが必要である。 (分別方法) ・分別する廃棄物ごとにコンテナ等の容器を設け、各々に分かりやすい標示をすることにより分別を容易にする。 ・分別したものが混合しないように集積する。 (分別品目) 品目別の分別の例としては、以下の分け方がある。 ・木くず(不用木製型枠材、不用造作・建具材、木製梱包材など) ・コンクリート(コンクリート塊、モルタルくずなど) ・金属くず(鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、スチールサッシ、アルミサッシ、メタルフォームなど) ・段ボール、石こうボード、ロックウール吸音板、電線くず、塩ビ管、廃プラスチック、空き缶、発泡スチロール ・生ごみ(食事の残渣及び弁当がらなど) ・安定型産業廃棄物(廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及び金属くず、コンクリート等のがれき類(有機性のものが付着したプラスチック及び金属の廃容器・包装は管理型産業廃棄物)) ・管理型産業廃棄物(紙くず、木くず、廃石膏ボード、繊維くず、廃容器、包装(有機性のものが付着した金属、プラスチック)、鉛製の管又は板、廃プリント配線板) ・石綿含有廃棄物(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。非飛散性アスベスト成形板、ビニール床タイル、フレキシブルボードなど。)

②分別した廃棄物の回収 ・品目ごとに分別した廃棄物は、廃棄物処理法に従い、適正に収集運搬し、再資源化をする施設や最終処分場に搬入する必要がある。 ・フレコンバック、ビニール袋、コンテナ容器等に分別して保管し、容器が一杯になる前に業者に連絡し、再資源化施設等に搬入するもの。 (問合せ先)許可を持っている処理業者に関すること、巻末一覧 No.32
(4) 再資源化等 ①特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物についても、分別解体等を行った後、技術開発の動向や社会需要動向等を踏まえつつ、できる限り、再資源化等の方法に応じた分別を行い、再資源化等を実施する。 なお、島内に再資源化等を行う施設がない場合は、他島又は本土に立地する施設に搬出して行う。運搬に当たっては、できる限り容器に納めるものとする。 ②特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物の再資源化等を行う場合は、当該建設資材(建設資材廃棄物)の製造者と協力しつつ行うほか、再資源化施設(多品目の許可を受けた中間処理等を行う再資源化施設、単品でも、混合廃棄物の状態でも受け入れ可能であるが、分別を徹底し品目ごとに分けて搬入する必要がある。以下「総合中間処理施設」という。)の選択をすることができる(当該建設資材廃棄物の受入等に関する許可を有しているか確認する必要がある。) 再資源化施設は、以下の方法によって特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物を受け入れる施設の検索又は問い合わせをすることができる(検索等に当たっては、当該建設資材廃棄物の受入等に関する許可を有しているか確認する必要がある。) (東京都許可業者) ・東京都環境局のホームページ「東京都産業廃棄物事業者検索システム」に都の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者が掲載されている。巻末一覧 No.33 ・(一社)東京都産業資源循環協会に都の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者について問い合わせ等を行うことができる。巻末一覧 No.5 (ほかの道府県許可業者) ・(公財)産業廃棄物処理事業振興財団のホームページに各都道府県の許可を受けた収集運搬業者及び処分業者が掲載されている。巻末一覧 No.34 ・ほかの道府県又は保健所設置市によっては、ホームページ等で当該道府県又は保健所設置市の許可を受けている収集運搬業者及び処分業者について調べることができるところもある。
(5) 品目ごとの再資源化等 再資源化施設(総合中間処理施設)を選択するほか、品目ごとの受入施設について、以下の問合せ先に照会することができる。 ①プラスチック類及び硬質塩化ビニル ・新築工事の際に発生する梱包材や端材等の塩化ビニル以外のプラスチック類及び解体工事により発生する塩化ビニル以外のプラスチック類は、できる限り、中間処理施設を経由して間接的に搬入するか、あるいは直接に搬入することにより、建設資材の製造者等による再生原料化、高炉還元、セメント原燃料化、ガス化溶融、固形燃料化などによる再資源化等に努める。 ・硬質塩化ビニル製の管及び管継手等については、分別解体等を行った後、これらの建設資材の製造者と協力しつつ、できる限り再資源化等に努める。 ・さらに、軟質塩化ビニル類については、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等に努める。 <再資源化等受入施設照会先>巻末一覧 No.35

②石膏ボード								
・新築工事の際に発生する廃石膏ボードについては、分別して異物混入を防ぎ、建設資材の製造者による再資源化等に協力する。								
・解体工事に伴い発生する廃石膏ボードについては、分別解体等を行った後、破碎し、紙、石膏に分離し、できる限り再資源化等に努める。								
＜再資源化等受入施設照会先＞巻末一覧 No.36								
③板ガラス								
・解体工事等に伴いサッシ等から発生する板ガラスについては、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等に努める。								
＜再資源化等受入施設照会先＞巻末一覧 No.37								
④金属								
・解体工事等に伴い発生する鉄筋、スチールドア、てすり、アルミサッシュ等から発生する金属については、分別解体等を行った後、種類ごとに選別・熔融し、再生金属原料として再資源化する。								
＜再資源化等受入施設照会先＞巻末一覧 No.32								
⑤電線コード								
・解体工事等に伴い発生する電線コードについては、分別解体等を行った後、金属部分と被覆部分に分離し、再生金属原料とするなど、できる限り再資源化に努める。								
＜再資源化等受入施設照会先＞巻末一覧 No.32								
⑥その他の品目								
・解体工事等に伴い発生する畳、衛生陶器、蛍光管及び襖・障子等から発生する紙類等についても、分別解体等を行った後、できる限り再資源化等の推進に努める。								
＜再資源化等受入施設照会先＞巻末一覧 No.38								
⑦その他の取組								
・その他の取組としては、広域認定制度による回収・再生利用、関係業界が連携した共同回収・再生利用の取組などがある。								
(広域認定制度の例)								
・石膏ボード・窯業系サイディング・軽量気泡コンクリート・パーティクルボード・ロックウール・グラスウール・住宅屋根用化粧スレート								
・ゾノライト系けい酸カルシウム・プラスチック製雨樋・タイル、ブロック、衛生陶器・木毛セメント板・押出し発泡ポリスチレン板								
(6)最終処分								
○特定建設資材廃棄物以外の建設資材廃棄物については、分別解体等を行った後、再資源化等が可能なものについてはできる限り再資源化等を実施する。その上で再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型産業廃棄物については、管理型産業廃棄物が混入しないように分別した上で安定型最終処分場に処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすように努める。								
なお、最終処分は、本土に立地する最終処分場に搬出して行うものとする。								
(最終処分場の種類)								
<table><tr><th>処分場の形式</th><th>処分できる廃棄物</th></tr><tr><td>安定型最終処分場</td><td>廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類</td></tr><tr><td>管理型最終処分場</td><td>廃油(タールピッチ類に限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥、廃石膏ボード等</td></tr><tr><td>遮断型最終処分場</td><td>基準に適合しない燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい</td></tr></table>	処分場の形式	処分できる廃棄物	安定型最終処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	管理型最終処分場	廃油(タールピッチ類に限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥、廃石膏ボード等	遮断型最終処分場	基準に適合しない燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい
処分場の形式	処分できる廃棄物							
安定型最終処分場	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類							
管理型最終処分場	廃油(タールピッチ類に限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、汚泥、廃石膏ボード等							
遮断型最終処分場	基準に適合しない燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい							

(7) 発生路盤材等の取扱い
道路の路盤材、建築物や工作物の基礎材等に使用されているクラッシャーラン、再生クラッシャーラン、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石等(以下「路盤材等」という。)については、掘削工事に伴い発生するが、再生利用が可能な建設資材であるため、以下の方針に基づき、有効に活用する。
①発生抑制、自ら利用及び工事間利用ができない発生路盤材等については、路盤材料として再生利用が可能な建設資材であるため、原則、産業廃棄物として再資源化施設へ搬出を行う。ただし、再資源化施設の受入条件と合致しない場合や島内に再資源化施設がない場合は、この限りではない。
②各種調査での取扱いについては、以下のとおりとする。 ○センサス(建設副産物実態調査)において、利用工事は「碎石」として、搬出工事は「その他がれき類」(搬出先の受入区分による)として入力する。また、再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)の書類作成においても同様に扱う。

6 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物については、以下のとおり取組を行う。

(1) 計画的な取組
○建設資材廃棄物の発生抑制、分別解体等及び再資源化等の実施に当たっては計画的に取り組むものとし、工事ごとのリサイクル計画の作成などを行う。
(2) 発生抑制
○工事現場内で分別解体等を徹底して行うことにより分別された個別の品目について、品目ごとに適した再資源化等を行うことにより、まず建設混合廃棄物の発生を抑制する
(3) 再資源化等
①分別解体等を行った後、やむを得ない理由(分別解体等の作業に伴って発生する微細な破片・微粉等に限る。)により分別しきれずに残った建設混合廃棄物については、その選別、縮減及び再生利用等が可能な総合中間処理施設(再資源化施設)に搬入し、できる限り再生利用又は縮減の割合を高め、最終処分される量を削減する。 なお、総合中間処理施設での廃棄物選別後において、再資源化等のルートの把握に努めるとともに、できる限り縮減及び再資源化率を高めるよう要請することに努める。
②建設混合廃棄物の再資源化施設の選択に当たっては、総合中間処理施設を選択するものとし、島内に施設がない場合は、本土に立地する施設に搬出し再資源化等を行う。運搬に当たっては、できる限り容器に納めるものとする。

第2 建設発生土

1 建設発生土

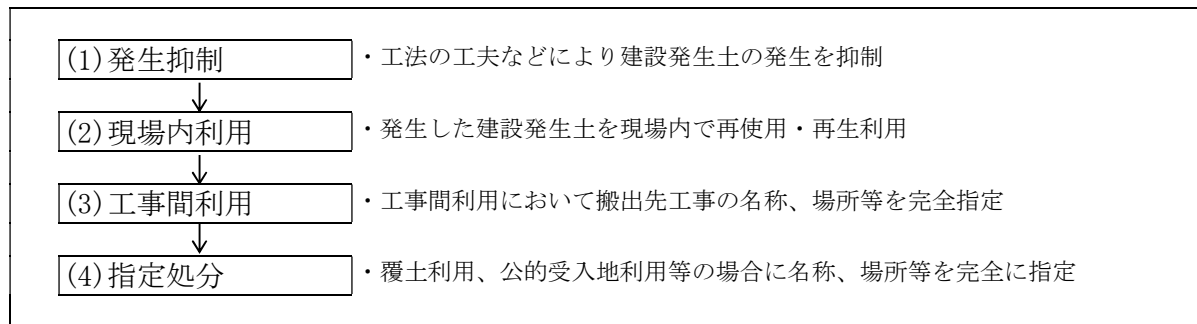
建設発生土は埋立、盛土、築堤、覆土、埋戻し等の用途に再使用・再生利用することが可能な良質な建設資材である。このため、以下の基本方針により有効に活用する。

また、岩塊等についても埋立、自然再生、景観回復等の事業に活用を図るものとする。

<基本方針>都関連工事における建設発生土の有効利用

①まず、発生抑制を徹底する。
②次に、発生した場合は現場内利用を行う。
③現場外に搬出する場合は、「発生土利用基準」(国土交通省)(巻末資料参照)に基づき、工事間利用を優先して行う。
④工事間利用ができない場合には指定処分(覆土利用、公的受入地利用等)により間接的な工事間利用を行う。

⑤工事間利用や指定処分の実施に当たっては、発生側は、建設発生土とコンクリート塊等の異物を完全に分別し、これらの異物を混入してはならない。
⑥自由処分はしてはならない。自由処分とは、搬出先が契約条件上任意となっている場合をいう。契約後に受発注者が協議し搬出先を決定する場合は、自由処分に該当しない。自由処分は、法令等の許認可の有無、現地の状況、跡地利用計画の有無等が確認できないため、都関連工事では禁止する。 指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。ただし、工事間利用で建設発生土を調達する場合、搬出先及び調達先の都合でセット利用が困難な場合等を除く。
⑦発生する建設発生土が玉石、砂礫、砂等の場合において、建設資材製造業者等との間で有価で引き取ることにについて協議が整った場合は、有価引取により売却する。
⑧汚染土壌が発生した場合は、関係法令や都の関係条例に基づき、必要な調査及び適正な処理等を行う。また、廃棄物混じり土についても関係法令等に基づき適正に取扱うものとする。



図－8 優先順位

(1) 発生抑制

掘削工事に当たっては、できる限り発生を抑制するものとし、以下の方針により行う。

①掘削断面の合理化	○法切りに替え土留工を採用することにより掘削断面の縮小を図り、掘削土量を削減する。
	○土留工の断面の合理化を図り、掘削断面を縮小することにより掘削土量を削減する。 (例) ・ 小型マンホールの採用 ・ 新方式による高落差人孔の小型化 ・ 伏せ越し人孔の省略
	○切盛土量の均衡を図り、搬出土量を削減する。
	○土留工を外型枠として活用することにより、掘削断面を縮小し掘削土量を削減する。
②発生を抑制する工法の採用	○管路等の埋設に当たっては、発生土量の少ない非開削工法の採用を図る。
	○管路等の更新に当たっては、管更正工法など掘削が生じない工法の採用を図る。
	○組立式人孔(矩形等)の採用により掘削断面の縮小化を図る。
	○杭基礎については、無排土工法の採用を検討する等、発生抑制に努める。
③浅層埋設の実施	○埋設物の布設に当たっては、積算基準や各種構造基準類を踏まえ可能な限り浅く埋設して、掘削土量等の削減を図る。

④舗装工における発生抑制	○舗装の新設、打換及び復旧に当たっては、路床の改良により設計舗装厚を薄くし、掘削土量の削減を図る。
--------------	---

(2) 現場内利用

掘削工事に当たっては、発生抑制を最大限に行った後、発生した建設発生土は、できる限り現場内で利用するものとし、以下の方針により行う。

○現場内利用	○切盛土量の均衡を図り、搬出土量を削減する。
	○発生抑制を徹底した後に発生した建設発生土は、できる限り現場内において盛土、埋戻し等の用途にそのままの状態又は改良の上、再使用・再生利用する。
	○盛土、埋戻し等に使用する建設資材は、できる限り現場内で発生した建設発生土を使用し、天然材(購入材)の使用を抑制する。
	○うって返しによる利用、現場内仮置きの後利用するほか、現場内に仮置きができない場合は、仮置き場を確保して再び現場内に搬入し現場内利用することに努める。
	○仮置きに当たっては関係法令を遵守する必要がある。
	○再生利用のための土質改良に当たっては、移動式土質改良機、土質改良材等を活用する。
	○岩塊の利用が可能な場合は、要求品質に加工するなどして現場内利用に努める。

(3) 工事間利用

掘削工事に当たっては、発生抑制及び現場内利用を最大限に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生土については、他の工事において活用することに努める。

①基本方針	○発生抑制及び現場内利用を最大限に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生土については、島内の他の工事において活用する。
	○島内で工事間利用できない場合は、他島又は本土で施行する工事との工事間利用を検討し、これが可能な場合は実施する。
	○建設発生岩塊の利用が可能な場合は、道路施設及び港湾施設の裏込材や魚礁材等の要求品質に加工するなどして工事間利用に努める。
	○町村からの要望により、魚礁材として利用する場合は、町村の漁場整備計画に基づき、協議を行った上で、有効利用するものとする。また、施行に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。
②費用負担	○搬出側工事の発注部局は、積込費、受入側工事までの運搬費を負担する。
	○受入側工事の発注部局は、受入側工事現場の管理、土工事(敷均し、盛土、埋立、転圧等)に要する費用を負担する。
③受入費	○受入費は無料とする。
④仮置き場の確保	○搬出入の時期調整が必要な場合は仮置き場を確保するものとし、搬出側が確保した場合は搬出側発注部局が、受入側が確保した場合は受入側発注部局がその費用を負担する。
	○仮置きに当たっては関係法令を遵守する必要がある。

⑤土質試験	○搬出側の発注部局は、工事間利用に先立ち、原則として土壌汚染対策法施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法に従った土質試験等を搬出前に実施し、その結果を受入側工事の発注部局に通知する。ただし、試験実施に当たり、詳細については、搬出側と受入側との協議によるものとする。
⑥連絡先	○工事間利用の連絡調整は、公共工事土量調査の結果に基づき、搬出側と受入側の発注部局が行うことを原則とする。

(4) 指定処分(覆土利用、公的受入地利用等の活用)

指定処分とは、最終処分場の覆土、公的受入地等における有効利用等のため、名称、場所、要件を指定して建設発生土を搬入することである。

①陸上処分場

大島及び八丈島に、東京都島嶼町村一部事務組合運営の陸上処分場が設置されている。これらの処分場では、廃棄物の埋立処分に伴う覆土の目的で建設発生土を利用する

○建設発生土の用途	・廃棄物の埋立処分に伴う覆土(中間覆土及び最終覆土)材として建設発生土を利用する。
○利用基準	・覆土に使用可能な品質を有するもので、覆土作業に合わせて搬入することが可能なものであり、かつ、東京都島嶼町村一部事務組合が指定するものとする。
○費用負担	・搬出側工事が陸上処分場まで建設発生土を運搬するものとし、搬出側工事の発注部局は、陸上処分場までの運搬費を負担する。
○利用手続	・受注者は、陸上処分場に搬入する場合は、陸上処分場の管理者と と に対して利用手続を行う。
○適正利用の確認	・受注者は、陸上処分場への搬入が適正に行われていることを確認するとともに、これが完了したときは、「搬入完了報告書」を作成して監督員に提出して確認を受ける。
○土質試験	・搬出側工事の発注部局は、必要な場合は、土壌環境基準に従った土質試験を行う。
○連絡先	・東京都島嶼町村一部事務組合 巻末一覧 No.40

②「公的受入地における有効利用」

○公的受入地において有効利用が可能であれば、当該受入地に搬入することもできる。
○当該受入地は、土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令、その他の関係法令、都又町村の条例等を遵守するものであり、自然環境及び生活環境を保全し、かつ、跡地の利用計画等があること。
○当該受入地は、管理要領、管理台帳、名称看板、関係者以外立入禁止表示などの管理設備等を備え、必要な場合は、施錠可能な門扉及び囲いを設置(設置しない場合においても関係者以外が自由に出入りできないように措置)するなど、良好な管理がされていること。

③「その他の受入地における有効利用」

○現場内利用、工事間利用、覆土利用、公的受入地利用ができない場合において、その他の民間の受入地において有効利用が可能であれば、当該受入地に搬入することもできる。
○当該受入地は、土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令、その他の関係法令、都または町村の条例等を遵守するものであり、自然環境及び生活環境を保全し、かつ、跡地の利用計画等があるものであること。

○当該受入地は、管理要領、管理台帳、名称看板、関係者以外立入禁止表示などの管理設備等を備え、必要な場合は、施錠可能な門扉及び囲いを設置(設置しない場合においても関係者以外が自由に出入りできないように措置)するなど、良好な管理がされていること。

④ 指定処分Ⅰ

発生抑制、現場内利用及び工事間利用を最大限に行った後、工事現場外に搬出せざるを得ない建設発生土は、「指定処分Ⅰに該当する搬出先」へ搬出する。指定処分Ⅰに該当する搬出先を利用する場合は「最終搬出先の記録の作成及び保存」が不要である。

「指定処分Ⅰに該当する搬出先」は、表－１２の建設発生土の有効利用に該当する搬出先でなければならない。

表－１１ 指定処分Ⅰに該当する搬出先

ア	国又は地方公共団体が管理する場所
イ	他の工事現場で利用する場合
ウ	国登録ストックヤード
エ	土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

※ア～エに優先順位はなく、同列である。

表－１２ 建設発生土の有効利用に該当する搬出先

建設発生土の有効利用に該当する搬出先	
	・売却 ・他の工事現場（内陸、海面）ただし、廃棄物最終処分場を除く。 ・土質改良プラント ・工事予定地、仮置場、ストックヤード（再利用の目的がある場合） ・採石場、砂利採取跡地等復旧事業 ・廃棄物最終処分場（覆土として受入）
建設発生土の有効利用に該当しない搬出先	
	・工事予定地、仮置場、ストックヤード（再利用の目的がない場合） ・廃棄物最終処分場（覆土以外の受入） ・土捨て場、残土処分場

ア 国又は地方公共団体が管理する場所

①搬出先の要件	・国又は地方公共団地が管理する場所であって、受入完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する搬出先
	・国又は地方公共団体が民間業者に管理委託している場合、委託されている民間業者の名義で受領書が交付される場合は該当しない。
	・搬出先から交付される受領書の利用種別には、盛土利用等又は一時堆積と記載される。
	・表－１２の「建設発生土の有効利用に該当する搬出先」であること。

イ 他の工事現場で利用する場合

①搬出先の要件	・他の工事現場又は他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する他の工事現場に近接した場所（ストックヤード等）
	・「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」とは、当該建設工事の契約図書又は施工計画書において工事現場と定める場所であって、当該元請建設工事事業者等の管理下にある場所
	・搬出先から交付される受領書の利用種別には、盛土利用等と記載される。
	・表－１２の「建設発生土の有効利用に該当する搬出先」であること。

②備考	・指定処分Ⅰ「他の建設現場で利用する場合」は、受入費が有料である場合が該当する。受入費が無料の場合は、工事間利用に該当し指定処分より優先する。
-----	---

ウ 国登録ストックヤード

①搬出先の要件	・国土交通大臣が定める建設発生土の一時置場を定める件（令和5年国土交通省告示第158号）に定めるとおり、ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第6条第1項に規定するストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤード ・搬出先から交付される受領書の利用種別には、盛土利用等又は一時堆積と記載される。 ・表－12の「建設発生土の有効利用に該当する搬出先」であること。
②備考	・利用料金、利用条件等については、建設発生土搬出調達先調査結果として都市整備局ホームページにて公表する。 ・建設発生土搬出先調達先調査については、「第6章 緑のリサイクル等＞第2 建設副産物実態調査等の実施＞5 建設発生土搬出調達先調査」による。

エ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）

①搬出先の要件	・当該搬出先で盛土利用等され、当該搬出先から更に他の搬出先へ再搬出されることがない搬出先であること。ただし、最終搬出先の法令等の許認可等を確認すること。 ・搬出先から交付される受領書の利用種別には盛土利用等と記載される。 ・表－12の「建設発生土の有効利用に該当する搬出先」であること。
②備考	・利用料金、利用条件等については、建設発生土搬出調達先調査結果として都市整備局ホームページにて公表する。

⑤ 指定処分Ⅱ

指定処分Ⅰに該当する搬出先が利用できない場合のみ、下記に該当する搬出先を利用することができる。指定処分Ⅱに該当する搬出先を利用する場合は、「最終搬出先の記録の作成及び保存」が必要である。

なお、「最終搬出先の記録の作成及び保存」は、指定副産物省令により令和6年6月1日以降に新たな請負契約を締結する工事に適用されることから、同日前に請負契約を締結した工事は「最終搬出先の記録の作成及び保存」の義務はないが、省令の趣旨に鑑みて「最終搬出先の記録の作成及び保存」を実施することが望ましい。

指定処分Ⅱに該当する搬出先は、表－12の建設発生土の有効利用に該当する搬出先でなければならない。

概要	・搬入元別に建設発生土を区分管理し、工期内に最終搬出先まで再搬出される搬出先 ・表－12の「建設発生土の有効利用に該当する搬出先」であること。
利用基準等	・利用基準等は搬出先によって異なるため、搬出先に確認すること。
区分管理	・最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

最終搬出先の記録	・最終搬出先の記録の作成・保存等については、「第4章 建設副産物の適正処理」>第2 適正処理の取組>3 建設発生土>(4)最終搬出先の記録の作成、保存」による。 ・受注者は、工期内に当該工事から搬出された建設発生土全量が最終搬出先まで再搬出されたことを確認できるように配慮しなければならない。 ・不測の事態等により、工期内に建設発生土全量が最終搬出先まで再搬出されない場合の対応は、次を参考に受発注者で協議して定める。 ・建設発生土 500m³以上を搬出した工事の場合、受注者には工期に関係なく最終搬出先の記録の作成及び保存の義務がある。500m³未満であっても建設発生土を適正に取り扱わなければならないことは言うまでもなく、都関連工事の受注者として最終搬出先の記録の作成及び保存に努めなければならない。
----------	--

(5) 指定処分 (A)、(B)、(C) から指定処分 I、II への変更について

令和5年度までのガイドライン(内地版)では、内地における指定処分として都独自の指定処分(A)、(B)、(C)が規定されていたが、指定副産物省令により令和6年6月1日以降に新たな請負契約を締結する工事には「最終搬出先の記録の作成及び保存」が求められることを受け、協議会は指定処分の定義を見直し、令和6年度版ガイドラインにて指定処分I、IIを策定した。

指定副産物省令は島しょ地域も適用されるので、同省令に対応した指定処分I、IIの区分について、島しょ地域での都関連工事においても適用する。

このため、令和7年度版ガイドライン(島しょ地域版)の適用日以降に指定処分を行う場合、指定処分I、IIに該当する搬出先を選択する。また、当該適用日以前に請負契約が締結された工事についても、工事の進捗状況等を踏まえ、極力指定処分I、IIに該当する搬出先を選択する。

各工事において、発注者は契約後、搬出先について指定処分I又はIIに該当することを確認し、必要に応じて受注者に指示書による通知や、特記仕様書の変更等の措置を実施する。

なお、指定副産物省令に基づき、令和5年5月26日以降に新たな請負契約を締結する工事は、「再生資源利用促進計画書(実施書)及び確認結果票の作成等」並びに「受領書による管理」を実施しなければならない。詳細は、「第4章 建設副産物の適正処理(法令への対応)」>第2 適正処理の取組>1 建設副産物全般>(3)再生資源利用促進計画」、「第4章 建設副産物の適正処理(法令への対応)」>第2 適正処理の取組>3 建設発生土>(3)受領書による管理」による。

(6) 有価引取(有償売却)

建設発生土のうち、市場において有価引取(有償売却)が見込まれる土砂(岩、玉石、砂利、砂等)で有価引取希望者がある場合は、引取価格を工事価格より減じて工事を発注する。

○事前調査	・発注部局は、有価引取が見込める工事の発注に当たっては、事前に発生土量、土質等を把握するため必要な試掘、地質調査を行う。また、引取希望者の有無を調査する。
○引取価格	・引取価格は引取希望者からの見積り等による。

○関係法令の遵守	・有価引取の実施に当たっては、関係法令を遵守して適正に行うものとする。 (例) ・地方公共団体の工事から発生する土砂を有償売却する場合には、砂利採取及び採石業者の登録は必要ないが、採石法第42条の2及び砂利採取法第43条に基づき、売却契約前に認可を所管する産業労働局との協議が成立している必要がある。 ・河川区域等での砂利採取については、河川管理者による河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可が必要である。
○協議先等	(協議先) 巻末一覧 No. 41 (採取期間) ・砂利採取：原則として1年以内 ・岩石採取：原則として2年以内 (協議書提出期限) ・採取計画協議書：事業に着手する日の45日前 ・採取計画変更協議書：変更を要する日の45日前

(7) 異物除去の徹底

建設発生土の現場内利用、指定処分等に当たっては、木片、金属くず、コンクリート塊等の異物が混入することのないよう、現場において徹底してこれを取り除かなければならない。

(8) 廃棄物混じり土の取扱い

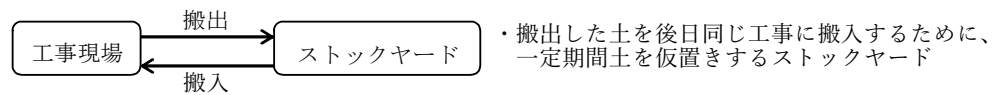
建設工事の施工に当たり、廃棄物混じり土に遭遇した場合は、原因者の特定に努める。また、現場での分別を徹底して行い、有価物としての売却、現場内での再使用又は再生利用、再資源化施設や中間処理施設への指定処分を行い、最終処分量を最小限に抑えなければならない。なお、その処理に当たっては、廃棄物の種類や性状を把握するため、必要な土質試験を行う。

(9) スtockヤードの確保及び活用

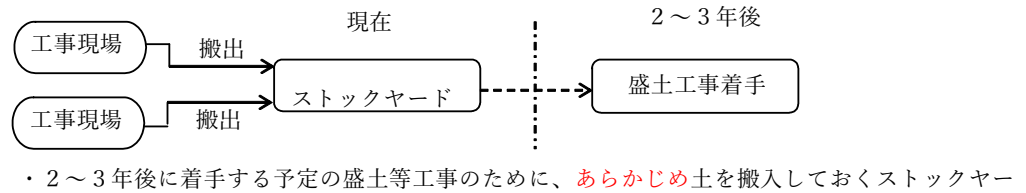
建設発生土の現場内利用、工事間利用及び指定処分に当たっては、ストックヤードを確保し、これを活用することにより建設発生土の有効利用を推進する。

ストックヤードには以下のものがあり、工事条件に応じてこれらのストックヤードの確保及び活用を図るものとする。

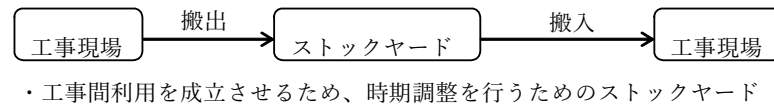
①現場内ストックヤード（仮設）：公共事業用地、借地等



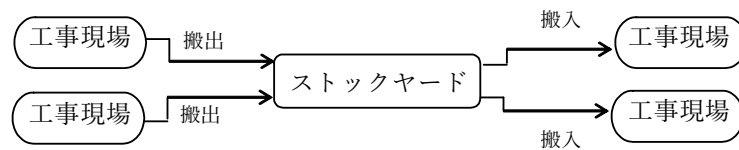
②先行盛土型ストックヤード（仮設）：公共事業用地、借地等



③工事間利用型ストックヤード（仮設）：公共事業用地、借地等



④中継地型ストックヤード（常設又は仮設）：専用、公共事業用地、借地等

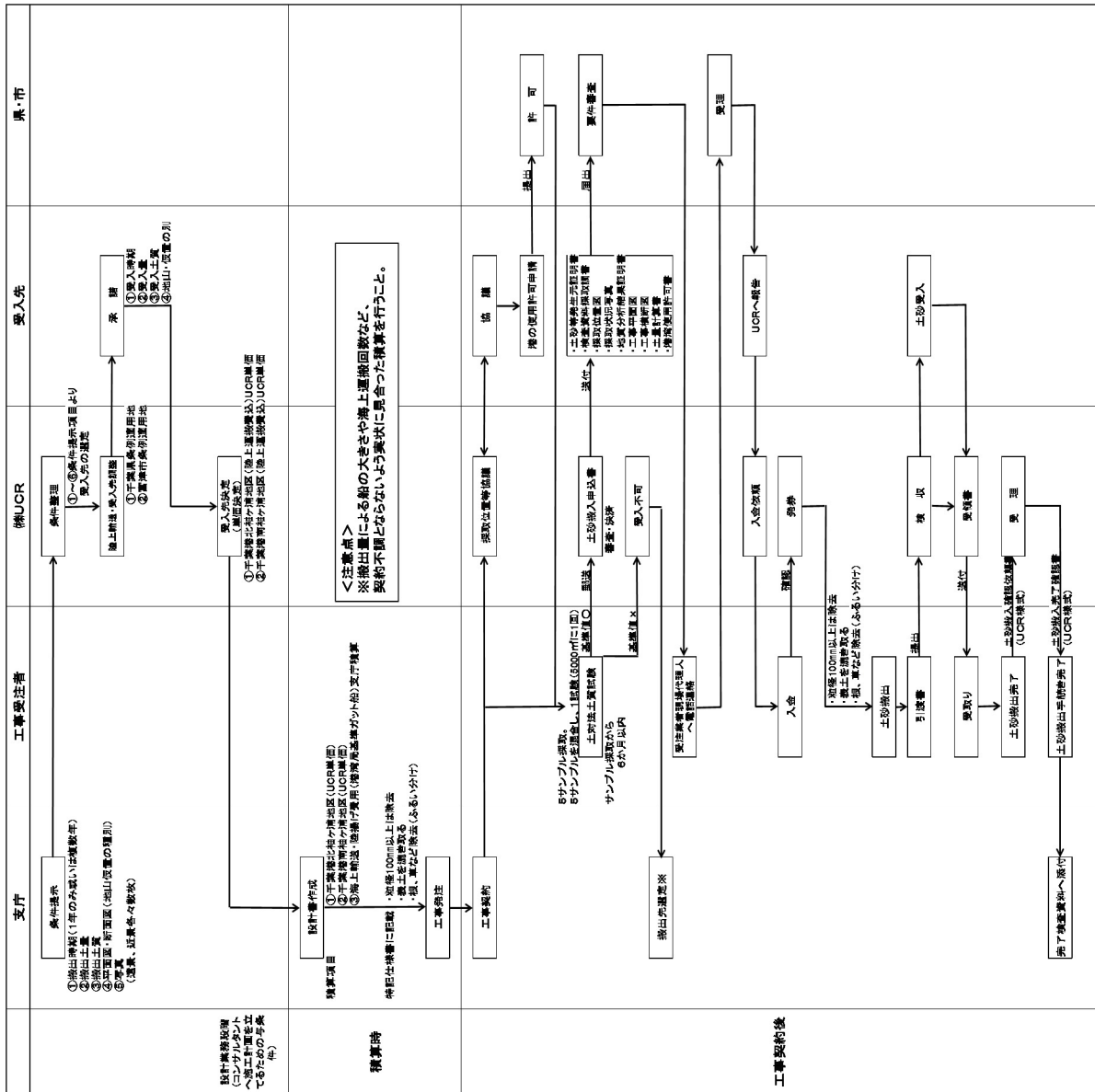


○不特定多数の工事が土の搬出先・搬入元として活用するストックヤード
(例) ・再利用センター ・中防内側受入基地 ・一部のUCR事業地

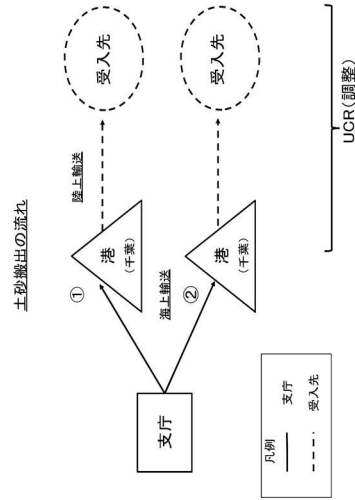
図－9 スtockヤードの例

令和5年4月現在

土砂搬出手続きフロー



・相談は随時受付



※第6章 建設副産物のリサイクル等 第2 建設発生土

1 建設発生土 (1) 基本方針により搬出先選定を行うこと

注1) 上図は一例。搬建設資源広域利用センター(UCR)へ相談のこと

連絡先: 千葉県建設部(03-6205-8326)

注2) 発生土システムを用いた土量調整は不要

注3) 小笠原は除く

2 しゅんせつ土

しゅんせつ土については、以下のとおり発生抑制、有効利用等に努める。

(1) 発生抑制	①港湾等のしゅんせつに当たっては、計画的かつ最小限の施工にとどめ、しゅんせつ土の発生を抑制する。
	②港湾等のしゅんせつに当たっては、必要以上の余掘りを避け、しゅんせつ土の発生を抑制する。
(2) 港湾、海岸事業等での活用	①良質なしゅんせつ土については、港湾、海岸事業等において養浜材・埋立用材等として有効利用する。
	②土質改良が可能なしゅんせつ土については、安定処理等を行い改良土等として有効利用する。
	③しゅんせつ岩塊は、町村の要望を受けた場合、町村の漁場整備計画に基づき、町村との協議を行った上で、魚礁材として有効利用するものとする。また、施行に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。
(3) 公的受入地等での活用(受入量・時期あるいは性状等により港湾、海岸事業等での活用ができない場合)	①公的受入地において有効利用が可能であれば、当該受入地に搬入することができる。なお、当該受入地は、土砂の採取、埋立、盛土等に係る関係法令、その他の関係法令、都又は町村の条例等を遵守するものであり、自然環境及び生活環境を保全し、かつ、跡地の利用計画があること。
	②海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)に定める海洋投入に係る基準に適合する場合は、海洋投入を行うことができる。なお、海洋投入の場合は、海防法を遵守し、海洋環境への影響を最小限にとどめること。

第3 適正処理の確認

1 工事現場の日常管理

○受注者は、工事現場において関係法令に基づき建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用に当たっては、その責務として適正にこれを処理する。また、委託処理の場合は、受託者に対し、委託契約の遵守及び関係法令に基づき適正処理することを指導監督する。

2 工事記録写真

○受注者は、施工計画書に基づき撮影した建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用、適正処理等の状況写真について、発注部局の定める「工事記録写真撮影基準」に基づき取りまとめたものを監督員に提出する。

第6章 緑のリサイクル等

第1 熱帯雨林材等

熱帯雨林材や針葉樹材(以下「熱帯雨林材等」という。)は、建設工事においては、建築物の下地材等の建設資材やコンクリート型枠等として使用されている。本来、熱帯雨林材等は良質な木材であり貴重なものであることから、建設工事におけるこうした用途に偏らず、無垢材としての建築材料、家具や調度品など、より高度な材料として使用されるべきである。

また、建設発生木材や多摩産材等を原材料とした建設資材、ほかの材質製のコンクリート型枠等への代替に努めるとともに、やむを得ず熱帯雨林材合板型枠又は複合合板型枠を使う場合、また、針葉樹合板型枠又は国産材合板型枠を使用する場合も、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を踏まえ、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであることが必要である。

このため、熱帯雨林材等を含む全ての木材の使用用途の合理化を図り、建設資材等としての有効利用を図っていく。

(1) 熱帯雨林材等を大切に使う ○代替材への転換 建築物等の下地材や内装材等については、建設発生木材や多摩産材等を原材料とした建設資材、ほかの材質製のコンクリート型枠等へ代替することに努める。 ○合法性等の証明 代替材への転換を徹底した上で、やむを得ず熱帯雨林材合板型枠又は複合合板型枠を使う場合、また、針葉樹合板型枠又は国産材合板型枠を使用する場合も、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を踏まえ、原木の伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであることが必要である。	(2) コンクリート型枠における対策 ①コンクリート型枠使用の少ない工法・構造等の採用 コンクリート型枠については、安全性・経済性・耐久性などを踏まえた上で可能な場合はコンクリート型枠工事を削減できる構造や工法の採用に努める。 (例)・SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)造、S(鉄骨)造等の型枠使用原単位の低い構造の採用 ・床、外壁、柱、梁等にPC板等を採用 ・床型枠用デッキプレート(鋼製デッキプレート等)の採用 ・金属製金網(ラス)型枠の採用 ・土留壁と本体構造の一体化 ・現場打ち工法からプレキャスト製品採用への転換 ・プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠の利用拡大 ②ほかの材質製コンクリート型枠等への代替等 熱帯雨林材等を含むコンクリート型枠の使用を抑制するため、工事の種類、工種、使用部位等別に対応する最適なコンクリート型枠(国産材合板型枠、針葉樹合板型枠、複合合板型枠、金属型枠、再生木材型枠、再生樹脂混入木材型枠、プラスチック型枠、再生プラスチック型枠等)を使用する。なお、施工管理上の理由などによりやむを得ず熱帯雨林材合板型枠又は複合合板型枠を使う場合、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律を踏まえ、原木の伐採に当たって生産された国における法令に照らして合法的な木材であり、かつ、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものを原材料とした合板を使用しなければならない。
--	---

③型枠の合理的使用
合板型枠を使用する場合は、合理的使用により反復使用に努める。 ・ウレタン樹脂等で表面処理した塗装合板、合成樹脂フィルム等で覆ったものの使用 ・スパン、階高、柱、梁等の寸法の統一など躯体設計の合理化 ・型枠の損傷防止のためノンセパレーター工法の採用、剥離材の使用による型枠清掃方式の改善
④反復使用及び他工事転用
同一工事内での反復使用に努めるとともに、ほかの工事での転用を図る。
⑤型枠の再資源化
反復使用や他工事転用を徹底して行った後、廃棄せざるを得ない場合は、その他の製品に再生することが可能な再資源化施設や熱利用(回収、供給)が可能な施設に搬入し、再資源化を図る。

第2 多摩産材等

木材は良質な建築資材であり、森林の成長、公共施設や住宅建築、解体後の木材の再資源化などによる二酸化炭素の固定のほか、木質バイオマスエネルギー利用による化石燃料代替など、木材利用から再植林という木材循環を構築することで、建築資材などの供給源のみならず、多様な森林機能を保全・再生する。また、地産地消により輸送距離を短縮することによって、輸送に伴うCO₂排出抑制につながり、地球温暖化防止に寄与する。

(1) 多摩産材等の優先使用
①都内で建設する建築物はもとより、土木工作物や仮設材においても多摩産材を優先的に使用することとする。あわせて、大規模に木材を使用する場合や、多摩産材の供給の不足が見込まれる場合等は、多摩産材以外の国産木材についても積極的な使用に努めるものとする。なお、多摩産材等の優先使用については、都は、「東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針」に基づき実施するとともに、多摩産材認証制度と連携し、利用拡大を図る。
②木材は、「無垢材」、「集成材」、「合板」などの様々な加工形態があることから、都は、木材の生産者等に対し、これらの製品の開発や供給体制の充実に努める。
③東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の普及のためには、材料の十分な供給、消費者の立場に立った品質基準の設定、価格の安定などの諸条件の整備が不可欠であることから、都は、林業政策上での支援措置、関係機関や森林組合、製材組合等との連携を図る。
④木材を建築資材などに加工する過程で発生する端材やバークなどは、木質バイオマスエネルギー源として活用していく。
(2) 関係者に対する普及啓発
①多摩産材等の優先使用については、住宅行政等の関係行政を通じた都民、建築工事業業者、大工工事業業者、住宅生産団体等に対する働き掛けや多摩産材等を優先的に使用する活動を展開している団体・機関との連携協力などを通じ、普及を図る。
②多摩産材等の優先的使用について、都のホームページやパンフレットなどのほか、様々な広報媒体を通じてPRを行っていく。 また、多摩産材に関する情報を収集管理し、利用者側と供給側のマッチングを行う機関として平成26年度に開設された「多摩産材情報センター」により、多摩産材使用のPRを更に推進していく。
(3) 都関連工事での使用方針
①木材を使用する場合は、多摩産材等について、材料の十分な供給、消費者の立場に立った品質基準の設定とその保証、価格の安定、林業政策上での支援措置や関係機関等との連携の進捗状況等を勘案し、優先的に使用することに努める。
②建築工事においては無垢材や集成材などの構造材、羽目板や床材、手すりなどの内

装材、ベンチやフェンス、デッキなどの外装材、リサイクル可能な仮設材等への使用に努める。
③土木工事においては、道路（ガードフェンス、防護柵、車止めなど）、河川（護岸、護床など）、治山・砂防（ダム、土留柵など）、公園（休憩施設、デッキ、植栽木用控え木など）、林道、魚礁、リサイクル可能な仮設材などにおいて使用に努める。
④多摩産材は、刻印・シール・伝票等により、産地が証明できる必要があり、多摩産材認証協議会が多摩産材の産地証明を実施している。

第3 都内産の緑化植物

緑化植物を生産している農地は、緑地の確保、ヒートアイランド現象の緩和、水の涵養や災害時の避難場所の確保等の防災機能、景観や食育等の文化機能等、様々な公益的機能を有している。

これらの機能の確保を図るとともに、地産地消により輸送距離を短縮し、輸送に伴うCO₂の排出抑制を図る。

○都内産の緑化植物の利用促進
①土木工事、建築工事、設備工事等に伴い植栽を行う場合には、推進計画に基づき、都内産の緑化植物の優先的利用に努め、利用率は、全体の3割以上を目標とする。
②都内産の緑化植物の調達は、東京都建設グリーン調達制度に基づき行う。
③都内産の緑化植物は、生産者で構成する団体が産地証明を実施している。
④東京都苗木生産供給事業で支給する苗木は、都内産緑化植物であることから、地域特性を踏まえこの利用に努める。また、請負材として緑化植物を調達する場合には、都内産の緑化植物を優先的に利用することに努める。
連絡先：巻末一覧 No. 42（産業労働局農林水産部農業振興課）

第7章 建設リサイクル実施状況の把握等

推進計画では再資源化等率の目標を定めており、建設リサイクル実施状況を把握しその結果を基に補足改善することにより、さらに建設資源循環を促進していくことが必要である。

このため、工事ごとに再生資源利用(促進)の状況等について受注者から報告を受けるとともに、実態把握及び補足改善等に必要な各種の調査を実施するものとし、協議会事務局が発注部局に調査を依頼する。

第1 再生資源の利用(促進)状況等の報告

受注者は、再生資源の利用(促進)状況、リサイクル阻害要因等について報告書に取りまとめの上、監督員に報告するものとし、以下のとおり作成・提出する。

1 再生資源利用状況

再生資源利用状況の報告は、以下のとおり行う。

- | |
|--|
| ①受注者は、再生資源利用計画を作成した場合は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」を監督員に提出する |
| ②再生資源利用計画の作成については、「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2) 施工計画書の添付書類」の再生資源利用計画書の規定による。 |

2 再生資源利用促進状況

再生資源の利用促進状況の報告は、以下のとおり行う。

- | |
|--|
| ①受注者は、再生資源利用促進計画を作成した場合は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出する。 |
| ②再生資源利用促進計画の作成については、「第3章 リサイクル計画の作成等>第1 リサイクル計画の作成>3 施工段階>(2) 施工計画書の添付書類」の再生資源利用促進計画書の規定による。 |

3 リサイクル阻害要因

受注者は、工事着手段階でリサイクル阻害要因がなかった場合においても、工事途中においてリサイクル阻害要因が生じた場合は、監督員に報告しなければならない。

リサイクル阻害要因の報告は、以下のとおり行う。

- | |
|--|
| ①リサイクル阻害要因の報告は、設計、積算段階ではリサイクルを行うように指定されていたものについて、施工途中において何らかの原因によりリサイクルが阻害された場合に報告するものである。 |
| ②受注者は、施工途中でリサイクル阻害要因が生じた場合は、「リサイクル阻害要因説明書(工事完了段階)」を作成し、監督員に提出する。また、自らも工事完了後1年間保管するものとする。 |

第2 建設副産物実態調査等の実施

建設副産物等の発生量、処理方法、再生資源利用(促進)の状況等についてその実態を把握し、補足改善を行っていくため、以下の各種調査を実施する。

1 建設副産物実態調査

建設副産物実態調査(以下「センサス」という。)は、建設リサイクルの実施状況を把握し、効果の大きい施策の継続や不十分な施策の補足改善等の方針を検討するため行うものであり、以下の3種類のタイプがある。

都は、国のセンサスの実施動向等を踏まえ適宜最適な調査を実施する。

名称(略称)	実施主体	センサスの内容
統計センサス	国土交通省	国が統計報告調整法に基づき総務大臣の承認を得て行う統計調査
簡易センサス	関東協議会	統計調査として行わない地方ごとに行う簡易的な調査
東京都センサス	東京都	統計センサスも簡易センサスも行われない場合に都独自で行う調査

(調査内容)

利用量・搬出先：建設副産物の搬出量、建設資材利用量、調査再生資源の利用率、搬出先実態等の把握	全てのセンサスで実施
施設調査：施設立地状況の把握、施設からの搬出先調査	統計センサスで実施

センサスは、以下の方針により行うものとし、センサス事務局から発注部局に調査の実施を依頼し、調査結果については、取りまとめが完了した時点においてセンサス事務局から発注部局に文書等により通知する。

実施主体	○センサスは、協議会が主体となって実施する。
調査対象工事	○都関連工事のうち、COBRISに登録された工事(COBRISの対象建設副産物(5品目)が発生する工事) ○金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出した工事 ○建設資材、再生建設資材を使用した工事
調査時期	○別途通知を行う。 ○提出期限は、原則、毎年5月(年1回)。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期等 ○建設廃棄物及び建設発生土の種類、発生量、減量化量、現場内利用量、現場外搬出量、現場外搬出先、再生資源利用促進率等 ○建設資材の種類、利用量、再生資材の利用量、再生資源利用率等
調査の方法	○センサスは、受注者がCOBRISで入力した「再生資源利用(促進)実施書」のデータを活用することにより行う。この場合、受注者は、センサスの調査票の作成・提出を省略することができる。 ○センサスの詳細については、別途定める「建設副産物実態調査調査要領」による。 ○COBRISについては、入力ミス防止のため、監督員は受注者に対して、別途定める「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)作成の手引き」により入力方法を指導する。
チェックの徹底	○センサスに当たっては、入力ミスは再資源化等率などの数値に大きな影響を与えるので、発注部局は、各段階においてチェックを徹底する。 ○チェックに当たっては、「再生資源利用〔促進〕計画書(実施書)作成の手引き」及び「COBRISにおける調査データの確認の要点(財団法人日本建設情報総合センター)」を活用する。
センサス事務局	○巻末一覧 No. 2 (東京都建設副産物対策協議会事務局)

2 建設発生土有効利用実績調査

推進計画では、建設発生土の有効利用率の目標が示されており、その実績調査を行うこととなっている。また、関東地方においては、関東協議会が行う公共工事土量調査において建設発生土の実績調査(工事間利用の有無、工事間利用が実現しなかった理由、最終的な搬出先・搬

入元の調査を含む。)を行うこととなっている。この調査に関しては、建設発生土対策部会事務局が実施する。

3 しゅんせつ土処分実績の取りまとめ

しゅんせつ土は、しゅんせつ土受入計画に基づき新海面処分場への埋立処分や有効利用等が実施されるが、その実績については、調査によらず、しゅんせつ土の受入及び埋立等の事業を所管する東京都港湾局において年度ごとの実績を取りまとめ、有効利用及び埋立の実績を把握する。

取りまとめ対象工事 (当年度施工工事)	○都関連工事のうちしゅんせつ土が発生したもの ○国・独立行政法人等発注工事 (都内で施工する国の省庁及び独立行政法人発注工事のうち、しゅんせつ土が発生し、新海面処分場への埋立等を行ったものを対象とする。)
取りまとめ対象規模	○しゅんせつ土が発生した工事を対象とする。
取りまとめ時期	○毎年度3月末までの実績を踏まえ、4月頃に取りまとめる。 (調査年度により変動する場合もある。)
取りまとめ内容	○工事件名、工事場所、工期、発生量、有効利用量、新海面処分場搬出量等
取りまとめ方法	○新海面処分場への埋立実績、有効利用等の実績を積み上げて取りまとめる。
取りまとめ事務局	○巻末一覧 No. 3 (しゅんせつ土調査事務局)

4 緑のリサイクル実態調査

緑のリサイクル実態調査は、せん定枝葉等の発生量や再資源化等の状況、熱帯雨林材の使用抑制等の状況、都内産木材の供給と需要(使用)の状況等について把握し、補足改善するために実施する。

(1) せん定枝葉等の処理実態調査

せん定枝葉、伐採材、伐根材、刈草等の発生量、処理方法、再資源化施設の分布等について調査する。

取りまとめ対象事業 (前年度実績)	○島しょ地域で施行する都関連工事から発生したもの ○都、都政策連携団体、町村施設の維持管理に伴って発生したもの ○受注金額が100万円以上のもの
取りまとめ対象規模	○発生した剪定枝葉、伐採材、伐根材、刈草等の全て
取りまとめ時期	○調査は、必要に応じて行うものとする。
取りまとめ内容	○作業件名、作業場所、せん定枝葉等の種類、発生量、処理方法、再資源化施設の分布等
取りまとめ方法	○エクセルのファイルによる調査票を配布して、電子情報で収集する。
緑のリサイクル実態 調査事務局	○センサスと同じ(東京都建設副産物対策協議会事務局)。

5 建設グリーン調達実績調査

建設グリーン調達実績調査は、東京都島しょ地域における環境物品等調達方針(公共工事)に基づき調達された「環境物品等」について、その調達実績を調査し把握するものである。

なお、調査結果については、取りまとめが完了した時点において、建設グリーン調達実績調査事務局から発注部局に通知する。

調査対象事業 (前年度実績)	○都発注工事での調達実績
-------------------	--------------

調査対象規模	○建設資材を使用する工事のうち、工事代金の額が500万円以上のもの
調査時期	○調査は、毎年度実施する。
調査内容	○工事件名、工事場所、工期、建設資材の種類、環境物品等の種類、使用量等
調査方法	○エクセルのファイルによる調査票を配布して、電子情報で収集する。
建設グリーン調達実績調査事務局	○センサスと同じ(東京都建設副産物対策協議会事務局)。

6 補足改善

各種調査の結果に基づき、推進計画やガイドライン等の効果が十分に現れている事項の検証及び施策の継続、不十分な部分の発見とその原因の検証及び対策の立案などの補足改善を行い、必要がある場合は推進計画やガイドライン等の見直しを行い、調査結果及び補足改善の方針を反映していくものとする。

第8章 建設リサイクルを支える仕組み

推進計画の各種個別計画、ガイドラインの建設リサイクル推進施策を円滑に実施していくため、以下のとおり建設リサイクルを支える仕組みを構築していく。

なお、ガイドラインは、関係法令の改正、推進計画の見直し、各種調査に基づく補足改善等の状況に応じて適宜見直しを行っていく。

第1 研究開発の推進

建設資源循環を推進するため、公的研究機関等と連携し、また、国や関係業界等と協力しつつ、建設副産物などの再資源化技術や再生建設資材の改善等の研究開発を進めていく。

(1) 建設副産物などの再資源化技術等の研究開発
①再資源化等について 再資源化率が高いものであっても、更なる工夫が必要なものもあることから、これらの技術開発について研究する必要がある。 ・再生砕石や再生骨材の利用用途の拡大に関する研究 ・建設発生木材や建設泥土の再資源化等に関する研究 ・分別困難物や再資源化困難物の取扱いに関する研究 ・その他必要な研究
②一般廃棄物などから製造するもの 一般廃棄物の処理に伴う副産物などを原料として製造する建設資材等の活用を図ることから、これらの試験施工や継続的な調査を実施していく。 ・エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート等 ・熔融スラグを用いたコンクリート二次製品等 ・公共施設の維持管理に伴い発生するせん定枝葉等を、敷地に余裕のある公共施設で集約処理する仕組み（緑のリサイクル拠点）や、家畜糞尿や生ごみ等との混合処理により堆肥化する試験運用等を検討
③その他の研究等 ・間伐材など多摩産材の利用用途 ・良質土や改良土による埋戻し技術 ・産業廃棄物等を用いた土質改良材の開発
(2) 公的研究機関との連携等
○建設資源循環の推進に当たっては、公的研究機関の活用や研究機関相互の連携などを図っていく。また、学識経験者や業界団体との意見交換を進めていく。

第2 理解と参画の推進

建設資源循環を推進するため、協議会及び発注部局は理解と参画を図ることとし、以下の施策に取り組んでいく。

(1) 建設副産物リサイクル広報推進会議への参画
○建設資源循環の取組に当たっては、幅広い視野をもって行うことが望ましいことから、協議会及び発注部局は、全国組織である「建設副産物リサイクル広報推進会議」の行事や施策等に参画し取り組んでいく。 (例) ・リサイクルシンポジウムへの参画 ・リサイクルリーディング事業の募集 ・リサイクルモデル工事の募集 ・リサイクル推進功労者表彰の募集 ・リサイクル広報パンフレット（チラシ）の配布 ・リサイクル広報ポスターの配布 ・リサイクル広報冊子の配布 ・その他の必要な施策

(参考) 建設副産物リサイクル広報推進会議のホームページ (https://www.suishinkaigi.jp/index.html)
(2) 建設資源循環に関するPRの実施 ○協議会及び発注部局は、建設資源循環を推進するためPR活動を行う。 (例) - 都及び区市町村の広報紙への掲載 - パンフレット（建設リサイクル法、建設副産物対策、建設発生土対策など）の都、政策連携団体、区市町村等の窓口での配布 - ポスター（建設リサイクル法等）の都、政策連携団体、区市町村等の窓口での貼付 - 都及び区市町村のホームページへの掲載 - 建設資源循環モデル工事や再利用機関等の見学会の実施

第3 関係主体による連携協力

建設資源循環を推進していくため、関係主体による連携協力を図るものとし、以下の施策を推進する。

(1) 関係主体の取組 ○公（都、区市町村、国、独立行政法人など）・産（建設業、製造業、その他関連業界など）・学（大学、研究機関など）・民（住民など）が連携協力して建設資源循環に取り組むものとし、関係機関間の情報交換、共同施策の実施、既存組織の活用や新たな組織の整備などを行う。 (例) - 都と区市町村などで協議会等を組織し、共同取組として各種調査、各種システム運用、利用調整を行うなど建設資源循環を推進 - 都と国などで組織する協議会等を組織し、各種調査、各種システム運用、利用調整を行うなど建設資源循環を推進 - その他関係主体で連携協力し、関係機関間の情報交換、共同施策等を実施
(2) 行政庁による関与や関係業界との連携協力 ○各種行政事務を執行する行政庁は、建設資源循環に関し深く関与するとともに、関係業界との連携協力を努める。 (例) - 関係法令に基づく都民や事業者に対する建設資源循環における関与 - 窓口対応における建設資源循環に関するPR - 行政庁間の連絡機関・都民や事業者を交えた連絡機関などの活動を通じた建設資源循環に関するPR - 行政庁と建設資源循環に関係する業界との連携協力 - 建設業団体、建設資材製造業団体、不動産業団体、住宅生産団体等との間において既存組織の活用又は新たな組織を整備 - 建設資源循環に関する「きっかけ」や「流れ」づくりのための「場」を提供 - 商工行政、採石業団体等と連携し、中長期的な取組として採石場の自然再生に建設発生土を供給する仕組みを整備拡充
(3) 異業種（同業種）間連携の促進、ネットワーク戦略の展開など ○建設資材製造業、建設業、解体工事業、機械製造業、廃棄物処理業などの業種間における異業種（同業種）間連携・ネットワーク化を促進する。このネットワークは、既存又は新たに構築される民間の機関が主体となるものであり、行政はこうした動きに対する支援、関連情報の提供等を行っていく。
(4) 事業共同組合方式の活用等 ○異業種又は同業種が連携した事業協同組合による建設資源循環を促進するため、このことに関する情報発信や関係者に対する働き掛け等を行っていく。

(例)

- ・複数の採石業者が共同して採石跡地復元用材として建設発生土受入地を運営することなど

第4 その他の取組

建設資源循環を推進していくため、公産学民による連携協力を図るものとし、以下の施策を推進する。

○国や他県等との連携協力

建設資源循環の取組は、建設資材や建設副産物の動きが広域的であることから都の取組のみならず、国や他県との連携、関東協議会の活動を通じた共同の取組、九都県市が連携協力した取組等を推進していくものとする。(例)

- ・関東協議会による建設リサイクル計画に基づいた施策、行動計画に基づく施策、公共工事土量調査やセンサスの実施など、関東地域における連携協力を進める
- ・建設リサイクル法に関して、首都圏、関東地域、全国における国や道府県との共通の手引作成、共同施策実施、検討会・意見交換会の開催等の連携協力を図る
- ・分別解体等の技術、コンクリート塊・建設発生木材・建設泥土等の再資源化の課題解決に向け国や道府県等との連携協力を図る。

※九都県市

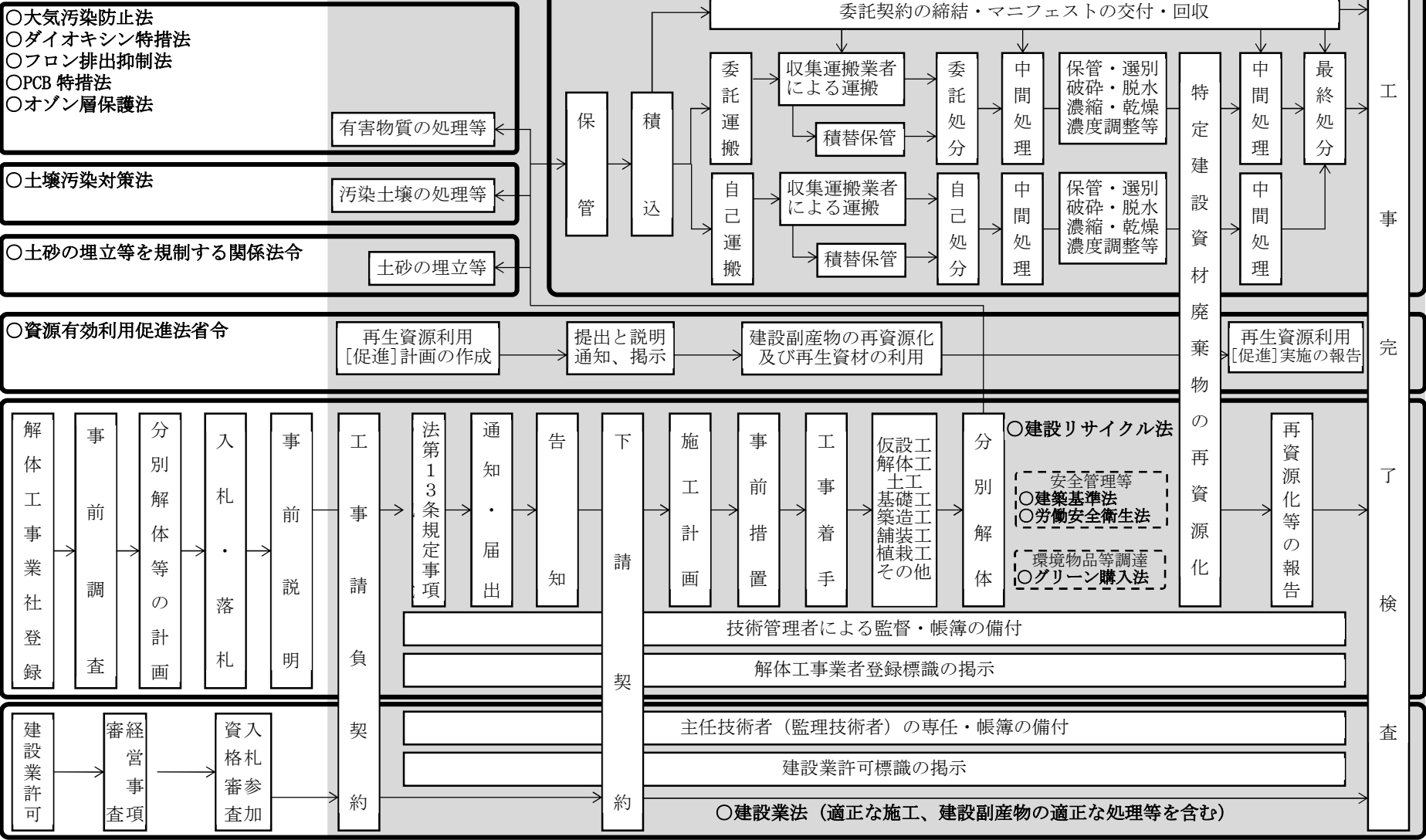
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

卷末資料

巻末資料 目次

1	建設リサイクル関係法令体系図	巻末-1
2	建設リサイクル推進組織図	巻末-2
3	問合せ先一覧(汚染土壌処理施設情報等)	巻末-3
4	建設副産物の種類	巻末-4
5	重量換算係数表	巻末-5
6	建設発生土の土質区分基準	巻末-6
7	建設発生土の適用用途標準(1)(2)(3)	巻末-7
8	巻末一覧	巻末-10

建設リサイクル関係法令体系図



注）網掛けは建設工事の範囲を示す。

建設リサイクル推進組織図

☆ 部長級
◎ 課長級
無印 課長代理級

☆東京都建設副産物対策協議会

(建設リサイクルに関する方針の決定)
(建設リサイクル計画、指針類の決定)

○幹事会

担当者会

◎島しょ地域建設副産物対策部会

(島しょ部における建設リサイクル施策の検討)

建設廃棄物不法投棄等対策部会

(不法投棄対策の検討)

建設発生土対策部会

(建設発生土有効利用施策の検討)
(建設発生土の搬出入に関する調査)

建設グリーン
調達部会

(環境物品等調達方針の検討)
(グリーン調達に関する調査)

建設リサイクル
計画等
検討 WG

建設泥土
計画等
検討 WG

事務担当者会

4支庁事務
担当者会議

大島
分科会

三宅
分科会

八丈
分科会

小笠原
分科会

(島しょ部の建設リサイクル施策の検討) (各島における建設リサイクル施策の検討、実施)

(建設リサイクル計画、指針類の検討)

◎東京都・特定行政庁建設リサイクル法
に関する連絡協議会

幹事会

(建設リサイクル法運用組織間の連絡調整)

◎東京都・区市町村建設副産物対策
連絡協議会

幹事会

専門部
会

(建設リサイクルに関する区市町村との検討)

◎東京都建設リサイクル・グリーン
調達連絡会議

コンクリート部会

木材部会

(建設リサイクルに関する業界団体、国、研究機関との検討)

◎九都県市建設リサイクル検討会

(建設リサイクルに関する広域的課題の検討)

1都3県建設リサイクル法に関する
検討会

(建設リサイクル法制度に関する国、周辺県との検討)

問合せ先一覧(汚染土壌処理施設情報等)

1. 汚染土壌対策に関する問合せ先

汚染土壌対策、土壌汚染対策法、環境確保条例等に関する問合せ先は以下のとおりです。

○東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当

所在地：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話03-5388-3495

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/>

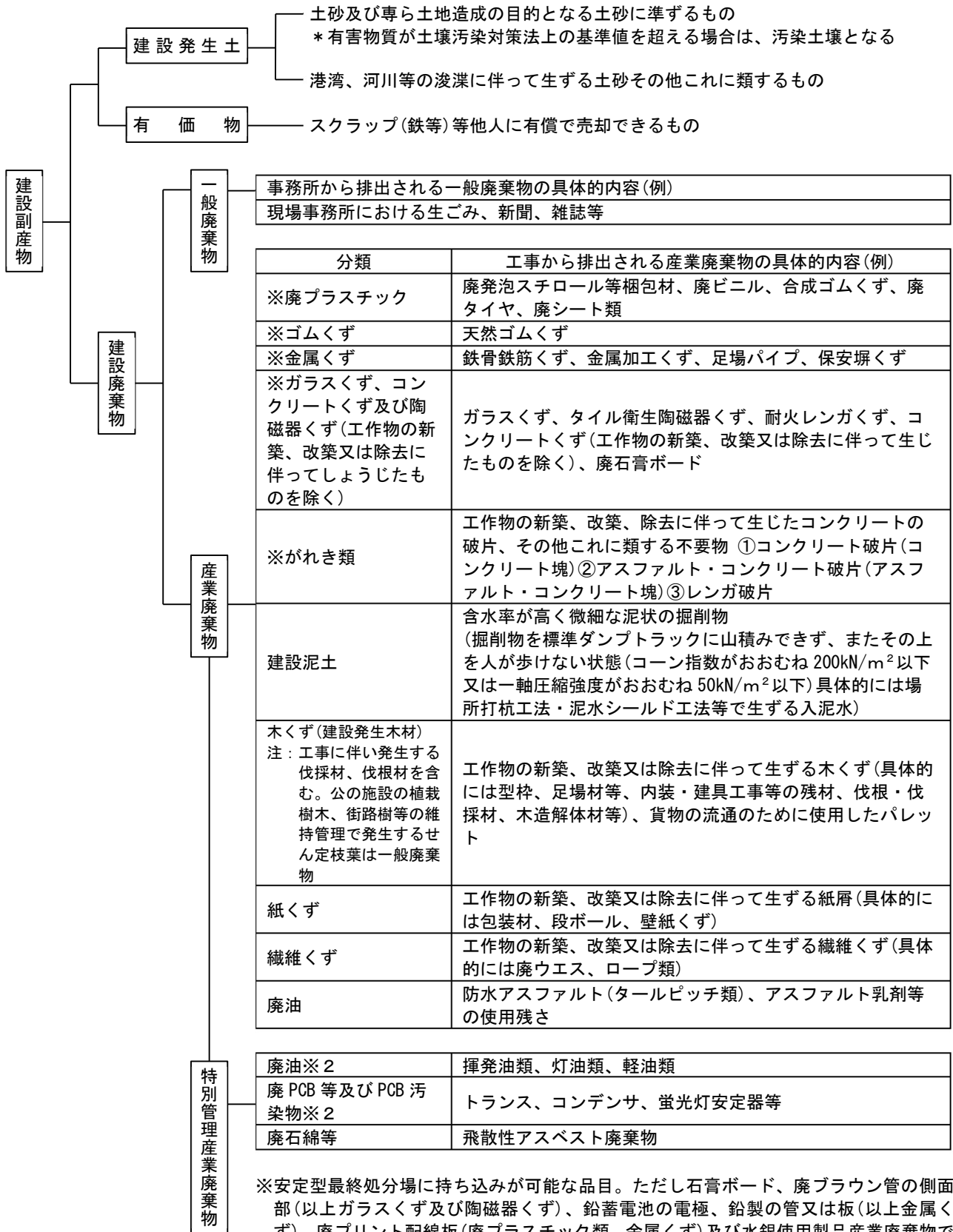
2. 汚染土壌処理施設情報等の検索

土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業者は、以下の機関のホームページで検索することができます。

○環境省ホームページ(土壌汚染対策法|土壌関係)

<https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>

建設副産物の種類



※安定型最終処分場に持ち込みが可能な品目。ただし石膏ボード、廃ブラウン管の側面部(以上ガラスくず及び陶磁器くず)、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板(以上金属くず)、廃プリント配線板(廃プラスチック類、金属くず)及び水銀使用製品産業廃棄物であるものは除く。

※2 建物ピットに残された廃油、PCB 廃棄物などは、建設廃棄物ではなく、建物所有者(発注者)が処理すべき廃棄物である。参考：国土交通省ホームページ (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d01about/d0101/page_010201byproduct.htm)

重量換算係数表

単位：トン／m³

		荷積み状態での換算値		実体積による換算値
		建設ガイドライン値 注1)	参考値	
建設泥土		1.2～1.6	1.4	1.4
コンクリート塊		(建設廃材) 1.6～1.8	1.8 注2)	2.35(無筋)
アスファルト・コンクリート塊			1.8 注2)	2.35
建設発生木材		0.4～0.7	0.5	—
建設混合 廃棄物	新築	—	0.31 注3)	0.24～0.30 注4)
	木造解体	—	0.816 注3)	
砕石		—	—	2.0 注5)
廃プラスチック		—	—	1.1
廃塩化ビニル管・継手		—	200(kg/m ³) 注6) (管・パイプ)	—
廃石膏ボード		—	0.65～0.8 注7)	—
紙くず		—	—	0.5
アスベスト		—	—	0.9
金属くず		—	1.13 注8)	

注1)「建設廃棄物処理ガイドライン」(厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修)による値。

注2)これは運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。

注3)建設混合廃棄物の新築は(社)建築業協会の調査結果(H2.9.30)、木造解体は「関東木造建設解体業連絡協議会」の調査結果(H3.3.4)による。

注4)建設混合廃棄物は(社)建設業協会及び(社)全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注5)盛土状態での換算値。「道路橋示方書・同解説」((公社)日本道路協会)等による値。

注6)塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注7)(一社)石膏ボード工業会「石膏ボードハンドブック」による値。

注8)平成18年12月27日付環廃産発第061227006号 産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知)別添2より

建設発生土の土質区分基準

区分 (国土交通省令 *1)	細区分 *2)*3)*4)	コーン 指数 q c *5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6)*7)		備考	
			大分類	中分類 土質{記号}	含水比(地山) W n (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 {砂、礫及びこれら に準ずるもの}	第1種	—	礫質土	礫{G}、砂礫{GS}	—	*排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等により含水比 が増加すると予想され る場合は、 1ランク下の区分とする。 *水中掘削 等による場合は、2ラ ンク下の区分とする。
	第1種改良土 *8)		砂質土	砂{S}、礫質砂{SG}		
			人工材料	改良土{I}		
第2種建設発生土 {砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの}	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫{GF}	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第3種建設発生土 {通常の施工性が確 保される粘性土及び これらに準ずるもの}	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第3b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土{I}	—	
第4種建設発生土 {粘性土及びこれら に準ずるもの(第3 種発生土を除く)}	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
	第4b種		粘性土	シルト{M}、粘土{C}	40%~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
	第4種改良土		有機質土	有機質土{O}	40%~80%程度	
粘土*1)*9)	粘土 a 粘土 b 粘土 c	200 未満	人工材料	改良土{I}	—	
			砂質土	細粒分まじり砂{SF}	—	
			粘性土	シルト{M}、粘土{C}	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土{V}	—	
			有機質土	有機質土{O}	80%程度以上	
			高有機質土	高有機質土{Pt}	—	

- *1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令平成13年3月29日国交令60)においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。
- *2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物か否かを定めるものではない。
- *3) 表中の第1種～第4種改良土は、土(粘土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数 400kN/m^2 以上の性状に改良したものである。
- *4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。
- *5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数(下表参照)
- *6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系((社)地盤工学会)と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。
- *7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は 75mm と定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。
- *8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。
- *9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について昭和46年10月16日環整43厚生省通知)
- ・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について平成13年6月1日環廃産276環境省通知)
- ・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続により利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

土質区分判定のための調査試験方法

判定指標*1)	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数*2)	締め固めた土のコーン指数試験方法	JIS A 1228
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	JGS 0051
自然含水比	土の含水比試験方法	JIS A 1203
土の粒度	土の粒度試験方法	JIS A 1204
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	JIS A 1205

- *1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。
- *2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

適用用途標準(1)

適用用途 区分		工作物の埋戻し		建築物の埋戻し※1		土木構造物の裏込め		道路用盛土			
								路床		路体	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意
	第1種改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意 細粒分含有率注意	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意
	第2b種	◎	細粒分含有率注意	◎		◎	細粒分含有率注意	◎		◎	
	第2種改良土	◎		◎	表層利用注意	◎		◎		◎	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの)	第3a種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3b種	○		◎	施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
	第3種改良土	○		◎	表層利用注意 施工機械の選定注意	○		○		◎	施工機械の選定注意
第4種建設発生土 (粘性土及びこれらに準ずるもの)	第4a種	○		○		○		○		○	
	第4b種	△		○		△		△		○	
	第4種改良土	△		○		△		△		○	
泥土	泥土a	△		○		△		△		○	
	泥土b	△		△		△		△		△	
	泥土c	×		×		×		×		△	

[評価]

◎：そのまま使用が可能なもの。留意事項に使用時の注意を示した。

○：適切な土質改良(含水比低下、粒度調整、機能付加・補強、安定処理等)を行えば使用可能なもの。

△：評価が○のものと比較して、土質改良にコスト及び時間がより必要なもの。

×：良質土との混合などを行わない限り土質改良を行っても使用が不適なもの。

土質改良の定義

含水比低下：水切り、天日乾燥、水位低下掘削等を用いて、含水比の低下を図ることにより利用可能となるもの。

粒度調整：利用場所や目的によっては細粒分あるいは粗粒分の付加やふるい選別を行うことで利用可能となるもの。

機能付加・補強：固化材、水や軽量材等を混合することにより発生土に流動性、軽量性などの付加価値をつけることや補強材等による発生土の補強を行うことにより利用可能となるもの。

安定処理等：セメントや石灰による化学的安定処理と高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行うことにより利用可能となるもの。

[留意事項]

最大粒径注意：利用用途先の材料の最大粒径、または一層の仕上り厚さが規定されているもの。

細粒分含有率注意：利用用途先の材料の細粒分含有率の範囲が規定されているもの。

礫混入率注意：利用用途先の材料の礫混入率が規定されているもの。

粒度分布注意：液状化や土粒子の流出などの点で問題があり、利用場所や目的によっては粒度分布に注意を要するもの。

透水性注意：透水性が高く、難透水性が要求される部位への利用は適さないもの。

表層利用注意：表面への露出により植生や築造等に影響を及ぼすおそれのあるもの。

施工機械の選定注意：過転圧などの点で問題があり、締固め等の施工機械の接地圧に注意を要するもの。

淡水域利用注意：淡水域に利用する場合、水域のpHが上昇する可能性があり、注意を要するもの。

[備考]

本表に例示のない適用用途に発生土を使用する場合は、本表に例示された適用用途の中で類似するものを準用する。

※1 建築物の埋戻し：一定の強度が必要な埋戻しの場合は、工作物の埋戻しを準用する。

※2 水面埋立て：水面上へ土砂等が出た後については、利用目的別の留意点(地盤改良、締固め等)を別途考慮するものとする。

適用用途標準（２）

適用用途 区分		河川築堤				土地造成			
		高規格堤防		一般堤防		宅地造成		公園・緑地造成	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第 1 種 建設発生土 〔砂、礫及びこれらに準ずるもの〕	第 1 種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第 1 種 改良土	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 透水性注意 表層利用注意	○		◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
第 2 種 建設発生土 〔砂質土、礫質土 及びこれらに準ずるもの〕	第 2a 種	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 粒度分布注意 透水性注意 表層利用注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意 透水性注意	◎	最大粒径注意 礫混入率注意 表層利用注意	◎	表層利用注意
	第 2b 種	◎	粒度分布注意	◎	粒度分布注意	◎		◎	
	第 2 種 改良土	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意	◎	表層利用注意
第 3 種 建設発生土 〔通常の施工性が 確保される粘性 土及びこれらに 準ずるもの〕	第 3a 種	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
	第 3b 種	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意 施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意	◎	施工機械の 選定注意
	第 3 種 改良土	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意	◎	表層利用注意 施工機械の 選定注意
第 4 種 建設発生土 〔粘性土及びこれ らに準ずるもの〕	第 4a 種	○		○		○		○	
	第 4b 種	○		○		○		○	
	第 4 種 改良土	○		○		○		○	
泥土	泥土 a	○		○		○		○	
	泥土 b	△		△		△		△	
	泥土 c	×		×		×		△	

適用用途標準(3)

適用用途 区分		鉄道盛土		空港盛土		水面埋立 ^{※2}	
		評価	留意事項	評価	留意事項	評価	留意事項
第1種 建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	最大粒径注意 粒度分布注意	◎	粒度分布注意 淡水域利用注意
	第1種 改良土	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	淡水域 利用注意
第2種 建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2a種	◎	最大粒径注意	◎	最大粒径注意	◎	
	第2b種	◎		◎		◎	粒度分布注意
	第2種 改良土	◎		◎		◎	淡水域 利用注意
第3種 建設発生土 (通常の施工性が確 保される粘性土及 びこれらに準ずる もの)	第3a種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	粒度分布注意
	第3b種	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	
	第3種 改良土	○		◎	施工機械の 選定注意	◎	淡水域 利用注意
第4種 建設発生土 (粘性土及びこれら に準ずるもの)	第4a種	○		○		◎	粒度分布注意
	第4b種	△		○		◎	
	第4種 改良土	△		○		◎	淡水域 利用注意
粘土	粘土 a	△		○		○	
	粘土 b	△		△		○	
	粘土 c	×		×		△	

卷末一覽

巻末一覧

No.	部署名等
巻末一覧 No. 1	(一財)日本建設情報総合センター(建設副産物情報センター) 〒107-6114 東京都港区赤坂5丁目2番20号 赤坂パークビル14階 電話 03-6261-4324 問合せメールアドレス:recycle@jacic.or.jp
巻末一覧 No. 2	東京都都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3231
巻末一覧 No. 3	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3586
巻末一覧 No. 4	建設資料普及センター 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館 直通 03-3552-5659 FAX03-3552-1008
巻末一覧 No. 5	(一社)東京都産業資源循環協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592
巻末一覧 No. 6	産廃情報ネット「産業廃棄物処理業者情報の検索」 (公財)産業廃棄物処理事業振興財団 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階 電話 03-4355-0155 FAX03-4355-0156
巻末一覧 No. 7	建設六団体建設副産物対策協議会 建設マニフェスト販売センター 〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館 直通 03-3523-1630 FAX03-3523-1639
巻末一覧 No. 8	(公財)全国産業資源循環連合会 〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル4階 電話 03-3224-0811 FAX. 03-3224-0820
巻末一覧 No. 9	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター) 〒110-0005 東京都台東区上野三丁目24番6号 上野フロンティアタワー 13階 電話 03-5807-5911 FAX03-5807-5912
巻末一覧 No. 10	東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌汚染相談窓口 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3468
巻末一覧 No. 11	東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課 土壌地下水汚染対策担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3467 FAX03-5388-1376
巻末一覧 No. 12	東京都多摩環境事務所環境改善課 土壌地下水対策担当 〒190-0022 東京都立川市錦町4-6-3 (東京都立川合同庁舎3階) 電話 042-523-3517 FAX042-522-9511
巻末一覧 No. 13	環境省のホームページを参照(環境省水・大気環境局 土壌環境課 指定調査機関担当) 電話 03-3581-3351 (代)
巻末一覧 No. 14	(一社)土壌環境センター 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 KSビル3階 電話 03-5215-5955 FAX03-5215-5954 (一社)東京都地質調査業協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-6-8 内神田クレストビル 電話 03-3252-2963 FAX03-3252-2971
巻末一覧 No. 15	巻末-3 ページの「問合せ先一覧(汚染土壌処理施設情報等)」を参照
巻末一覧 No. 16	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB 担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 直通 03-5388-3573

巻末一覧

巻末一覧 No. 17	(一社) 日本照明工業会 〒110-0005 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル 8 階 電話 03-6803-0501 FAX03-6803-0064
巻末一覧 No. 18	(一社) 日本電機工業会家電部 〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電話 03-3556-5887 FAX03-3556-5891
巻末一覧 No. 19	日本シーリング材工業会 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-5 翔和須田町ビル 電話 03-3255-2841
巻末一覧 No. 20	(一社) 電池工業会 (小型二次電池再資源化センター) 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 電話 03-3434-0261 FAX03-3434-2691
巻末一覧 No. 21	厚生労働省東京労働局 労働基準部 〒102-8306 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 13 階 電話 03-3512-1616 FAX03-3512-1560
巻末一覧 No. 22	東京都環境局 環境改善部 大気保全課 大気担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 直通 03-5388-3492 FAX03-5388-1376
巻末一覧 No. 23	東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 (法律関係) 指導担当 直通 03-5388-3586 規制監視担当 直通 03-5388-3589 (廃棄物受入関係) 受入担当直通 03-5388-3588 FAX03-5388-1381
巻末一覧 No. 24	(一社) JATI 協会 〒108-0014 東京都港区芝 5-26-30 専売ビル 5 階 電話 03-5765-2381 FAX03-5765-2382
巻末一覧 No. 25	厚生労働省東京労働局 又は各労働基準監督署 (石綿総合情報ポータルサイト 改正石綿則に関するお問い合わせ先)
巻末一覧 No. 26	東京都環境局 環境改善部 環境保安課 フロン対策担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 直通 03-5388-3471
巻末一覧 No. 27	環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部 企画課 リサイクル推進室 電話 03-3581-3351 (代表)
巻末一覧 No. 28	特定非営利活動法人 消防環境ネットワーク 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-18-2 NKK ビル (4F) 電話 03-5404-2180 FAX03-5404-7372
巻末一覧 No. 29	(一社) 日本電機工業会家電部 〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4 電話 03-3556-5887 FAX03-3556-5891
巻末一覧 No. 30	吉野石膏 (株) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 電話 03-3216-0951 FAX03-3214-5094 日東石膏ボード (株) 〒031-0801 青森県八戸市江陽 3-1-109 電話 0178-43-7191
巻末一覧 No. 31	(一社) 住宅生産団体連合会 〒102-0085 東京都千代田区六番町 3 番地六番町 SK ビル 2 階 電話 03-5275-7251 FAX03-5275-7257

巻末一覧

巻末一覧 No. 32	建設廃棄物協同組合 〒104-0031 東京都中央区京橋 2-6-6 藤木ビル 3 階 電話 03-5159-8171 FAX03-5159-8173 (一社) 東京都産業資源循環協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7 階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592
巻末一覧 No. 33	東京都産業廃棄物処理業者検索 https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx
巻末一覧 No. 34	産廃情報ネット「産業廃棄物処理業者検索」 (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階 電話 03-4355-0155 FAX03-4355-0156
巻末一覧 No. 35	再生原料化・高炉還元・ガス化溶融・固形燃料化等塩化ビニル管・継手協会 〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル 3 階 電話 03-3470-2251 FAX03-3470-4407 (一社) プラスチック循環利用協会 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-7-6 茅場町スクエアビル 9 階 電話 03-6810-9146 FAX03-5643-8447 建設廃棄物協同組合 〒104-0031 東京都中央区京橋 2-6-6 藤木ビル 3 階 電話 03-5159-8171 FAX03-5159-8173 (一社) 東京都産業資源循環協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7 階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 (一社) セメント協会 〒103-0041 東京都中央区新富 2-15-2 RBM 築地ビル 2 階 電話 03-5540-6171 FAX03-5540-6181
巻末一覧 No. 36	(一社) 石膏ボード工業会 〒105-0003 東京都港区西新橋 2-13-10 吉野石膏虎ノ門ビル 5 階 電話 03-3591-6774 FAX03-3591-1567
巻末一覧 No. 37	東京硝子原料問屋協同組合 〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 11-8 電話 03-3591-2708 FAX03-3508-4994
巻末一覧 No. 38	建設廃棄物協同組合 〒104-0031 東京都中央区京橋 2-6-6 藤木ビル 3 階 電話 03-5159-8171 FAX03-5159-8173 (一社) 東京都産業資源循環協会 〒101-0047 東京都千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7 階 電話 03-5283-5455 FAX03-5283-5592 (一社) セメント協会 〒103-0041 東京都中央区新富 2-15-2 RBM 築地ビル 2 階 電話 03-5540-6171 FAX03-5540-6181 ガラス再資源化協議会 (衛生陶器) 〒106-0032 東京都港区六本木 3-4-24 六本木足立ビル 203 号室 電話 03-5775-1600 FAX03-3405-5698

巻末一覧

巻末一覧 No. 39	東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課 処分場調整担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 直通 03-5388-3594 FAX03-5388-1381
巻末一覧 No. 40	東京都島嶼町村一部事務組合 〒105-0022 東京都港区海岸 1-4-15(島嶼会館 2 階) 電話 03-3432-4961 FAX03-3433-1929
巻末一覧 No. 41	○河川区域等での砂利採取の場合 河川法第 25 条及び砂利採取法第 16 条に係る河川管理者の担当部署 ○上記以外の場合 (協議先) ・ 東京都総務局大島支庁産業課直通 04992-2-4431 ・ 東京都総務局三宅支庁産業課直通 04994-2-1312 ・ 東京都総務局八丈支庁産業課直通 04996-2-1113 ・ 東京都総務局小笠原支庁産業課直通 04998-2-2122
巻末一覧 No. 42	東京都産業労働局農林水産部農業振興課 〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-4814 FAX03-5388-1456